

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025
E-mail jalisa@jalisa.info
20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007
Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.189 Aug 1, 2016

■The 6th Conference of Lawyers of Asia Pacific (COLAP-6), Nepal	2
■Confederation of Lawyers of Asia and Pacific region Is Finally Launched (June 18, 2016 in Kathmandu)	41
■A draft of UN declaration on right to peace has been adopted by UN Human Rights Council!	50
■New IADL Website	59
■The Third Nationwide Research and Exchange Conference in Fukushima on Nuclear Power and Human Rights	61
■Commentary and Report on the ‘Campaign Opposing the Bill for Partially Amending the Criminal Procedure Act and for Recording Interrogations, and Opposing Expansion of the Wiretapping Law and the Introduction of Plea Bargaining’	68
■Sponsored by 6 Lawyers Organizations: “The Abe Administration and Press Freedom: The Abe Administration’s Comprehensive Media Strategy and the Crisis of Democracy — What Can We Do?”	70
■Books Useful for JALISA Activities	72
■Series: My Involvement with JALISA Activities	78
■Series: My View on Article 9	80
□In Memory of Former JALISA President Yoshihiro Eto	81
Document: Kathmandu Declaration	83
JALISA Diary, Editorial Notes	89

INTERJURIST

日本国際法律家協会

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

Email jalisa@jalisa.info

No.189

2016年8月1日発行

定価1000円

JP番号: 01025777

■特集 ネパールでの第6回アジア太平洋法律家会議(COLAP-6)

■ ついに実現した! アジア太平洋法律家協会の設立 (2016年6月18日カトマンズにて)



アジア太平洋法律家協会 役員



■ JALISA の活動に役に立つ 書籍紹介

■ 連載 JALISA の活動とわたし

■ 連載 私は憲法9条をこう考える

□ 江藤价泰先生を偲ぶ

【資料】カトマンズ宣言

編集後記・活動日誌

■ 平和への権利 国連宣言 人権理事会で初めて宣言草案が採択される!

■ IADLの新ホームページ開設のお知らせ

■ 第3回「原発と人権」全国研究交流集会

■ 「刑事訴訟法の一部改正、可視化法案・盗聴 法拡大・司法取引導入に反対する運動」の 解説・報告

■ 法律家6団体「安倍政権と報道の自由— 安倍政権による総合的メディア戦略と民主 主義の危機・私たちは何ができるか—」

インタージュリスト189号目次

■ ネパールでの第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6)		
■ COLAP-6への日本代表団派遣	COLAP-6日本団長 大久保賢一	2
■ COLAP-6の全体報告	日本国際法律家協会事務局長 長谷川弥生	4
■ 分科会1「世界平和と地域平和」について	名古屋学院大学教授 飯島 滋明	6
□ 基調報告 東アジアの平和をめぐる状況	日本国際法律家協会 笹本 潤	7
□ 核兵器廃絶のために、私たちに求められていること -COLAP-6への問題提起-	日本反核法律家協会事務局長 大久保賢一	9
□ 沖縄の米軍基地問題から見た東アジアの安全保障	弁護士 喜多 自然	11
□ 日本国憲法の平和主義と安保法制	名古屋学院大学教授 飯島 滋明	14
■ 分科会2「人権」について	弁護士 中峯 将文	16
□ NUPLとの交流プログラムについて	日本国際法律家協会事務局長 長谷川弥生	17
□ 外国人労働者 (技能実習生) の労働実態	弁護士 中峯 将文	20
■ 分科会3「経済発展の権利」について	弁護士 相曾真知子	22
□ 避難生活の精神的被害—浪江町津島地区	弁護士 磯部 たな	23
□ 日本の福島第一原子力発電所事故について	関西学院大学 神戸 秀彦	24
□ 日本の貧困問題	弁護士 相曾真知子	27
■ 分科会4「民主主義を脅かすもの」について	弁護士 田中 俊	29
□ ヘイトスピーチ	弁護士 安原 邦博	31
□ 日本の戦前の思想弾圧と現代のアジア・日本	治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 菅野 亨一	33
□ 日本のメディア状況について	日本国際法律家協会事務局 / 映像作家 / 横浜国立大学博士課程後期 高部 優子	35
□ 直接民主主義の手段としての公正かつ実効的な行政へのムスリム・ミンダナオの希求 -広島県との協力による広島大学の実践的平和構築研究の試み		
広島大学・社会科学部研究科「実践的平和構築研究拠点」広島大学教授 吉田修/広島大学研究員 新本万里子/広島大学教授 中坂恵美子		37
■ ついに実現した! アジア太平洋法律家協会の設立 (2016年6月18日カトマンズにて)	アジア太平洋法律家協会事務局長 笹本 潤	41
■ COLAP-6の感想		
□ ソリダリティーナイト 大成功 (日本代表団20人心ひとつに)	大矢勝	43
□ ボカラツアーに参加して	弁護士 岩城 稔	45
□ コラップ6に参加して -ネパール式セレモニーとの出会い	弁護士 狩野 節子	46
□ 地震の傷跡が残るネパール—多様性の背後にある、関心と寛容に触れる	弁護士 白 充	47
■ 平和への権利		
□ 平和への権利 国連宣言 人権理事会で初めて宣言草案が採択される! 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 笹本 潤		50
□ 3月の院内集会報告	日本友和会 飯高 京子	52
□ 「市民の伊勢志摩サミット」とJALISAについて	名古屋学院大学教授 飯島 滋明	54
□ 軍隊のない国家研究の最前線 (1) クリストフ・バーベ「非軍事化 - 軍隊のない国家」の紹介 東京造形大学教授 前田 朗		54
■ IADL 関係		
□ IADLの新ホームページ開設のお知らせ		59
□ 新連載「IADL HPの紹介」 声明:トルコにおける人権をめぐる状況の急激な悪化について		59
■ 第3回「原発と人権」全国研究交流集会		
□ 第3分科会「日本はなぜ核を手放せないのか」の報告	弁護士 大熊政一	61
□ マーシャル諸島発 国際司法裁判所への提訴:核被害を繰り返さない証を求めて 明星大学グローバルヒパクシャ研究会 竹峰誠一郎		63
■ 「刑事訴訟法の一部改正、可視化法案・盗聴法拡大・司法取引導入に反対する運動」の解説・報告	青山学院大学教授 新倉 修	68
■ 法律家6団体「安倍政権と報道の自由-安倍政権による総合的メディア戦略と民主主義の危機-私たちは何ができるか-」	弁護士 宮坂 浩	70
■ JALISAの活動に役に立つ書籍紹介		
□ 松井芳郎著「国際法学者がよむ尖閣問題-紛争解決への展望を拓く」	弁護士 大熊 政一	72
□ 良くないぞ!日本の民主主義 『これでいいのか!日本の民主主義 失言・名言から読み解く憲法』	弁護士 川津 聡	75
□ 『安保法制を語る!自衛隊員・NGOからの発言』	弁護士 中森 俊久	77
■ 連載 JALISAの活動とわたし	弁護士 宮坂 浩	78
■ 連載 私は憲法9条をこう考える	名古屋学院大学教授 飯島 滋明	80
□ 江藤价泰先生を偲ぶ	青山学院大学教授 新倉 修	81
【資料】カトマンズ宣言		83
編集後記・活動日誌		89

ネパールでの第6回アジア太平洋法律家会議

COLAP-6 への日本代表団派遣

日本代表団団長 大久保 賢一

代表団の構成

6月17日から19日の日程で、ネパール・カトマンズにおいて、第6回アジア太平洋法律家会議 (Conference of Lawyers of Asia Pacific VI) が開催された。日本からは、学者・弁護士・大学院生・社会活動家など総



勢22名が参加した。地域的には秋田・埼玉・東京・神奈川・愛知・大阪・広島・兵庫・沖縄などに広がっている。年齢層は60代後半から20代半頃。男女別の構成は男性11名女性9名である。総じて、バランスが取れていたといえよう。日本代表団は、開催地ネパールに次ぎ大規模なものであった。

会議の特徴

開催国ネパールは、現職の首相が開会式に参加してスピーチするほどにホスピタリティーを発揮していた。参加国の数は米国も含む20か国。参加者は約170名。朝鮮半島からは4人の参加があった。ただし、中国および台湾からの参加がなかったのは、画竜点睛を欠くであろう。アジア太平洋地域、とりわけ、北東アジアの安定と平和を展望するうえで、中国や北朝鮮との対話は不可欠だからである。今後、この2か国の参加を追求して欲しいと思う。



開会式でスピーチをする首相

会議の内容

会議は、開会式と閉会式および4つの分科会で構成されていた。開・閉会式は、威厳はあったがいささか冗漫であった。分科会は、1「世界平和と地域平和」、2「人権」、3「経済発展の権利」、4「民主主義を脅かすもの」である。いずれの分科会でも、日本代表団からの報告が行われた（詳細は後記）。若い世代の参加者の意気込みはうれしかった。また、第1分科会では笹本潤弁護士が基調報告を行い、第2分科会のまとめの報告は長谷川弥生弁護士が行った。

会議の成果とこれから

会議の成果として「カトマンズ宣言」が採択された(83 ページ参照)。平和、人権、発展の権利、民主主義など各分野にわたる網羅的な宣言となっている。この採択の過程で「テロとの戦い」をどう位置付けどう表現するかということで、様々な意見が交わされた。欧米支配層流の「テロとの戦い」だけでは、新自由主義や空爆を含む武力行使と対抗するうえで、不十分であることは明らかである。かといって、テロを容認することなどはできない。議論が錯綜するのはやむを得ないであろう。

私としては、核兵器についても原発についても全く触れられていないのはいささか残念であった。核兵器国や原発依存国からの参加もあったので、デリケートな課題であろうが、せめて核兵器廃絶についての方向性を示してほしかったと思う。オバマ米国大統領でさえ、その方向は語っているのである。

アジア太平洋法律家同盟

(Confederation of Lawyers in Asia and Pacific region) の設立

会議の成果の一つとして、アジア太平洋法律家同盟が設立された。ただし、日本語での正式名称は未定である。これまでのコラップ会議の成果を継承し、組織体として活動しようという意図である。アジア太平洋地域といえば、その範囲は広い。今回参加していたトルコ、インド、パキスタン、バングラディッシュ、ネパール、フィリピン、朝鮮半島と見渡しても、課題は多い。けれども、格差と貧困の解消、持続可能な発展、平和的手段による紛争解決などは共通する課題であろう。笹本弁護士はこの組織の初代事務局長に、長谷川弁護士は会計に、新倉修教授は執行部委員に選出されている。全面的バックアップが私たちに課せられた新たな課題といえよう。

(2016年6月30日記)

COLAP- 6の全体の報告

日本国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生

第1日目

ネパールの首都カトマンズのマラーホテルにおいて、2016年6月17日午後5時30分から開会式が開かれました。開会式には20か国から100人以上が参加して行われました。各国の代表団はそれぞれに紹介され立ち上がりました。開催国のネパールを除き、各国の代表団の中では日本が22人と一番大きな代表団で会場から大きな拍手をいただきました。開会式にはネパールの首相をはじめ主要大臣が出席されました。また、IADLの会長代行としてフランスのロラン・ベイユ弁護士 (94歳!) も参加され、盛大に行われました。

開会式の後、IADLのメンバーであり、数か月前にネパールの司法長官に就任されたハリ氏により参加者全員にバイキング形式の夕食がふるまわれました。



ロラン・ベイユ氏

第2日目

午前中は、全体会として「ネパールにおける民主化プロセスの発展と課題」と題して、制定されたばかりの憲法、人権や司法の問題について発表されました。参加者全員にネパールの新憲法 (英訳付き) が配られました。

その後、分科会1「世界平和と地域平和」と分科会2「人権」に分かれ、午後の3時ころまでそれぞれの分科会が並行して開催されました。私が参加したのは分科会2で、分科会2について全体の報告者の役を仰せつかり、分科会はまったく余裕がなく、あっという間に終わりました。フィリピンの弁護士たちや、IADLのメンバーで参加していて英語が堪能な弁護士、日本代表団の方々が協力してくださり、要約をつくることができました。みなさまに感謝しております。

午後4時ころからはアジア人権法律家協会設立に向けた協議が行われ、設立の際の宣言案について、各国代表団から様々な意見が出され、活発な議論が行われました。

そして午後6時ころからは若手法律家の活動についてのサイドイベントが行われました。参加したのは、ネパールをはじめ、フィリピン、日本、マレーシアの若手法律家でした。若手法律家への教育や若手法律家の活動などについて活発に意見交換がなされました。サイドイベントの最後には、アジアの若手法律家の組織を設立しよう、という意見が出てこれから組織化されることが決まりました。

この日は、夜の予定がなかったので、日本代表团だけでホテルの近くのネパール料理店に行き、モモ (momo) という餃子のような料理を食べたり、ネパールのビールやお酒をいただくなどして、親睦を深めました。参加者のみなさんがそれぞれにいろいろな思いを持って参加されていること、またこの会議に参加して新たな思いを抱かれたことなどを聞くことができ、大変刺激を受けました。

最終日

午前9時から午後2時ころまで分科会3「経済的発展の権利」と分科会4「民主主義を脅かすもの」にわかれてそれぞれの分科会が開催されました。

その後2時間くらいの休憩をはさんだ後、午後4時半ころから各分科会の報告者が各分科会の内容についての報告を行いました。私は分科会2の報告をさせていただきました。

その後、アジアの法律家による人権団体の設立総会が開かれました。予定では宣言案を採択する予定でしたが宣言案の内容の一部について議論が紛糾し、内容の確定には至らなかったため、細部の確定については執行部に一任されたうえで採択されました。そのうえで、アジアの民主的な法律家団体であるCOLAP (Confederation Of Lawyers in Asia and Pacific region) が設立されました。(これまでの会議の略称と同じです。会議 (Conference) の部分が入れ替わりました)。日本からは、執行部委員に新倉教授、事務局長に笹本弁護士、会計に私が就任しました。

そしてようやく午後の7時ころから、閉会式が開催されました。閉会式にもネパールの前首相をはじめ主要大臣が参列され、ネパール国家を挙げての行事であることを感じました。

閉会式の後には参加者全員でのソリダリティナイトが、会場のマラーホテルの広大な中庭で開催される予定でしたが、あいにく激しい雨が降り出し、結局夕食のみとなりました。ソリダリティナイトでは各国による出し物が予定されていただけに残念でした。しかし日本代表团はあきらめませんでした! 代表团メンバーの大矢さんの先導で、夕食の場所となったレストランで横断幕を掲げて日本の歌を歌いました。残念ながらすでにホテルに帰ってしまった代表团もいたのですが、残っていた方々には聞いていただくことができました。

最終日のその後

すぐに日本に帰国された方、ボカラへのツアーに行かれた方、カトマンズの町を散策された方、IADLの会議に出席された方、などなど、それぞれに分かれた後、全員無事に帰国しました。次回COLAPの会議は2年後に開催する予定です。みなさまでどうぞ参加ください。

分科会 1 「世界平和と地域平和」について

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

2016年6月17日から19日にかけて、ネパールのカトマンズで「アジア・太平洋法律家会議」(Conference of Lawyers of Asia Pacific) が開催された。本稿はその分科会1「世界平和と地域平和」の報告である。開始予定時間は6月18日10時30分からだったが、前のセッションが大幅に遅れ、分科会が始まったのは昼食後からだった。報告者がそろっているかを議長が確認し、場合によっては順番を変えると会場にいた参加者には伝えていた。こうした、いかにも時間に几帳面ではないアジア的な雰囲気の中で第1分科会がはじまった。

ヤン・フェルモンIADL事務局長が議長、ベトナムのヌヤン・トアン・サン氏が副議長、アリーヌ・フォジャ氏が第1分科会全体に関する報告を担当した。

笹本潤弁護士とIADL副会長のロラン・ベイユ氏が基調報告を担当し、1「軍縮と核兵器の廃絶」では「核兵器廃絶のために私たちは何をすべきか」と題した報告を大久保賢一弁護士が行い、他にも「アメリカの干渉と鮮朝半島」と題する報告がなされた。2「アジア・太平洋地域でのアメリカ拡張の影響と平和への脅威」の箇所では、「人民対世界的な平和への脅威と侵略戦争」との題で世界平和評議会の方から、「アジア太平洋地域で高まる干渉と非平和」との題でフィリピンから、そして「沖縄の米軍基地問題から見た東アジアの安全保障」と題して沖縄の喜多自然弁護士が報告を担当した。3「隣国間の紛争/意見の違いの平和的解決と国際法、二国間協議ないし国連機構の利用」の箇所ではネパールの法学校教授とベトナム等が報告を担当した。4「日本国憲法9条への脅威と新安保法制の課題」では、私こと飯島が「日本国憲法の平和主義と安保法制」と題する報告を担当した。

この分科会で中心的な問題となったのは、アメリカと中国による軍事力を背景とする外交の危険性であった。アメリカは北朝鮮の核を批判するが、そのアメリカ自身が合同軍事演習やミサイル防衛などで北朝鮮への挑発を行っていること、そうしたアメリカの外交・軍事演習こそ韓半島に不安定さをもたらしていること指摘された。そして外交交渉 (Diplomatic Negotiation) により平和的な解決が目指されるべきことが主張された。中国も南シナ海で「違法かつ侵略的な活動」をしているが、ベトナムやフィリピン、そして東南アジア諸国は平和的手段 (Peaceful Means) でこうした紛争を解決しようとしているなどが紹介された。

この分科会では大久保賢一弁護士と喜多自然弁護士、そして私が日本人として報告を担当した。内容については別稿で紹介されているのでそちらに譲るが、大久保弁護士の核廃絶の主張は、「ヒロシマ」「ナガサキ」という悲惨な負の歴史を持つ日本からの発言として重みを持つ

のであった。喜多弁護士の報告は、パワーポイントを使って沖縄戦の歴史やその後のアメリカによる占領政策、現在の米軍基地の問題などを視覚的に紹介したこともあって極めて好評であった。私の報告に関しては、日本が攻撃されてもいないのに海外で武力行使が可能になる安保法制の危険性が、アリーヌ・フォジャ氏の報告でも指摘されていた。

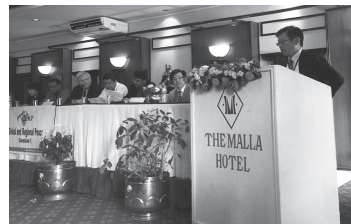
そしてこの分科会に関しては、IADL副会長のロラン・ベイユ氏の発言を紹介したい。戦争を体験した人の話を伺うたびに感じるが、戦争の悲惨さを身をもって知っているため、平和への思い入れは極めて強いものがある。齢は90歳を超え、ナチスに抵抗した経歴をもつ法律家のロラン・ベイユ氏の発言にも悲惨な戦争体験に基づく、平和への思い入れは一通りでないものを感じた。そのロラン・ベイユ氏はこの分科会で沖縄の問題と憲法9条の問題に言及していた。沖縄に関しては、「辺野古に新基地を建設することは国連憲章に反する」と発言していた。憲法9条に関しても、憲法9条は国連憲章2条4項(武力不行使の原則)と同じ要求に基づくものであり、憲法9条を廃止することは国連憲章2条4項に相容れない旨の発言をした。私の報告に対して、議長のヤン・フェルモン氏は「安倍自公政権への日本市民の反対運動は世界の平和運動にとっても重要である」とのコメントをしたが、アジア・太平洋での平和構築のため、多くの市民の連帯の重要性が再確認された分科会でもあった。

分科会 1 基調報告 東アジアの平和をめぐる状況

日本国際法律家協会 笹本 潤

1. 核兵器問題

この10年間、東北アジア地域は核兵器の脅威のもとで不安定な地域になってきている。北朝鮮は、核実験を発表し、核弾頭を配備できるミサイルを発射した。それにより軍事的緊張が高まり、日本のようないくつかの国がそれを再軍備の口実にしようとしている。



しかし、アメリカがこの数十年北朝鮮を敵視してきたことに注目しなければならない。そしてそれが北朝鮮の反動を引き出し、それが今や韓国と日本の軍備増強の口実に使われている。このような悪循環に陥っている。

核軍縮の国際的側面は、アメリカとロシアの核交渉がウクライナ紛争のためあまり進んでいない。

しかし、国連では核軍縮に向けた作業部会が始まり、2014年には、マーシャル諸島が国際司法裁判所に、9つの核保有国を相手に核軍縮を求める裁判を提訴した。この訴訟は現在進行中である。このような、法、条約を作り、司法システムを使う軍縮の動きは、世界平和をつくる上で

有効である。

2. 米軍のプレゼンス

2012年オバマ政権は東アジアへの転換政策を発表した。これは対中国の同盟国との2国間軍事同盟の強化を目指したものである。アメリカと中国の首脳は両国の儀礼と外交を維持しようとしているが、この戦略は明らかに中国を封じ込める内容で、アメリカは中国の近隣諸国と軍事的、経済的、外交的関係を強化した。

韓国の済州島では、軍事基地が建設中であり、そこはアメリカ軍も使うことができる。日本の沖縄では、沖縄の人々の反対に抗して、新しい米軍基地が建設されようとしている。フィリピンでは、フィリピン全土を米軍基地にし、米軍がフィリピン軍基地に自由にアクセスできるようになる、強化防衛協力協定 (EDCA) がアメリカとの間で結ばれた。これらすべては、2国間関係を使い、不平等条約を作ることによって中国を封じ込めることを狙いとしている。日本の新しい集団的自衛政策を伴う軍事的拡大は地域の緊張を悪化させている。アメリカのアジア転換政策はより危険な状況を生み出している。

3. 領土問題

この3年間、領土紛争が、中国の経済的、軍事的な拡張による南シナ海や東シナ海において起こっている。この動きに対抗し、アメリカはこの緊張した地域でパトロールを強化した。

これは主権国家が対処すべき事柄である。私たちアジア太平洋地域の法律家はこれを軍事力でなく、法と正義を通して解決しなければならない。フィリピンは、ハーグにある国際仲裁裁判所に提訴した。また国連海洋法条約 (UNCLOS) による国際法的な解決を目指すべきである。

4. 強制から安心供与へ

これらの安全保障に関係することを軍事的強制でなく、自己抑制によって解決する必要がある。私たちは声を上げていかなければならない：侵略的戦争や他国の領土に干渉することに反対し、日本国憲法9条のような自己抑制の法、少なくとも自衛のために武力行使を制限させるようにし、共同軍事演習をするなど挑発的な行動を抑制すること、などが必要である。

今国連人権理事会で審議されている平和への権利は武力の行使を制限する方法の一つの方法である。日本の1973年の判決は、基地のそばに住んでいる人たちの平和的生存権が侵害されているとした。2006年の韓国の憲法裁判所の判決も、米軍基地に移転に関する訴訟で、平和的生存権を認めた。2012年には、ASEANが平和を享受する権利を人権宣言に取り入れた。

私たちは、このような進歩的な成果を、国連だけでなく、アジア太平洋に広げていかなければならない。

5. アジアの法的システムの確立

法律家として、私たちは、NGOとして効果的なフレームワークをつくる能力があり、それを政府に提案できる能力がある。アジアは、EUやOASなど政府間の共同体や、人権裁判所などを有していない、(ASEANを除く) 世界で唯一の地域である。私たちは、このCOLAP-6で新しい法律家の組織を立ち上げようとしている。これは平和と人権のための法的システムに向けて大きなステップになる。私たちは、この理想に向けてともに進んでいかなければならない。

核兵器廃絶のために、私たちに求められていること - COLAP-6 への問題提起 -

日本反核法律家協会事務局長 大久保 賢一

問題の所在

現在、地球上には約15,700発の核兵器が存在する。これらの核兵器が使用されれば「壊滅的な人道的結末」がもたらされることになる。

1945年8月、広島・長崎で被爆し、その実相を知っている人々は「原爆は人間として死ぬことも、人間らしく生きることも許さない、絶滅だけを目的とした絶対悪の兵器です。」としている。また、今年4月に、広島で開催されたG7外相会議の「広島宣言」も「原子爆弾投下によるきわめて甚大な壊滅と非人間的な結末」という表現をしている。



このように、国際社会では、核兵器使用による壊滅的な人道的結末についての共通認識は形成されつつあるが、核兵器廃絶に向けての具体的な現実的な取り組みは始まっていないのである。その交渉が開始されない理由は、核兵器国や日本を含む核兵器依存国が、核兵器が自国の安全保障に不可欠であるとの政策（核抑止論・拡大核抑止論）を取っているからである。彼らは、核兵器という「絶対悪の兵器」を、自国の安全保障の「切り札」だとする政策の非倫理性と没論理性の呪縛に囚われたままなのである。

私たちは、核兵器の使用を禁止するだけでなく、その製造、実験、配備、移譲、使用を全面的に禁止し、その廃棄を含む法的枠組みを形成したいと考えている。そして、そのための国際交渉を速やかに開始することを求めている。

その立場からすれば、現在の課題は、核兵器国を核兵器廃絶に向けての交渉の場につかせることである。

この報告では、二つの取り組みを紹介する。一つはマーシャル諸島政府の「核ゼロ裁判」であり、もう一つは国連核軍縮公開作業部会 (OEWG) についてである。

マーシャル諸島政府の「核ゼロ裁判」

マーシャル諸島共和国政府は、2014年4月24日、核兵器国9カ国を相手国として、核軍縮交渉を開始しないことの違法性の確認と交渉開始の命令を求めて、国際司法裁判所に提訴した。その根拠は、核不拡散条約(NPT)や慣習国際法である。これが「核ゼロ裁判」である。けれども、この訴えが成功するかどうかは不透明である。

そもそも、国際司法裁判所は加盟各国に対して強制管轄権を持っていないので、その管轄権の有無が最初の論点となる。英国、インド、パキスタンが応訴しているが、他の6カ国は、応訴していない。

現在、英国、インド、パキスタンとの間での管轄権をめぐる手続きは終了し、判決を待っている状況にある。

これら3カ国は、「核兵器のない世界」の必要性については同意しているものの、インドはこの手続きが進行している期間に弾道ミサイルの実験を行い、英国は自国だけに宛てられた判決には「片手で拍手しろというようなもの」だと主張し、パキスタンは口頭弁論に出席していない。

マーシャル諸島政府は、「国際司法裁判所は、核兵器が地球上のすべての文明と生態系を破壊する潜在力を持つとしている。マーシャル諸島は、『法の支配』に依拠するがゆえにこの裁判を提起した。国際司法裁判所に、この請求が受理可能だとの宣言を求める。」としている。

国際司法裁判所の管轄権についての判決は今年9月頃に予定されている。この判決がどのような内容になるのか予断はできないが、マーシャル諸島のような小国が、核兵器国を相手として、このような訴訟を提起したことは、大小各国の同権を基礎とする国際社会において「法の支配」を確立することに貢献するであろう。

国連核軍縮公開作業部会 (OEWG)

2015年のNPT再検討会議は最終文書を採択できなかった。しかしながら、「核兵器のない世界の達成と維持に必要な法的措置を熟議する公開作業部会 (Open Ended Working Group)」が設置された。

この作業部会は、ジュネーブで、今年2月に第1会期、5月に第2会期がもたれ、8月の第3会期を経て、秋の国連総会で報告と採択がなされることになっている。この会議には各国政府だけではなく、市民社会も「作業文書」を提出している。

ところで、「核兵器のない世界」の実現のために、どのようなアプローチをとることが効果的なのか、現実的なのかなどについていくつかの意見がある。その意見の相違は、核兵器国が納得できる形で進めるべきだという考え方と、核兵器国の協力なしでもできることから始めるべきであるという考え方の違いである。核兵器国が核兵器を廃棄しない限り「核兵器のない世界」は実現しない。他方、核兵器国が核兵器に依存している限り核兵器は永遠になくならないのである。だから、核

兵器国の意向を尊重しようという考え方(日本政府もこの考え方である)は、本気で核兵器をなくすつもりはないのではないかと非難されるのである。

その意見の違いをどう乗り越えていくのか、まさにそのことが問われているのである。

私たちに求められていること

「核兵器のない世界」を求めているのは、被爆者や私たちだけではない。核兵器国も「核兵器のない世界」は必要だとしている。オバマ大統領もそのことを宣言したし、広島でそのことに言及するであろう。

そうすると私たちの課題は、核兵器国や核兵器依存国に、「核兵器のない世界」に向けた、現実的かつ具体的一歩をどう始めさせるかということになる。すでに、NPT6条は、加盟各国に核軍縮義務を課している。これは、単に軍縮だけではなく、核軍備の解消義務を命じていると理解できる。核保有国も含め、この義務の履行のための交渉を開始し、それを完結させ、それを維持するための法的枠組みを形成することが求められているのである。

そのために活用されるべきは、核兵器使用がもたらす壊滅的人道上の結末を土台とする「人道アプローチ」を再確認し、そもそも、自衛のためであっても使用を禁止される方法手段があることを想起することである。無差別攻撃を禁止し、残虐な兵器の使用を禁止している国際人道法の核兵器への適用である。

その作業を進めるうえで有効な方法は、原爆投下をはじめとして、核実験などを含む現実の核被害の実相を知ることであり、核戦争の結末についてのシミュレーションである。

核兵器がもたらす結末を容認する法的価値は存在しない。核兵器は法の埒外に放逐されなければならないのである。国家の安全保障のために核兵器を使用することはもとより、その製造・保有・配備も禁止されるべきである。

現在、私たちは、人類社会の滅亡をもたらす兵器を権力者たちに委ねているのである。

全世界の民衆が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する世界を希求する私たちは、このような倒錯した「核の時代」から、一日も早い脱出を目指さなければならない。

(2016年4月30日記)

沖縄の米軍基地問題から見た東アジアの安全保障

弁護士 喜多 自然

1 日本（沖縄）における米軍基地問題の状況

日本には約3万5000人の米軍人が駐留しており、そのうち、米軍人の約70%が、米軍基地（米

軍専用施設)の面積の約74%が沖縄に集中しています。沖縄は日本の国土面積の約1%ですので、そこに米軍基地が集中し、県土の約10%を米軍基地が占めるという現状になっています。

現在日本において米軍基地をめぐる最大の問題は、沖縄県の北部にある名護市辺野古に新しい米軍基地を建設する計画です。この計画は、大浦湾という浅海域を約160ヘクタール埋立て、1800メートルの滑走路2本を含む広大な米軍基地を作るというものです。政府の説明では、現在沖縄県中部に位置する普天間飛行場が基地の周りに住宅が密集する「世界一危険な基地」となっているため、その代替施設として新しい基地を作る必要があるということになっています。



これに対して、沖縄では根強い反対運動があります。というのは、普天間飛行場の閉鎖が必要であることは間違いないものの、沖縄に新たに基地を作れば、沖縄の基地負担が継続することになり、米軍犯罪の多発のほか、航空機騒音や環境汚染などの現状が改善されないことになるからです。また、埋立予定の大浦湾は、珊瑚礁に囲まれ、多数の希少動植物の生息する生物多様性の豊かな地域となっており、沖縄はこのような自然環境を失うことになります。また、近年は沖縄県の米軍基地関連収入は県民総所得の約5%程度まで低下しており、国内外での沖縄人気、日本本土からの投資などの影響で米軍基地は沖縄経済の阻害要因と考えられるようになっていきます。2013年には当時の沖縄県知事が公約を破って埋立てに必要な公有水面埋立法の承認を行いました。これに対して沖縄県民の多くが反対し、2014年には埋立てに反対する知事が誕生、保守と革新が連合して新基地建設に反対する「オール沖縄」と呼ばれる政治的な動きができ、経済界の一部もそれを支えるという構図になっています。

新しい知事は、前知事の行った公有水面埋立法の承認を取消し、法的には埋立ての根拠が失われました。これに対して日本の安倍政権は、沖縄県を相手に訴訟を提起するなど、新基地建設を強引に進めています。

2 歴史的背景 (アメリカの戦略と関連して)

沖縄は、第二次世界大戦で日本での唯一の地上戦の舞台となり、民間人にも多大な被害が出ました。沖縄を占領した米軍は、当時の日本軍の基地を使用したり、その後新たに土地を接収したりして、広大な米軍基地を作り上げました。1952年に日本は主権を回復しましたが、その後も沖縄は日本本土から分断され、1972年に沖縄が日本に復帰するまで、米軍の施政権に置かれました。1950、60年代には本土での米軍基地反対闘争により本土の米軍基地は縮小しましたが、沖縄では新規の土地の接収が行われ、基地負担が拡大しました。

「ソ連の脅威」を想定した冷戦の終結に伴い、本来は、在日米軍基地の整理縮小が進められるべきでした。しかし、米国は冷戦後も東アジア地域における米軍の戦力を維持するため、「日

米安保の再定義」を日本に求め、その結果、日本では、米軍に対する基地の提供や財政的支援を引き続き維持すること、米軍の指揮の下での自衛隊と米軍との一体化などが進みました。

辺野古新基地建設も、このような日米の防衛政策の延長線上にあります。

米国からすれば、日本政府の費用で普天間基地よりも使い勝手のよい軍事基地を手に入れることができ、また、沖縄本島北部にはジャングル戦闘訓練を行う北部演習場などもあり、一体的な演習を行えるというメリットがあります。

3 日本国内での議論状況

上記のとおり、沖縄は本土の基地負担との格差に対する不公平感が根強く、新基地建設に反対しています。安全保障の専門家も、必ずしも沖縄が地理的に最適地とはいえないと述べています。沖縄では20歳の女性が元海兵隊員の軍属の男性に殺害される事件が発生し、2016年6月に大規模な集会が開催されます。

これに対して日本全体で見ると、日本の安全と繁栄を確保するためには日米同盟の維持が必要であるという認識が根強くあります。とくに、1990年代後半から起こった北朝鮮の核問題、近年では中国の軍事力、経済力を日本の安全に対する脅威と捉える認識が広くあります。

このように、沖縄の意識と日本政府や本土の意識には大きな乖離がありますが、とりわけ2014年の新知事誕生以降は、日本本土でも沖縄の過重な基地負担の改善を求め、日本の軍事化に反対する市民運動も広がりつつあります。

また、法的には、沖縄の反対の中で新基地建設を強行することが、日本国憲法の定める地方自治に反するのではないかという議論があり、注目されています。

4 東アジア地域への影響

オバマ政権はアジア太平洋地域を重視する政策（リバランス政策）を取っており、日本の米軍基地の機能の維持や、自衛隊との一体化などを日本に要求しています。

このような軍事力の強化、抑止力の維持は、逆にこの地域での安全保障環境を悪化させており、頻繁に行われている大規模な軍事演習がきっかけとなって軍事衝突に発展するおそれも指摘されています。

また、この地域での米軍のプレゼンスの強化は東アジア共通の安全保障枠組みの構築とは相反するものであり、徐々にであれ米軍の影響力を縮小し、東アジア共通の安全保障の構築や、地域での非核化や軍縮を進めることが必要になります。

5 東アジアの法律家の役割と連帯の可能性

軍事基地は様々な被害をもたらします。沖縄でも航空機騒音に対する訴訟があり、環境汚染や自然環境の破壊などの問題があります。この地域の法律家が連帯して、被害の実態を共有

する必要があります。また、各国の地位協定や国内の法制度の共通点、相違点についても共有することが必要です。

例として、基地問題に取り組む沖縄と韓国の弁護士は、毎年交流会を持っており、今年が10周年になります。経験交流の場として非常に有意義な会となっています。

今後は関係する地域の法律家とも広く連帯できるとよいと考えています。

日本国憲法の平和主義と安保法制

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

【1】日本国憲法の平和主義の歴史的背景

日本国憲法の基本原理ですが、基本的人権の尊重、国民主権と並んで、平和主義が採用されています。平和主義の代表的な規定が憲法9条です。まずは憲法9条を紹介します。

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



外国のなかには、「侵略戦争」を禁止する条項を有する憲法を有する国はあります。しかし、一切の戦争や武力行使を放棄した憲法はそれほど多くはありません。どうしてこうした平和主義が採用されたのでしょうか。その理由は日本の歴史にあります。

スイス・ジュネーブにある国連人権理事会の資料室には、「1931年9月、日本軍は中国の満洲地方を宣戦布告なしに侵略する」と記されたパネルがあります。このパネルで紹介されているように、かつて日本は近隣諸国に侵略戦争を行ないました。日本による侵略戦争により、近隣諸国の民衆2000万人から3000万人が犠牲になりました。生命は奪われなくても、本人の意思に反して日本の軍人の性の相手をさせられた日本軍慰安婦は、まさに個人の尊厳が蹂躪されました。そして先の戦争では、権力者や軍の上層部は一般市民や兵士には死を強要しながら、自分たちは危険になると市民や兵士を置き去りにして逃げました。たとえば太平洋戦争の末期、ソ連は満洲に侵略しましたが、軍人は市民を守らずに置き去りにして逃げました。このように、戦争は権力者や軍の上層部による、きわめて無責任な行為であることも事実が証明しました。そこで二度

とこうした無責任な戦争をさせないため、憲法前文で明言しているように、「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、「この憲法を確定」したのです。そして憲法9条では、戦争や武力行使、さらに陸海空軍その他の戦力を持つことが禁止され、交戦権も否認されています。

【2】安保法制について

繰り返しになりますが、国の最高法規である憲法では、「戦争」「武力行使」、そして陸海空軍その他の戦力を持つこと、交戦権が否定されています。しかし、歴代自民政権は朝鮮戦争を契機にして、こうした憲法に反する政治をすすめてきました。日本には「自衛隊」と呼ばれる組織がありますが、自衛隊は世界有数の装備を有しています。のみならず、自衛隊の装備は徐々に攻撃的なものになってきました。装備だけではなく、2015年9月、安倍自公政権のもとでは、日本が攻撃されていないにもかかわらず、日本が海外での武力行使を可能にする法律を成立させました。今まで日本政府は、アフガン戦争やイラク戦争の際にアメリカ軍の後方支援や兵士の輸送などをしてきましたが、アメリカと一緒に直接戦闘することはありませんでした。ところが安倍自公政権のもとで強行採決された安保法制では、アメリカと一緒に戦う道が開かれました。この法律には多くの市民が反対し、国会周辺や日本のさまざまな地域でデモや集会が頻繁に開かれました。多くの弁護士や元裁判官、憲法学者はこの法律を憲法違反だとして批判しています。今年4月には、安保法制が憲法違反であるとの本格的な裁判が起こされました。

【3】近隣諸国への影響について

安保法制ですが、アメリカは好意的に評価しています。ベトナム戦争の際、ラオスのモン族、韓国兵士などがアメリカ兵士の代わりにアメリカの戦争で犠牲になったように、安保法制により、アメリカの戦争でアメリカ人の代わりに日本人が戦い、犠牲になる可能性が生じるからです。

一方、アジア・太平洋戦争での日本の侵略戦争で犠牲になった国のなかには、安保法制の成立に懸念を示した国もあります。たとえば安保法制が成立した直後、日本とロシア外相の会談が行われました。日本の岸田外務大臣は、「地域と国際社会の平和と安全に積極的に貢献するため」に、安保法制を成立させたと発言しました。しかし、ロシアのロマンフ外相は、「開かれていない軍事同盟は地域の緊張緩和には役立たない」とのべ、アメリカとの共同の武力行使を可能にする安保法制を批判しました。中国も安保法制の成立を批判しました。安倍首相や自民党の政治家は、日本が侵略戦争をした過去を認めず、中国や韓国から信用されていません。そうした自民党が中国を脅威だと名指しし、海外で武力行使を可能にする法律を成立させたことは、日本と中国の関係悪化をもたらし、近隣諸国に不安定な状況をもたらしています。

分科会 2 「人権」について

弁護士 中峯 将文

第2分科会では、「人権」を大きなテーマとして、①人権としての平和への権利-共通する国際基準の推進、②人権擁護者を守る-法律家、裁判官、及び、平和活動家の保護、③国内および国際レベルでの犯罪被害者→権利の確保、④移民の権利の保護、及びアジア太平洋地域における人身売買への取組み、⑤アジア太平洋地域における先住民の権利の保護、⑥政治参加及び政策決定における女性の平等の確保、⑦子どもと高齢者の権利の擁護をサブテーマとして議論が行われました。

最初に、Neri Colmenares氏（フィリピン）による基調報告が行われ、平和への権利と人権とは共生関係にあると力説されると共に、コラップの役割の重要性をとても説得的に主張されました。

その後、14名の発言者が、上記サブテーマに沿った発言がありました。

とりわけ、オーストラリアのマッコリー大学の名誉教授が述べていた、「今日、世界的に人権活動を行う法律家への心身への脅威が増加している状況となっており、法律家を保護するため国際的なネットワークを築かなければならない。」と主張していた点は、その後のフィリピンの弁護士による同様の発言（フィリピンでは）とともに衝撃的でした。

日本からは、長谷川弥生弁護士、NGOライトハウス所属のヒル恵さん、及び、私が発言しました。

長谷川弁護士は、JALISAとNUPLとが協同して行ったインターンシップ制度について報告をされました。このプログラムは、コラップVにおいて移民を送り出す国と受け入れる国の法律家が連帯して何が出来るかの議論がされ、その結果動き出したもので、継続的な協働が行われているという点でとても有意義なものであったと思います。

また、ヒルさんは、人身取引被害の救済を専門に扱うNPO法人のメンバーであって、相談活動などの現場に身を置く立場から、日本での人身売買の増加及びそのスキームについて説明がありました。堂々とした語りで、会場からは大きな拍手が出ていました。

私は、日本で働く外国人労働者、とりわけ技能実習生の実態について、報告しました。長谷川弁護士からの報告にもあったように、外国人労働者の問題は、送出し側と受入側とで協同しなければならない問題だと思います。分科会後、基調報告者のNeri Colmenares氏に私の問題意識をぶつけ、共に協力していくことを確認しました。Neri氏からは、彼のよく知る送出し機関の連絡先を教えてくださいました。具体的にどう活用できるか未だ具体的な案はありませんが、この報告を読んだ方からのご意見もいただければ幸いです。



右から中峯さん、ヒルさん、長谷川事務局長

NUPLとの交流プログラムについて

日本国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生

はじめに

私はJALISA (日本) とNUPL (フィリピン) との間でインターン提携共同事業 (以下「JIPP」) について紹介します。

この事業は、2010年にマニラで開かれたCOLAPVで採択された決議を契機として始まりました。この決議は、①人権を尊重する法律家に呼びかけて、困窮していて不利な地位にある移民労働者に法的支援を提供すること、また、②アジア太平洋地域の法律実務家や人権啓発団体の連帯を強化すること、でした。

ここではJIPPのもとで行っている6つの活動についてご紹介いたします。

1 ネットワークの拡大と強化

JIPPのもと、日本では、移民のネットワークが拡大、強化してきています。日本の多くの地域で、フィリピン人だけでなく他の国籍の人にも広がっています。そして、移民のグループと深くかわり、彼らの問題、例えば、労働問題、ビザ、入管関係、DV被害、人身取引、本国から保護を受けられない問題等について、支援しています。

このネットワークは様々な社会的背景や職業の個人やグループを結びつけてきています。

JALISAの法律家だけでなく、他の法律家団体に所属する法律家も時間と手間を費やして、移民が巻き込まれた法的問題に取り組んでいます。

また教会や市民団体もネットワークに参加して、移民とりわけDV被害者や人身取引被害者等に関する問題を扱う際に我々の活動を支えています。

2 移民についての問題提起

JIPPは日本に移民深刻な状態について一般により多くの関心と呼びよせることが、支援活動を広げるうえで重要なことであると考えています。

JIPPは、移民問題に関する議論の多くが、メディアで報道されることに限られていることに特に注意しています。多くのメディアは移民による犯罪のみに焦点をあてており、そのことが人々に移民はトラブルメーカーであり侵略者である、という意識をうえつけているのです。

3 日本において不利な地位にある移民に対する法的支援と福祉的支援

JIPPは、ただ一時しのぎの支援ではなく、移民を力づけるプログラムを提供しています。日常の当面の問題解決より、情報供与や教育の方が移民自身に力をつけることになると信じているからです。しかし、長い時間をかけた解決を待つ間、緊急で具体的な移民のニーズにも対処して

います。そのため法的支援と福祉的支援も行っています。

法的支援と福祉的支援は移民とその家族にとって不可欠のものです。この12か月間、JIPPIは400以上の要請にこたえてきました。その中で、238件について法的支援を行いました。

移民が直面する問題の多くは、労働、ビザ、入管に関係した問題、領事館に関係した問題、家族の問題です。我々に助けを求める人々は、しばしば、前のクライアントやコミュニティのメンバーからの紹介で来ます。日本にいる多くのフィリピン人は、2つ以上の仕事を掛け持ちしており、直接会って面談する前に、土曜日や日曜日に電話をかけてきます。

様々な問題のなかで、家族に関する問題に焦点を当て、3つのトピックについて述べます。

まず、DV被害者が増えています。この12か月の間に、3人のDV被害者の身体的保護を行い、5人に安全な場所を提供しました。被害者の中には情報の提供だけでよい人もいます。逃げる場所がない人のためには、急いで自治体や女性センターに助けを求めに行きます。何かの理由で、政府のシェルターに入れない場合には、我々の組織のようなNGOが運営する一時的なシェルターなどに保護します。多くの被害者は政府の運営するシェルターには入りたがらず、親戚や友人のところにいることを希望します。

次に、離婚と婚姻無効のケースです。多くの人々はどこでどのように手続きをすればよいのか知りたいだけです。その一方で、すでに日本で離婚した人がフィリピンで離婚を承認する手続きをするために弁護士を探すために連絡してくることもあります。通常我々は、その人の問題に特化した情報を提供します。訴訟を提起することを決意した人には我々のネットワークの弁護士につながります。そのうえで、周りでどのようなことが起こっているのかよりよく理解するために、基本的な問題についての一般的な傾向も教えます。

3つ目のトピックは人身取引事例です。我々は人身取引に関心がある個人から多くの人身取引事例について報告を受けています。残念なことに具体的に個人的な経験の報告にいたることは少なく、また、告訴に至るケースはほとんどありません。もともと偽装結婚に誘われ、非常に低賃金で夜のバーでホステスとして働かされたり、工場で働かされたりしていることについての不満は多くあります。しかし残念なことに、その後も継続して電話をかけてくることはあまりありません。3人の被害者は加害者とのその仲間を告訴しましたが、起訴されませんでした。被害者の中には、弁護士との面談の前にあきらめてしまう人もいます。彼らは、事件が適切に扱われなかった際に報復を受けるかもしれないことを恐れているのです。ある被害者などは、告訴を決意したのに、被害者に認定されず、フィリピンに帰らされてしまいました。

コミュニティの周辺でしばしば聞く話を信じるとすれば、人身取引はとても多く起こっています。ところが、多くの被害者は、たとえ司法的救済の手段を知ったとしても責任追及して告訴することには消極的です。なぜなら法律や規則があいまいで被害者に苦難を与えるものであるからです。被害者と認定されることなく、出国を強いられるかもしれません。さらに悪いことに、被害者はしばしば共謀者とみなされることがあります。日本人と結婚して婚姻ビザを取得して日本で働き口を見

つけたらよいとリクルートされた被害者がリクルーターを告訴したときもそうでした。その被害者はクラブで働いたものの結局予定されていた給料のほんの一部しか受け取れませんでした。なぜなら大半の残りはリクルーターへの支払と日本人夫に搾取されたからです。彼女はビザ取得のために婚姻した夫にレイプもされました。

4 互い（日本とフィリピン）の法と実務に関する知識の習得

JIPPを通して、インターンとして日本に来たボンゴス氏は、一定レベルまで、移民に関する日本法や実務知識を習得しました。また彼独自の調査と研究によって、法律がどのような規定であるのか、またそれが今日の移民にどのように作用しているのかについて、理解できるようになりました。また彼は、フォーラムやシンポジウムに参加して、法律実務家、市民活動家、移民支援者としての経験をもとに様々な事例を扱い、実務知識を身につけました。

JALISAもまた、フィリピン人移民の実態についてより理解を深めるため、また労働現場やコミュニティや家庭生活で移民が直面している一般的な問題や課題を明確にするため、また、移民が彼らの課題や問題にどのように反応したり対処したしているかのパターンをみつけるために調査を試みました。しかし、うまくいきませんでしたので、再度挑戦しているところです。

またJALISAは、フィリピンの法や実務についても知りたいと考えています。そこで私はフィリピンへのスタディーツアーを計画しています。

5 「あなたの権利を知ろう」プログラム

2014年からボンゴス氏は、各コミュニティ集団ごとに「あなたの権利を知ろう」という教育プログラムを行っています。このプログラムでは、移民は自分たちの権利を学び、日々の問題についてどのような法的救済が受けられるのかを知ることができます。このプログラムはより理解しやすいようにフィリピンの言語で行われています。

ボンゴス氏は、あらゆるコミュニティ集団で、このプログラムを紹介し、日本の労働法、家族法、入管法や移民の権利について、移民が自分たちに関係する問題についての知識を身につけるのに役立っています。

6 「家族を引き離すな」キャンペーン

我々は新しいキャンペーンも企画しています。「家族を引き離すな」キャンペーンです。これは特に家族が引き離される事態が起きていることに着目したもので、家族の誰かに退去命令が出されたときに起こります。最近、いくつかのフィリピン人家族が家族の一人もしくは二人の在留資格がはく奪された後に我々に法的支援を頼んできました。彼らの中には、入管に収容された者もいました。彼らは長くかかる訴訟を続けなければならない、家族の他のメンバー、とりわけ子どもにとつ

て心身ともに大きな負担となっています。

このキャンペーンは、在留特別許可のためのガイドラインを改定することを目的としています。また最終的には、法務省に退去命令を再度考慮すること、そして申請者の以前の資格を復活させられないのであれば新しく別の在留資格を許可することを求めていく予定です。

終わりに

JIPPにおける我々の活動を拡大して強化することは継続的な努力です。フィリピン人の日本への大量流入が続く限り、私たちはプラットフォームとしての我々のネットワークをより強化していかなければなりません。タイムリーで効果的な支援をするだけでなく、政府に働きかけて、社会の周辺に押しやられて力のない移民たちの困難を和らげるような政策の変更を働きかけていかなければなりません。移民は日本社会に貢献しているのです。日本は現在ゆるやかに日本国内における移民の問題への取り組みを始めています。少なくとも日本は、移民が公正に扱われ、彼らの権利が適切に保護されるようにすることが必要です。

本音と建て前が乖離している日本の外国人受入政策

弁護士 中峯 将文

日本は、「専門的、技術的分野の外国人労働者」の受入を「より積極的に推進する」一方、「いわゆる単純労働者」の受入は「十分慎重に対応することが不可欠である」として、一貫して消極的な態度を取っています。しかし、政府の積極的な受け入れ方針にもかかわらず、専門的・技術的労働者の受入は伸び悩み、一方で、技能実習生、留学生など、多くの単純労働者が存在します。

それが顕著に表れているのが、外国人技能実習制度及び外国人留学生制度です。両制度とも、日本で技術、技能、知識を学び、帰国後にそれを母国に還元するという目的を有しますが、実態は、劣悪な労働環境で単純労働に従事する技能実習生や不法就労目的で入国する留学生など、制度の趣旨に反した事例が多数明らかになっています。

私たちは、コラップ開催にあたり、在日ネパール人の知り合いを通して、周囲のネパール人の方の労働環境についてインタビューさせて欲しいとお願いしました。しかし、「私たちはネパールに帰ったら仕事がありません。日本で仕事を頑張っていきたいのでインタビューに応じることはできません。」と、断られました。ネパールでは、1995年から10年間続いたマオイストによる武装闘争とその後の政治的混乱により経済が低迷し、国内に十分な雇用機会がないため、海外移住者が増加しているといわれており、帰国しても雇用の機会がなく生活が出来ないことから、過酷な労働環境でも絶えざるを得ないのではないかと思います。

代わりに、在日ベトナム人の私の友人が、技能実習生38人に、彼らが置かれた労働環境についてアンケートを取った結果分かったことを紹介し、そこから浮かび上がる課題についてお話ししたいと思います。

まず、技能実習生制度の問題として、送出国にある送出し機関から違法な保証金や手数料などの不当徴収が行われていることが指摘されていますが、今回のアンケートにおいて、38人中11人が送出し機関に保証金を納めていることが分かりました。保証金、手数料等の総費用を算出すると、5000ドル以上10000ドル以下が15人で、10000ドル以上が4人いました。5000ドルはベトナムの平均年収の2年分以上の収入に相当する金額です。技能実習生の大半は、この金銭を借金によってねん出していました。この実態から言える問題としては、ベトナムにおける送出し機関は政府の下で十分に管理されておらず、送出し機関の裁量で諸費用を決定し、金銭的搾取を行っているという送出国の問題と、巨額な代金支払いのため、借金返済のために過酷な労働環境であっても辞められないという問題があります。

次に、受入企業側の問題として、契約上の仕事と実際に技能実習生に従事させている仕事内容とが異なることが、アンケート結果から多数認められました。ある人の場合、契約上はソーセージ加工業であったが、実際には肉を袋に入れるだけの作業でした、また、ある人は、契約上は型枠加工業であったが、実際には農業、草刈、ゴミ拾い等をさせられていました。「今の仕事は帰国してから役立つと思いますか」という質問に対しては、役立つと思うと答えた人は、わずかに7人に過ぎず、「分からない」と答えた人が10人、「役立つと思う」と答えた人が18人という結果になりました。技能実習生は、技能実習の意味を感じられない状況にあるといえます。制度理念は技術移転による国際貢献を目的としていながら、実際には単純作業・重労働に従事させており、制度の理念と実態が乖離している状況にあると言わざるを得ません。アンケートに答えた技能実習生は、「会社に従うしか選択肢がない。」と述べており、ここでも技能実習生は権利主張さえできない非常に弱い立場にあることが分かります。

以上述べたような問題は日本でも社会問題となり、技能実習生の権利保護強化のため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が国会に提出され審議されています。そこでは、受入企業において、強制貯金などの不正行為の禁止を掲げており、技能実習生の権利保護のための一定の担保をしています、「会社に従うしか選択肢がない」という技能実習生の声からすれば、権利保証の実効性をどのように担保するのが課題であると考えます。また、送出国による送出し機関の監理も重要であると考えます。

分科会 3 「経済発展の権利」について

弁護士 相曾 真知子

分科会3は、経済発展の権利をテーマに、基調報告を含め、約10名のレポーターからの報告があり、それに合わせてフロアからも複数名発言がありました。

基調報告は、議長を務めたインドのNiloufer Bhagwat氏から行われ、グローバリゼーションの影響について、グローバリゼーションは中国を除く発展途上国のGDPを引き下げしており、アジアの経済発展の権利を侵害していること、アウトソーシングは労働者の賃金を引き下げているとの主張がなされました。

その後、①公正で公平な経済発展のための貧困の撲滅とグローバリゼーションの弊害、②経済発展の権利の国際的及び国内的フレームワーク、③気候変動と環境悪化の原因と結果、④少数者の経済的・社会的正義の実現、⑤規制されていない社会的正義の実現を副題として、ネパール、オーストラリア、フィリピン、日本のスピーカーからそれぞれ報告がなされました。

とりわけ、フィリピンのCheryl Daytec-Yangot氏からは、経済制度と政治システムとの関係やSNSの影響力、企業のLP責任に対する国連への働きかけ等について報告がありました。またフィリピン特有の事情も踏まえ、世界で貧困が広がっているが、「平和」とは戦争がないだけでなく、貧困がないことであり、貧困をなくするためには女性の政治参加をあらゆるレベルで高めるべきであるとの報告がなされました。

日本からは、日本の貧困についてと、原発について報告がなされました。日本の貧困については、議長からも、G7の国でさえ貧困が存在することは驚きであるとのコメントがなされたように、参加者には日本にも貧困があるという認識はほぼなかったようでした。原発については、福島原発事故における対応の問題点や避難生活を余儀なくされた被災者の被害状況、事故に関する訴訟の経過等について報告がなされました。原発に関する問題は、他のコラップ参加国の中でも関心が高い事項だと思われますが、基調報告において、福島原発事故の際に企業責任がきちんととられなかったことについて言及があったものの、フロア発言が多数あったために時間がなかったこともあり、実質的な議論はあまりなされませんでした。

経済発展の権利についてはどの国でも関心が極めて高く、経済的發展を通し貧困をどのようになくしていくかということが共通の重要な課題である一方、新自由主義の欠陥やグローバリゼーションの弊害の認識も共有されてきているようでした。分科会においては限られた時間の中でなかなか議論というところまでは至らなかったものの、各国特有の事情も踏まえた経済発展の権利に関わる問題の共有ができたと思います。

避難生活の精神的被害—浪江町津島地区

弁護士 磯部 たな

第1 はじめに

原発事故により、多数の人が、避難を余儀なくされました。今回は、私が、除染を求める訴訟で関わっている浪江町津島地区の方の避難生活についての現状をお伝えしたいと思います。



第2 コミュニティの崩壊・喪失について

避難者は、それまで、友人・知人に囲まれた中で暮らし、その中で生活史を積み重ねてきました。ところが本件事故は、その生活史を一瞬で奪い去りました。このことは、避難者にとって、最も大きな苦痛を与えています。中には、故郷を追われた心理的負担から、一日中寝込んだり、うつ病や不眠症を発症したりする避難者もいます。被介護者数も、本件事故前の909人から1458人まで増加しました。



第3 生活破壊について

本件事故により、友人・知人のみならず、家族がバラバラになってしまった世帯が多数存在します。家族の離散は、生活破壊をもたらし、避難者に、やはり、薄れることのない大きな苦痛を与えています。

第4 収入の減少について

本件事故により、多くの避難者がそれまでの仕事を失いました。とくに、これまで農業や林業に携わってきた者は、次の仕事に就くことがなかなか出来ません。空になった牛舎を見て、死にたくなった避難者もいます。

第5 仮設・借り上げ住宅での困難な生活について

避難先の居住環境は悪く、ほとんどの避難者が、心身共に疲れ果て、様々な病気に罹患しています。避難者が避難後に、各自の自宅へ戻ったのは数えるほどですが、室内には避難当日の洗濯物が干したまま、当日の新聞が広げられたままの状態、戸がはずれ、藤づるが居室の中いっばいに満ちて、ハクビシンが住みついており、いたるところに埃が積り、防護マスクをしていても、獣臭やカビの臭いが充満していて、長時間滞在すると頭痛に襲われています。道路はイノシシ等の被害で崩れてしまっています。

第6 避難先でのいじめ、偏見

避難先では、被害者の実情や放射線に関する理解の不足から、避難者に対するいじめがなされ、避難者の精神状態をより一層追いつめています。これまでの友人と切り離され、急に転校を余儀なくされた子供たちは、「放射能がうつる。」などとからかわれ、不登校となってしまっています。

第7 いつ戻れるのか分からない不安定さについて

政府が帰還困難地域について、正確な情報を提供することはなく、戻れる状態にするかどうかについても、情報が二転三転しています。避難者は、津島に戻りたいという強烈な思いと戻れないかもしれないという不安のはざまで、常に心が宙ぶらりんとなり、まるで蛇の生殺しのような状態にあります。

第8 津島が除染されないことの苦痛について

本件事故の原発の被害は、類例のない被害規模の大きさであり、除染が困難なものとなり、津島は、除染されず放置されています。自分たちの生きる基盤である地域が放射線で突然かつ一方的に汚染されるとともに破壊され、それが回復されないことへの憤りややるせなさは、これまでの日本人が経験したことのないものであると言えます。

第9 まとめ

このように本件事故の被災者の精神的損害は、少しも減少していないどころか、むしろ、増大の一途をたどっています。自殺者の数も増え続けているのが実情です。津島地区の避難者が奪われたのは、先祖代々受け継がれ、自分自身も生きる環境を形成していた自然的、社会的、文化的環境なのです。これには、自己実現の基礎となる職業、絆や愛のある生活のすべてが含まれています。これらが失われたことは、将来への希望が失われたのも同然です。津島が元に戻り、住民が、元のとおり暮らしができるようにならない限り、回復し得ない損害なのです。

日本の福島第一原子力発電所事故について

関西学院大学 神戸 秀彦

1. 福島第一原発事故の発生

2011年3月11日、日本の近くの太平洋の海底でマグニチュード9.0の地震が発生した。地震と津波により、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」）1・2・4号機が爆発した。全交流電源喪失状態となり、冷



却水ポンプを起動できなくなったのが原因である。1~3号機では、核燃料がメルトダウン・メルトスルーした。その結果、大気・土壌・海洋などに、放射性ヨウ素に換算値すると約900000兆ベクレルの大量の放射性物質が放出された。政府から避難指示が出された区域（福島原発から半径20km以内および空間放射線量が年20ミリシーベルト<mSv>）以上の区域）は約1000km²に及んだ（図参照、年20 mSv≡毎時3.8マイクロシーベルト<μSv>）。国際原子力事象評価尺度（INES）でいえば、チェルノブイリ原発事故と同等のレベル7の「深刻な事故」である。

2. 住民の避難状況

避難者は、2016年1月時点で合計約10万人に達する。日本政府は2011年に事故収束宣言を行ったが、裏腹の事態が進行している（注※）。避難者には、(A) 政府の避難指示による者と、(B)「自主」避難者がいるが、①広域避難、②家族の離散、③避難の長期化、④生活基盤の喪失、といった苦難に遭遇している。避難者（A）の属性は、避難元の区域ごとに、i) 帰還困難区域（5年経過後も年20mSv以上）・ii) 居住制限区域（引き続き年20mSv超の恐れ）・iii) 避難指示解除準備区域（年20mSv以下確実）の3つに区分される。iii) では、主要道路の通過・住民の一時帰宅は可能だが、宿泊はできず、病院・福祉施設・飲食業・小売業・サービス業等の再開準備のみができる。ii) ではiii) への移行が目指され、主要道路の通過・住民の一時帰宅等は可能だが、工事終了後は即退去せねばならない。i) では、そもそも年20mSv以下になる見通しが示されていない。i) 区域を含む大熊町・双葉町・浪江町（注※※）では、避難元に「戻らない」と言う者の率が高く、2016年、各自64%・55%・48%である。

（※）住民の避難問題の他に、1) 福島発敷地に地下水が流入し放射能汚染水となり、汲み上げをするタンクが満杯状態に近い問題と、2) 廃炉は決定されたが、燃料がメルトダウンし、廃炉作業期間は一応30~40年だがそれでは完了しない、と見られる問題とがある。（※※）津島地区は浪江町の一部である。

3. 避難指示および解除の問題点

現在、政府と自治体により、その場から放射能を除去（＝「除染」）し、中間貯蔵施設（大熊町・双葉町に設置、保管期間30年）など他の場所へ移動し保管する作業がされている。ところが、2014年以降、空間線量率年20mSv以下となりインフラ整備の見通しもできたとして避難指示が解除され、2017年3月までには、ii)・iii) 区域すべてで解除される。しかし、次の問題点がある。第1に、避難指示が解除されても住民の帰還率が低い。川内村では解除後3年で帰還率は約60%で、楢葉町では解除後約半年で約8%である。医療・介護等施設の再開が不十分、原発の安全性に不安、生活用水の安全性に不安、というのが住民の理由である。第2に、解除後1年をめどに賠償金が打ち切られる。東京電力は、原子力損害賠償法に基づく基準に従い、避

難者 (A) に賠償金 (慰謝料、1人月10万円<=約1000ドル>) を支払っている。しかし、避難者には事故後無職となった者が多く、賠償金の打切りは避難者に打撃になる。第3に、解除の基準は年20mSv以下への低減である。しかし、公衆の被ばく限度は、国際放射線防護管理委員会 (ICRP) 1990年勧告では年1mSvである。避難指示または避難指示解除基準の年20mSvは大幅に高い。第4に、避難者 (B) には定期的な賠償金が一銭も払われない。加えて、福島県が行っていた仮設住宅・福島県内外の民間アパートの無償提供 (約2万5千人) が、2017年3月に打ち切られる。ちなみに、東京電力の賠償金額は、2016年に約6兆円 (=約600万ドル) に達し、東京電力は倒産状態だが、国が資金援助を行う原子力損害賠償支援機構の元で倒産しない配慮がされている。

4. 損害賠償訴訟および再稼働差止め訴訟

避難者 (A)・(B) に加え、放射線量が公衆より高い区域に居住する滞在者 ((C)) が、東京電力・政府を被告とし、損害賠償請求訴訟を起こしている。2016年2月現在、日本全国で21の原告団が提訴し、合計は約1万人に及ぶ。請求内容は (A)・(B)・(C) により異なる。原告全員が (A) の福島原発避難者訴訟では、原告は、避難に伴う精神的苦痛として全員一律1人1000万円 (約10万ドル)、ふるさと喪失に伴う精神的苦痛として全員一律2000万円 (約20万ドル) に加え、各人の土地・建物・家財道具等の財物損害、各人の避難に伴う避難実費・生活費増加分・休業損害を、東京電力に対して請求している。しかし、(A)・(B)・(C) に共通する請求の基調は、被害の完全救済と原状回復であり、近々、進行の早い訴訟の判決が出されることになっている。

福島原発事故後の約2年間、事故前に稼働していた日本の全ての原発50基が稼働を停止した。ただし、福島原発炉心近くには現在でも人の立ち入りができず、事故の原因解明は十分ではない。確かに、福島原発6基を含む計11基が廃炉となった。しかし、事故後2012年に政府に設置された原子力規制委員会は、新規規制基準を策定して審査を進め、順次再稼働を認めている。最初が九州電力川内原発で、次に関西電力高浜原発であった。周辺の住民は、再稼働の差止めを求める仮処分や訴訟を起こしているが、2015年現在、日本全国で28件に上る。そして、2014年、福井地裁が大飯原発の差止めを認める判決、2015・16年、福井地裁・大津地裁が、それぞれ高浜原発の差止めを認める仮処分決定を出した。

日本では、原発の再稼働に否定的な世論が、肯定的な世論より多数である。私は、福島のような深刻な事故を二度と繰り返さないためにも、原発の開発を中止して既存の原発を廃炉とし、代わりに太陽光・風力等の再生可能エネルギーへの転換を図るべきと思う。日本からのベトナム・トルコ・インド等への原発輸出も中止すべきだし、世界の全ての原発の開発を中止し、既存の原発は廃炉とすべきだと思う。

日本の貧困問題

弁護士 相曾 真知子

1 日本は、第2次世界大戦後、新自由主義路線のもとで大きな経済成長を遂げてきた。しかしその裏では、貧富の差が拡大し、とりわけ貧困層は増え続けており、今日、社会的な問題となっている。日本の現状とそれに関わる裁判について紹介する。

2 日本の現状

(1) 不安定雇用の増大

日本では、「構造改革」の名の下での新自由主義路線による労働法の相次ぐ規制緩和により労働者保護が弱められ、派遣労働や非正規雇用等の不安定雇用で働く労働者が増えた。

非正規社員は2000万人を超え、現在約3人に1人が非正規社員である。非正規社員が増えると、正規社員の労働環境も悪化する。すなわち、正規社員の地位を守りたいという労働者の弱みに付け込み、労働者を酷使し、ボロボロになるまで働かせる「ブラック企業」と呼ばれる企業が現れる。長時間労働を余儀なくされた結果、うつ病や精神疾患を発症して働くことができなくなり、会社を辞めざるを得なくなるだけでなく、その後も仕事に復帰できず、貧困に陥るケースも多い。また、働き続けられたとしても、所得自体が減少しているため、憲法が保障する最低生活費以下の収入しか得られてない「ワーキング・プア」も急増している。親の所得の減少は子にも大きな影響を与え、授業料が払えずに高校を中退する若者や、食べることができない児童も年々増え続け、貧困は次世代へと受け継がれ、その連鎖を断ち切ることは容易でない。

また、派遣労働者に対する規制も緩和され、その数は増える一方で、突然解雇されて社員寮からも追い出され、仕事も住居も失い、ホームレスへと転落するケースも未だ存在している。国の調査によれば、ホームレスの数は6235人（2016年1月現在）であるが、この他にも国が把握できていないホームレスが多数おり、また若者を中心にネットカフェや友人宅を転々として生活し、実質はホームレスともいえるような者もかなりの数存在している。

(2) 高齢者の貧困

高齢者の貧困も深刻である。その大きな原因の一つは低年金である。家族形態の変化により、高齢者だけの世帯が増え、年金だけに依存する高齢者が増えている。また、高額な教育費や住宅ローンの支払いのため、預貯金がほとんどない者も多い。しかし、現在の年金額では年金だけで生活することは困難である。いったん病気や介護による出費が必要な事態が生じると、たちまち生活は立ち行かなくなってしまう。

(3) 小括

このように、現在の日本では、様々な要因から貧困は確実に拡大し、また誰もが簡単に貧困に陥り得る。これは新自由主義を採用した当然の結果とも思われる。しかし、これと対をなして、最



後の'safety net'の役割を果たすものが社会保障、とりわけ生活保護である。未だ十分とはいえないが、日本における生活保護の状況は確実に改善し、人々の意識も変化してきた。そこで、次に日本の生活保護の意義と状況、法律家としての関わりを述べたい。

3 生存権と裁判

(1) 日本国憲法25条一生存権

日本国憲法第25条は、生存権を保障している。同条は、第2次世界大戦時、国民の生存権よりも国家の利益を優先し、国民生活を破滅に追い込んだことへの反省から、国民生活を支えることを国の責務として宣言した規定でもある。

しかし、この条文があるというだけでは、国民の健康で文化的な最低限度の生活を守ることはできない。実際日本では、同条を受けて生活保護法が制定され、社会保障の主要な部分を担ってきたが、経済発展や再軍備に重点が置かれていた時は、社会保障費は削減され、生活保護の内容も決して十分なものではなかった。それを現在の水準まで引き上げてきたのは、法律家たちの寄与が少なからずあったといえてよい。

(2) 生存権裁判

1957年、憲法施行後、生活保護に関する初めての裁判が行われた。この裁判は、生活保護受給者が当時の生活保護費では、憲法が掲げる生活水準に満たないとして、国に対し、憲法25条違反を訴えるものだった。この裁判は「人間裁判」と名付けられ、国民的な運動を巻き起こし、国民が生活保護基準のあり方、ひいては、人間のあり方を考えるきっかけとなり、世論に大きな影響を与えた。この裁判が争われた10年間で、生活保護基準は様々な変更がなされ、給付額も引き上げられていった。

その後も、生活保護基準は進退を繰り返しているが、その要所で憲法25条違反を訴える裁判が行われてきている。これらの裁判自体は、総じて原告敗訴ではあるものの貧困問題の深刻さや日本の社会保障の不完全さを国民に訴え、貧困問題に取り組む様々な団体や運動を立ち上げるきっかけとなり、世論形成に寄与してきた。

しかし、現在、再び生活保護費の削減が行われ、2013年から2016年にかけてこれまでに類をみない大幅な引き下げが行われている。また、上述の通り、日本の貧困は深刻化し、生活保護の果たすべき役割はどんどん大きくなっている。こうした中、全国各地で国に対し、生活保護基準引き下げが憲法違反であるとして裁判が提起された。原告の総数は863名、弁護士は287名が訴訟に加わっており、再度、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か、国が果たすべき責務は何か問われている。

4 皆さんの国には、日本国憲法25条のような規定はあるのだろうか。新自由主義が広がり、グローバル化が進む今日、貧富の差が生まれ、多くの人が貧困に陥るのは必然ともいえる。それは、個人の責任でも家族の責任でもない。社会のあり方として新自由主義を選ぶのであれば、'safety net'としての社会保障の整備は必須である。そして、それは国による施しではなく、国民の「権利」であり、国の責務であることを宣言した日本国憲法25条の意義は大きい。

分科会 4「民主主義を脅かすもの」について

弁護士 田中 俊

1、第4分科会は、「民主主義を脅かすもの」をテーマに行われた。具体的には、1、原理主義、軍事化、及び暴力による民主主義への脅威、2、民主的な機構を強化するための公正で包括的な選挙制度の確保、3、対話と交渉、和平合意等の平和的プロセスを通じた民主主義の維持、4、司法の独立、グッドガバナンスの推進と独立的かつ信頼できる司法、といった課題がテーマとされた。

2、休憩をはさんで、約4時間、パキスタン、日本、バングラディシュ、フィリピン、ネパール、オーストラリアなど7ヶ国、14名近くが発言した。

全体会でもそうであったが、ネパールでは、長期にわたる混乱と内戦を経て、昨年9月、王政を廃止し、連邦民主制を柱とする憲法が制定された。分科会では、その憲法の定める司法も含めた統治システムについての説明等が、ネパールの前大臣から特に時間を割いてなされた。分科会の最後もネパールのゴビンダ弁護士が、新憲法についての発言をされていたようであるが、新体制で意気揚々と自信と希望に満ちた熱い語り口での話が続いた。もっとも、発言されていたネパールの方々は、異口同音に、今後の課題は、この新憲法が定着し機能するかどうかであると付言することも忘れていなかった。

3、分科会では、主催者であるネパールから先のお二方も含めて4人の方が発言されていたが、日本からも、このネパールと同人数の参加者が発言した。

(1) まず、安原邦博弁護士が、「ヘイトスピーチ」について発言した。在日コリアンが日本に居住することになった歴史的経緯を踏まえつつ、大阪鶴橋、京都朝鮮第一初級学校前での在特会による集団的ヘイトスピーチの映像を流しながら、ヘイトスピーチの実態を紹介した。安原弁護士は、日本では、在日コリアンを初めとする、マイノリティの平等の立場での人権及び基本的自由が保障されていない、そしてそれは、日本において民主主義に対する脅威となっていると発言した。参加者は、ヘイトスピーチの生々しい映像を食い入るように見ていた。言葉によるコミュニケーションが難しい国際会議の場では、特に視覚に訴える映像は効果的だったと思った。

(2) 次に、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の菅野亨一氏から、「日本の戦前の思想弾圧と現代のアジア・日本」というテーマで発言があった。菅野氏は、現在、日本では、9条違反の安保法制が成立し、全面的な戦争国家づくりが進められていること、しかし同時に、違憲立法の安保法制を廃止する運動が大きく広がっていること、憲法改正で戦争国家へと進むのか、9条を守り平和国家に進むかが国民一人一人に問われていると発言があった。さらに、菅野氏は、

その日本の平和運動の中でも重要なのが、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の国に対する謝罪と賠償を求める運動であり、請願署名等同盟の運動を紹介した。また、国内だけでなく、日本政府は、アジア諸国に対する戦後補償の問題を解決する姿勢を示していない、その最大の原因は、日本政府が先の戦争を侵略戦争であったことを認めていないことにありと指摘した、

(3) 3番目は、国法協の事務局を務める映像作家の高部優子氏から「日本のメディア状況について」発言があった。高部氏は、冒頭、日本では、政府がマスコミに介入しており、表現の自由が侵害されていると指摘した。具体的には、政府に批判的なキャスターやコメンテーターの降板が相次いでおり、政権党である自民党や閣僚がマスコミに対し政治介入している現状を紹介した。そのような状況下で、本年4月に来日した国連特別報告者のデヴィッド氏の調査報告では、日本ではメディアは構造的に政府からの圧力に弱いと指摘し、放送法4条の廃止や特定秘密保護法の根本的改正を求めたことを紹介した。高部氏は、メディアの構造的な問題点とは、記者クラブ制度の存在、マスコミ自身の自主規制があること、また、民放はスポンサーに経営を依存しており、NHKは人事権が政府にあるので、メディアは、権力を監視することが難しいと指摘した。最後に、高部氏は、NHKで勤務した経験も踏まえ、視聴者の声が重要であること、メディア内部の労働環境を充実させることも必要であろうと述べた。

(4) 最後に、広島大学の中坂恵美子教授が、「直接民主主義の手段としての公正かつ実効的な行政へのムスリム・ミンダナオの希求ー広島県との協力による広島大学の実践的平和構築研究の試みー」を報告した。教授によれば、平和構築のためには、地方レベルの統治の民主化が非常に重要であり、民主的発展を支援する活動としては、法整備支援や選挙監視だけでなく、そこで働く人たちの支援が必要であるとして、広島大学が取り組んでいる、ミンダナオ島で行っているプロジェクトを紹介された。ミンダナオ島における自治政府での将来公務員として働くことを希望する若者たちへの研修プログラムがそれである。住民の行政遂行能力を向上させ、民主主義を支援しようという取り組みである。公正で開かれた選挙を実施するだけでなく、その政策を遂行する行政能力をアップすることによって民主主義に貢献できると述べられた。

4、他に印象に残った報告は、韓国においては北朝鮮のスパイであると疑われた者に対し、取調も含めた過程での人権侵害が行われていることである。

残念だったのは、今回、会議に立ち会った通訳の能力の問題である。通訳の方自身は、一生懸命やってくださったと思う。しかしながら、残念ではあるが、法律用語、専門用語になると的を得た単語が出てこない、外国の方の発言内容が雰囲気ではしか理解できなかった。私自身の英語力をアップさせれば済む話なのではあるが。

ヘイト・スピーチ

弁護士 安原 邦博

1 はじめに

日本には、朝鮮半島に由来を持つ人々、在日コリアンが、数十万人います。今、その在日コリアンに対して、ヘイト・スピーチが行われています。ヘイト・スピーチは、公の場で、マイノリティの平等の立場での人権及び基本的自由を無視し、排除する行為であり、「話し合いによる合意」を基本とする民主主義を脅かすものです。

2 在日コリアンの紹介

1910年、日本が韓国を併合し、多くのコリアンが土地等の生活の糧を失い、日本へ移住するようになりました。また、日本によるアジア太平洋地域の国々やアメリカ等に対する戦争のための労働力や兵として徴用、連行もされました。その結果、1945年の日本の敗戦時には、約210万人の在日コリアンが存在しました。そのうち、朝鮮半島における不安定な政治状況、日本から持ち出す財産の制限などの理由で、約70万人が日本で引き続き生活をするようになりました。この人々とその子孫が現在の在日コリアンです。

3 在日コリアンに対するヘイト・スピーチ

それでは、映像で、実際に日本で行われたヘイト・スピーチを見ていただきます。これらは、ヘイト・スピーチを行った者たちが自らネットにUPした映像です。

(1) 京都朝鮮第一初級学校

これは、日本の京都の、在日コリアンの幼稚園と小学校の前です。子ども達がいる時間に、この男たちが突然現れて、学校に向けて、このようなことを叫んでいます（「スパイのこども」「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「キムチ臭い」「日本に住ましてやってんねん」



「端のほう歩いとったらええんや」)。このようなことが3度行われました。3度目は、裁判所が街宣禁止の仮処分決定をしたのにもかかわらず、です。

(2) 大阪梅田

私の住む街です。女性に指をさして、この人を殴れと公衆に呼びかけていますね。

(3) 朝鮮大学校

これは、東京にある朝鮮大学校です。門前で、大学内の生徒、教員らに向かって、「出てこい」「殺す」と叫んでいます。こういう映像をネットで全世界に公開しているのです。

(4) ナチの旗

ナチの旗、日本軍国主義の旗を持った隊列が、東京の路上で、コリアンと中国人を殺せと公衆に呼びかけています。

(5) 鶴橋大虐殺

ここは、大阪の在日コリアンが集まっている街です。鶴橋といいます。叫んでいるのは、中学生です。彼女が「鶴橋大虐殺を実行しますよ!」と叫ぶと、周りの大人が「そうだ!」と叫んでいます。大勢の警察がそれを単に見ていますね。

法務省の調査によると、2012年4月から2015年9月の間では、1152件の、同様のデモや街宣が確認されています。

4 民主主義への脅威

最初に観た京都の学校の前で、あの男たちは、実は、こう叫びもしました。「約束というものは人間同士がするものなんです。人間と朝鮮人では約束は成立しません」、と。この言葉が、日本の現状を象徴していると考えます。

ヘイト・スピーチをする者らは、単に標的を攻撃するだけでなく、公衆に対してもヘイトをアピールし、さらに、その映像をネットで垂れ流します。ネットは、彼らに賛同するメッセージであふれています。また、出版物や公人の言動にも、在日コリアンを誹謗中傷するヘイト・スピーチがあふれています。

日本で、このような排外的な言動が公然と行われていることは、アジア太平洋地域の平和を形成していく上で障害になります。例えば、ナショナリズムが煽られて、軍事主義的傾向に結びつきやすいといえるでしょう。そして、民主主義との関係では、在日コリアン等、マイノリティの平等の立場での人権及び基本的自由が保障されていないといわざるを得ません。

民主主義は、社会に生きる1人ひとりが平等な権利主体であることを承認しなければ、成り立ちません。いみじくも、あの男らが言ったとおり、同じ「人間」と「人間」であることを前提にしないと、「約束」つまり「話し合いによる合意」などできないからです。

そうすると、このように、むき出しの差別意識とそれに基づく排除があふれる日本は、今、民主主義が脅かされているといえるでしょう。

日本の戦前の思想弾圧と現代のアジア・日本

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 菅野 亨一



アジアの法律家の皆さん、こんにちは。私は日本で治安維持法による犠牲者のための要求運動をしている市民団体のメンバーです。皆さんの国からは日本がどんな国に見えているでしょうか。

今から71年前以前の日本はアジアのほとんどの国を侵略と植民地支配をして、アジア諸国民に蛮行の限りを尽くし、大きな犠牲を与えました。1945年に日本は敗戦し、ポツダム宣言を受け入れ、二度と戦争を繰り返さないことを世界の国々に宣言をして、日本は戦後新たな出発をしました。その何よりの証が日本国憲法の9条の平和主義であったのです。

しかし、冷戦がはじまり、アメリカの対日政策が大きく転換する中で、政権政党の自民党は憲法改正を党是とするようになり9条の平和主義も変質してきたと言わざるを得ません。9条違反の安保法制が成立し、全面的な戦争国家づくりが進められようとしているのが日本の現状です。しかし、違憲立法の安保法制を廃止する運動が大きく広がってきています。憲法改正で戦争国家へと進むか、9条を守り平和国家に進むかが国民ひとりひとりに問われています。

その中で日本の平和運動が重要な役割を担ってきています。日本の平和運動のなかでもとりわけ重要な、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の運動をみなさんに知ってほしいと思います。

1925年絶対的天皇制が支配するなかで、治安維持法が制定されました。この法律は「国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したるものは十年以下の懲役又は禁固に処す」という思想弾圧を中心にした法律でした。日本の植民地であった朝鮮半島や台湾、中国東北地方でも抗日、独立運動を進めた人たちが熾烈な弾圧を受けたのは治安維持法によるものでした。そのように戦争に反対する声が完全に封じられる中で全面的な侵略戦争が推し進められていったのです。

1945年治安維持法は廃止されましたが、弾圧被害者はなんの謝罪や賠償も行われず、名誉回復もなされないで今日を迎えています。1968年治安維持法の犠牲者たちが、新憲法で規定された国家賠償制度に基づき、日本政府に対して謝罪と賠償を要求して私たちの同盟が発足しました。

現在日本の全ての都道府県に支部を持ち、全国で一万五千人を超える会員を抱える組織になっています。同盟は三つのことを国に実現を求めています。1、国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。2、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。3、国は治

安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

毎年数十万の請願署名を集めています。また全国約2000地方自治体のなかで400を超える自治体で謝罪と賠償の実現を求める決議が挙げられるまでになっています。こうした運動の先例として隣国の韓国では、一連の補償の措置が取られ、抗日独立運動や東学農民革命運動の犠牲者の名誉回復が実現されています。

日本政府はこうした国民の声に対して、全く答えようとしないだけではなく、戦前の弾圧を正当化したり、秘密保護法など治安維持法の再来を感じさせる立法化が進んでいます。戦争していたのだから仕方がないという戦争受忍論や除斥期間が経過して損害賠償請求権は消滅しているなどの論法で国家の権力犯罪を謝罪しようとしていません。また、そもそもアジア諸国を解放するための戦争に反対したこと自体が問題であると言うのです。

しかし、1968年に成立した時効不適用条約では戦争と人道に反する罪には時効がないことが定められています。私たちの主張はこの国際的な基準に合致したものであり、世界の多くの戦後清算がこの原則で解決されてきているのです。

これからは、どこのアジア諸国でもこの国際法の基準が適用されて、戦争犯罪や人道に反する罪が裁かれるようになることが平和な地域構築にとって大切なことだと思います。

治安維持法の歴史は、国民の思想や表現の自由を国家の安全の理由に規制、弾圧することによって、戦争への道を歩んできたことを証明しています。現在アジア諸国では韓国の国家保安法や日本の秘密保護法など、自由と人権を否定する弾圧法規は存在しています。日本における治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の謝罪と賠償を求める運動は、現在進んでいる憲法9条を否定して戦争する国への道にストップをかけるだけでなく、アジア諸国の平和と民主主義の地域共同体作りにつながっていくものであると確信しています。

もうひとつの問題は、日本政府が、アジア諸国へ侵略戦争と植民地支配の戦後補償を行っていない問題です。戦後71年目を迎える現在でも戦後補償が未遂のままになっています。日本は、台湾、朝鮮、中国東北部、マレーシア、シンガポール、フィリピンなどアジア全域を植民地支配して、アジアの人々2000万人の戦死者を生むなど虐殺、人権侵害の限りを尽くしました。

今から71年前に植民地支配は日本の敗戦によって終わったが、日本の侵略と植民地支配によってもたらされた被害に対して、謝罪と賠償が完了していないのが日本の現状です。元従軍慰安婦の人たちの訴え、南京大虐殺被害者の訴え、強制連行被害者の訴え、強制労働被害者の訴え、重慶爆撃被害者の訴えなど、アジアの人々からいまだ日本政府を相手に謝罪と賠償を求める運動が続いています。一部解決したこともあります。大半は未解決になったまま70年が経過

しているのです。

その最大の原因は日本政府が、日本が先の戦争が侵略戦争であったことを認めず、アジア諸国を西欧諸国の植民地支配から解放するための戦争であって、犠牲どころか感謝されるべき正義の戦争であったという考えが支配しているからです。

日本は国内的には治安維持法犠牲者などへの謝罪と賠償問題を解決しなければなりません。またアジア諸国で行った戦争犯罪について謝罪と賠償問題を残しています。国内外の双方の問題解決のためには、先の戦争が侵略戦争であったことを認めることが不可欠です。この問題が解決したとき日本が平和憲法を守り、戦争をしない国として進むことが可能になると思うのです。そして同時に日本がアジア諸国との本当の意味での和解が成立して、平和な隣国関係を作ることができるようになるでしょう。

日本のメディア状況について

日本国際法律家協会事務局／映像作家／横浜国立大学博士課程後期 高部 優子

日本のマスコミに対する政府介入

日本のマスコミに対する政府の介入、表現の自由の侵害は年々ひどくなっている印象があります。パリに本部を置くNGO「国境なき記者団」が発表した「報道の自由ランキング」で、日本が180か国中、72位とされました。記者クラブ開放や外務省資料公表の透明化等の試みがあった民主党鳩山政権の2010年には11位でしたが、安倍政権発足を契機にランクを落としています。



政府に批判的なキャスターやコメンテーターの降板が続いたり、自民党がテレビ局幹部を呼び出して事情聴取を行ったり、今年2月には高市総務大臣が、テレビ局が政治的公平性を欠く放送を繰り返した場合、電波停止（停波）を命じることができると発言したりしています。

国連人権理事会「意見及び表現の自由」特別報告者ディビッド・ケイ氏の来日

2016年4月、国連特別報告者のディビッド氏が来日し、約1週間、政府機関やメディア、NGO、ジャーナリスト、弁護士などの市民社会から、日本の表現の自由と市民の知る権利に関する公式の調査を行いました。その上で、日本はメディアの独立性が脅かされている、メディアの構造として政府からの圧力に弱いと指摘し、放送法4条の廃止や特定秘密保護法の根本的改正を求めました。

日本のメディアの構造的問題点

ディビット氏の予備的勧告からも、日本のメディアの構造的な問題が浮き彫りになりました。

記者クラブ制度

日本新聞協会加盟社の会員等に入会資格が限定された閉鎖的で特権的な制度です。ディビット氏も「フリーランスとオンラインジャーナリズムに不利益をもたらし、(彼らを) 除外する」と指摘、日本のメディアが政府からの圧力に弱い一因だとして廃止を求めました。

自主規制

ディビット氏がヒアリングした多くのジャーナリストは、「有力政治家からの間接的な圧力によって、仕事から外され、沈黙を強いられた」と訴えていたそうです。現場での小さな抵抗も表面化しないような構造がマスコミには存在します。

放送局は企業である

日本のマスコミは、公共放送局であるNHKといくつかの民放があります。民放はスポンサーの意向に沿い、視聴率という数字を気にします。NHKは人事権が政府にあり、予算も国会にコントロールされています。自ずから、政府や大企業の意向を気にして、Watchdog(メディアは権力の監視機関、番犬だということ) の役割を果たせなくなる構造があります。

最後に

日本弁護士連合会は2016年4月「放送法の『政治的公平性』に関する政府見解の撤回と報道の自由の保障を求める意見書」を総理大臣に提出しました。放送関係者、学者からも抗議の声があがっています。このように市民が、政府のマスコミに対する圧力に対して、敏感に反応し、行動することは重要です。

また、一般の人の無関心、放送局や新聞社の横断的な連帯がない状況の中では、平和の文化を創出する努力など大きな視点での動きが必要だと思います。NHKにいたときの経験からも、マスコミは視聴者の意見に左右されることが想像以上にあります。番組に対する批判ももちろん必要ですが、良心的、平和的な番組に対しては、評価や励ましのメールやファックス、電話をすることも大きな影響力を持つと思います。また政府やスポンサーによって仕事を外されることのないよう、労働環境を整える努力も必要でしょう。

NHKへの政府介入の裁判は、最高裁で覆され敗訴しました。そのような日本の三権分立しているとは言い難い状況を打破するためにも、アジア人権裁判所の設立の基盤となり得るアジア太平洋法律家ネットワークの立ち上げには非常に期待しています。

直接民主主義の手段としての 公正かつ実効的な行政へのムスリム・ミンダナオの希求 —広島県との協力による広島大学の実践的平和構築研究の試み—

広島大学・社会科学研究科「実践的平和構築研究拠点」

広島大学教授 吉田 修

広島大学研究員 新本万里子

広島大学教授 中坂恵美子

1. 平和構築と地方レベルでの民主主義

「平和構築」という用語は、元国連事務総長であるブトロス・ブトロス・ガリによる1992年の『平和への課題』、及び2000年の『国連平和活動に関するパネル報告書』（プラヒミ報告書）によって知られるようになった。後者では、平和構築は次のように説明されている。すなわち、「平和の基礎を再び集積し、それらの基礎の上に単に戦争がないという以上の何かを築きあげる道具を提供するための、紛争の対極で遂行される活動」として、そして、それは「以前の戦闘員を市民社会に統合すること、法の支配を強化すること、次のことを通じて人権の尊重を向上させることを含む。すなわち、監視、教育、過去及び現存の虐待の調査、民主的な発展への技術的な支援の提供、...そして、紛争の解決及び和解の技術の促進を通じてである。

内戦の場合は、民主的な発展は、さらなる紛争の原因となりうる暴力及び排除を予防するために不可欠である。この文脈では、地方レベルの統治を民主化することが非常に重要である。なぜならば、地方政府はその地方の人々の状況やニーズを知る立場にあるからだ。合法的で公正で実効的な地方政府の存在によって、人々は生活の中で自治に参加することができる。

民主的な発展を支援する活動として、国際社会はこれまで法整備支援や選挙監視に力を入れてきた。しかしながら、そこで終わってしまっただけでは十分ではなく、新しくできる政府のために働く人達の支援も同様に必要である。紛争の時期を過ごさなければならなかった彼らには、民主的なやり方での統治はなじみがないものかもしれない。教育を役割とする大学はこの分野で平和構築への貢献ができるだろう。それが、広島大学が試みていることである。次に、ミンダナオ島で行っている私たちのプロジェクトを簡単な背景を含めて紹介したい。

2. ミンダナオ島における自治政府での将来公務員として働くことを希望する若者たちへの研修プログラム

(1) 背景

フィリピンの最南端に位置する島であるミンダナオ島のムスリムは、独立を求めて40年以上闘ってきた。彼らは、自由かつ衡平な処遇を通じた土地に対する先祖伝来の権利の獲得のために

闘った。スペインによるフィリピン植民地支配の時代もミンダナオ地域はムスリム王国として独立していたにもかかわらず、スペインは米西戦争に敗れた後、ミンダナオを含めたフィリピン全体をアメリカに売却してしまった。アメリカは、残虐な平定作戦によってミンダナオを制圧した後、同地に軍政を敷き、このムスリムが多数を占める島に多くのキリスト教徒を連れてきて、定住させ支配させた。この過程で、ムスリムは彼らの土地所有を否定され、少数原住民の人々とともに周辺化されてきた。

周辺化の過程は、1946年のフィリピンの独立後も続き、マルコス大統領はさらにミンダナオ島へのキリスト教徒の移住を加速させた。1968年にフィリピン軍で起きた屈辱的な事件は、ムスリムの組織的な運動を作り、モロ民族解放戦線 (MNLF) を生み出した。MNLFとフィリピン政府との和平合意は前者を分裂させ、新たな組織、モロ・イスラム解放戦線 (MILF) が形成された。しかしながら、熾烈且つ長期にわたる軍事的な対立と交渉による解決を模索する紆余曲折を経て、MILFとフィリピン政府は「バンサモロに関する枠組み合意」(2012年) と「バンサモロに関する包括的合意」(2014年) に最終的に合意した。バンサモロに関する枠組み合意に基づいて、両者は合同でバンサモロ移行委員会を設置し、バンサモロ基本法の起草に取り組んだ。バンサモロ基本法は今や「バンサモロ」すなわちムスリムの歴史的な土地と呼ばれるようになったムスリム・ミンダナオ地域における自治政府の基礎となるべきものであり、議会内閣制と独自の首相を備えたバンサモロ政府が2016年に設立されることが予定された。しかし、2016年6月現在、フィリピン議会の抵抗によって、このスケジュールが予定通りに進む見込みはほとんどない。

(2) ミンダナオ・バンサモロ政府の平和構築人材開発強化のためのヒロシマ・グローバル・プロジェクト

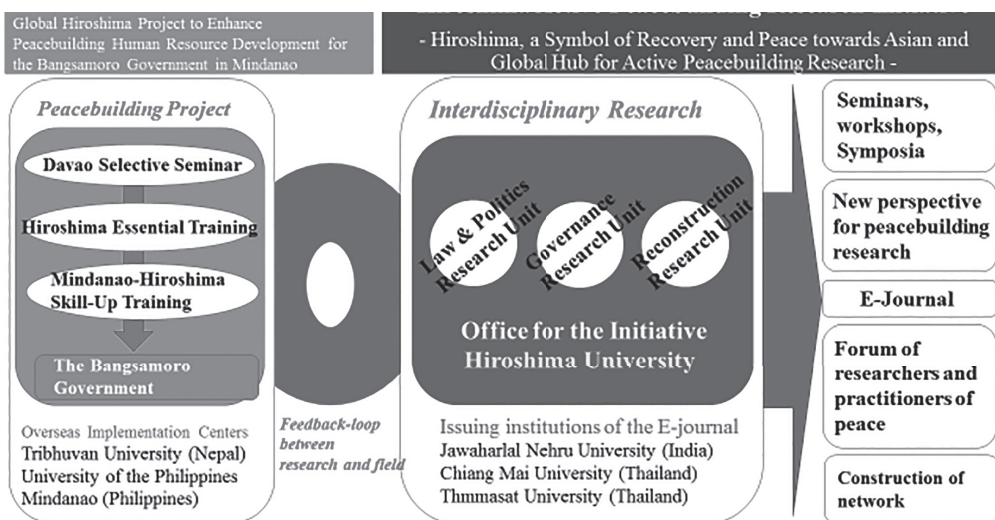
広島大学が広島県と共に、バンサモロの青年のための研修プロジェクトを国際協力機構 (JICA) に提案したのは、バンサモロ枠組み合意ができてバンサモロ地域に平和と発展への期待が高まっていた2013年のことである。この研修プログラムの基本理念は、この地域に新しく導入された民主主義を支援しようということである。パトロン—クライアント関係 (首都と地方の政治家間の主従的相互依存関係) や地方の政治家が持つ私的な軍隊など、フィリピンに現に存在する様々な形態の既得権益によって、フィリピンは民衆の利益のために民主主義的な制度を活かすことができなかった。この状況は一般的に人々にフラストレーションを与えているだけでなく、バンサモロに対する差別や不公正の原因となり続けている。自分たちの地域に自治政府ができれば、バンサモロの人々は自分たちの声をきいてもらい自分たちのニーズを満たしてもらうことを正当に期待できる。しかしながら、バンサモロ住民の生活を長年にわたり圧倒してきた闘争のために、今や決定は民主的になされるときであるにもかかわらず、彼らにその決定を実行に移す能力が欠けているというのも事実である。40年以上にもわたる自由のための闘争で、彼らは多くのエネルギーを戦闘に費やしすぎ、行政遂行能力を奪われてしまったのである。だが、民主的に行われた決定を現実にするのは、バンサモロ住民のこの行政的な能力にかかっている。もしも民主

的に行われた決定が実施されずに実現に至らなかったら、人々の失望とフラストレーションは一層深いものとなり、それが再び軍事紛争のサイクルの原因となってしまうかもしれない。



写真左上：広島大学での講義、中央上：大久野島（毒ガス島）で戦争遺跡見学、右上：大崎上島での農協の活動の見学
左下：市役所での研修、中央下：自治会の方々と住民自治について討論、右下：ミンダナオ島コタバト市での研修成果発表会

民主主義は開かれた公正な選挙の実施で終わるものではなく、むしろそこから始まるものである。平和という観点からの民主主義の重要性は、それがこれまでく奪されてきた人々の願望を満たすために正しいステップを踏んでいるかどうかという点にある。このために、政府の行政能力は民主主義にとって最も重要な要素の一つであり、広島大学と広島県庁は持続可能な力としての民主主義に貢献したいと考えている。



3. 結語

ミンダナオ島におけるプロジェクトは広島大学「実践的平和構築研究拠点」が現在力を入れている活動の一つである。広島大学「実践的平和構築研究拠点」の試みは、広島は復興と平和の象徴として実践的平和構築のためのアジア及び世界のハブになろうという考えにもとづいている。私たちは、COLAP-6を通じて平和、人権及び民主主義のために活動している人々と知り合うことができ、私たちの今後の活動への示唆を得ることができることを期待している。平和構築にかかわる実務家と研究者が経験と知識を共有しネットワークを形成することを目的として、私たちは電子ジャーナルである Hiroshima Journal of Peace を発行している。どなたでも関心をお持ちの方はお問合わせいただければ幸甚である (<http://hipec.hiroshima-u.ac.jp/e-journal.html>)。

「追記：この度私（中坂）がCOLAP-6に参加させていただいた動機は、アジア諸国の人権状況について生の声を聞き、平和構築としての人材育成という私たちの活動に役立てたいということ、そして実践的な活動をしている人々とのネットワークを形成したいということであった。報告の機会もいただけることになったので、広島大学の行っている事業と民主主義の関わりについてお話をさせていただいた。報告後、複数の国の参加者が声をかけてくれて意見を交わすこともでき、大変有意義な時間を過ごすことができた。紙面を借りて、事務局はじめお世話になった皆さまにお礼を申し上げたい。



ついに実現した！アジア太平洋法律家協会の設立 (2016年6月18日カトマンズにて)

アジア太平洋法律家協会 事務局長 笹本 潤

ネパール・カトマンズで開かれた第6回アジア太平洋法律家協会 (COLAP-6) の2日目6月18日に、アジア太平洋法律家協会 (Confederation of Lawyers in Asia and the Pacific: 略称COLAP) が設立された。今まで慣れ親しんできた「(Conference of ...)」という5年おきに開催されていた会議体から、同じ「COLAP」という名称の恒常的な組織に生まれ変わった。

会議体から組織にする声は以前から多かった。会議体としてのCOLAPは、1980年代から第1回がニューデリー(1988年)、第2回が東京 (1993年)、第3回がハノイ (2001年)、第4回がソウル (2005年)、第5回がマニラ (2010年)、そして第6回がカトマンズ (2016年) と開かれてきた。各COLAPでは、多くの参加と分科会がもたれ、宣言文書もそれぞれ採択された。しかし、それぞれの宣言を実行していく組織・機関がないのが実態であった。これだと、日常的に起こるアジア太平洋地域で起こっている事態に対して、アジアの民主的法律家として声明を出すことや、国際キャンペーンを起こすことはほとんどできず、せめてIADL (国際民主法律家協会) が声明を出すにとどまっていた。今後は、組織づくりにはまだ時間がかかるが、日常的な法律家同士の交流や活動が活発に行われていくことになるはずだ。

ネパールでのCOLAP-6の会議では、憲章の採択とともに、執行部が選出された。執行部は、会長、事務局長などの役員と、各法律家協会からの代表からなりたっている。



Confederation Of Lawyers in Asia and
Pacific regionの役員

会 長 ジテンドラ・シャーマ (インド)

副会長 ハリ・プーヤル (ネパール)、アブラール・ハサン (パキスタン)、ネリ・コルメナレス (フィリピン)、ニャン・ファン・クイエ (ベトナム)、ニルーフェル・バグワット (インド) の5人

事務局長 笹本 潤 (日本)

事務局 ミラン・ダーレル (ネパール)、ハサン・タリク・チョードリー (バングラデシュ)、
レ・チ・キム・タン (ベトナム)、エドレ・オラリア (フィリピン) の4人

会 計 長谷川 弥生 (日本)

執行部 (7つの協会から選出)

1. イシウォリ・プラサド・ブッタライ

(ネパール、Progress and Professional Lawyers Association -PPLA)

2. グレイス・トリニダード (フィリピン、National Union of Peoples Lawyers -NUPL)

組織・管理担当兼任

3. 新倉修 (日本、Japan Lawyers International Solidarity Association -JALISA)

(新倉さんが参加できないとき、清末愛沙)

4. 未定 (Democratic Lawyers Association of Bangladesh)

5. 未定 (India Association of Lawyers)

6. 未定 (Pakistan Democratic Lawyers Association)

7. 未定 (Vietnam Lawyers Association - VLA)

会長のインドのシャーマさんは、会議体のCOLAPを最初から築いてきた人で、今回の組織体としてのCOLAPの設立にあたって、憲章の草案作りなど精力的に取り組んできた中心人物だ。副会長の、フィリピンのネリさんは国会議員を2期務め、フィリピンの人民の闘いの先頭に立ってきた人だ。ネパールのハリさんは、COLAP-6の直前に司法大臣に任命された。インドのパクワッドさんは、開発の分科会で多国籍企業の責任を強調し、宣言にもその旨を挿入した人だ。

事務局長は、私 (笹本) だが、この間COLAP-6の国際準備委員会で中心にかかわってきた。フィリピンのエドレさんも人民の事件にフィリピンと世界を飛び回っている中心的活動家、ベトナムのタンさんも、南シナ海の問題では世界的に発言力を強めている。ネパールのミランさんはCOLAP-6の事務の中心で、一人に過大な役割が負わされすぎて気の毒だった。バングラデッシュのハッサンさんも今回のCOLAP-6の準備に奮闘してくれた。会計は長谷川さんにやってもらった。人権の分科会の報告者を務め、さっそく資金集めのことを考え始めている。

執行部メンバーは各協会から一人ずつ。今のところ7つの協会が加盟した。パキスタン、インド、ネパール、ベトナム、バングラデッシュ、フィリピン、日本の各国の協会である。ちなみに「国際」とい

う名が入ってる協会は、日本の私たちのJALISAしかないことに注目してほしい。国際活動について期待されるのも当然であろう。執行部メンバーはまだ名前は確立していないが、ネパールのPPLAからは事務局長のイシウォリ、JALISAからは新倉さん、フィリピンのNUPLからはグレースが選出された。グレースは、会議の1週間前からネパールに現地入りし、現地実行委員会の一員として準備に携わった。

そういうメンバーで出発するものの、活動の内容を作るのはこれからである。加盟協会も北朝鮮、韓国、中国などはこれから参加を呼び掛けていく。COLAP-6に来ていたマレーシアや他の東南アジア諸国にも会員になってもらわなければ、アジア太平洋地域の組織とは言えまい。政治的にもいろいろな障害があり、すぐには実現できないかもしれないが、ずっと追求していかなければならない課題だ。今回北朝鮮の協会（朝鮮民主法律家協会）が加盟に前向きだった。

東アジアだけにとっても、アメリカと中国のはざまで平和の危機に瀕している法律家たちが、アメリカの軍事的プレゼンスに立ち向かう課題など、連帯して取り組む共通の課題は多い。各国の人権状況も、アジアの人権を国際基準に引き上げ、国際的な連帯をもって取り組まなくてはならない。南アジアとの関係では南北格差の問題などに日本の法律家は直面せざるをえないだろう。

先立つ資金も当面必要になってくる。日本からも複数の協会が今後会員になる途も開けている。JALISAだけでなく、日本の法律家団体、個人が中心となって取り組んで、それに見合った成果がでるようなアジアの協会を作っていこうではありませんか。

ソリダリティーナイト 大成功（日本代表団 22 人心ひとつに）

大矢 勝

核兵器廃絶署名30人届く

夕刻、閉会総会が始まった。COLAP6役員や元首相などの挨拶の後、分科会の報告そして“宣言”の採択である。字句の追加などを受けて宣言が充実していくが止まらない。ワン・ツー・スリー・フォー・ファイブでテーブルを叩いて“宣言”の採択。新しい役員が選出され、ようやく閉会挨拶で終了だ。

広い庭の前のテラスに飲み物・食事が用意してある。そろそろと参加者は移動する。だが、雨が降っている。通路を走って移動する人、ためらっている私たち。私たちも雨に濡れてビールに食事に参集する。

雨が降っているのでソリダリティーナイト出演は中止か？ 残念に思っていた所、2階の食堂で出演ができそうだと移動する。ビールを飲みながら、食事をしながら、高部さんがホテルの責任者と交渉し、狭いながらも演奏する許可を獲得した。

5mもの横断幕2枚を（食事している人をお願いしながら）広げて開宴（開演）だ（右に左に波間に）。

(On The Earth Children Dogs Cats Birds and all Creatures Live)

(Resign Mr. Abe who doesn't abide by Japanese pacifist constitution.)

(Boys, girls, every child be in good health!)

大矢君の指揮に合わせて先ず“シャボン玉”井上さんを先頭に20人が歌い始める。2曲目は磯部さんを先頭にみんなで“こいのぼり”だ。ナレーションが始まる、ヒルさんが英語のナレーションを



朗読し始めると、次の曲“さくら”神戸さんを先頭に全員で唄うのだ。ナレーションが続いている間は“シャボン玉” “こいのぼり” “さくら”を次々に歌う。ナレーションが終わって2回目を唄おうとすると、フィリピンの女性が「日本の歌、知ってるよ」と“世界に一つだけの花”を歌いだした。食堂にいる人たちも含めてフィリピンの女性と一緒に“世界に一つだけの花”を合唱する。「作詞・作曲・編曲 槇原敬之・花屋の店先に並んだ いろんな花をみていた ひとそれぞれに好みはあるけど どれもみんなきれいだね この中で誰

が一番だなんて 争う事もしないで バケツの中誇らしげに しゃんと胸を張っている・・・」

素晴らしい交流だ。次は折角だから世界中の皆さんが知っている“ウイ・シャル・オーバー・カム”を歌おうの提案。会場の皆さん一緒に“ウイ・シャル・オーバー・カム”を高らかに歌う。持参の幟を手渡すと喜ばれ、団扇もスーパーボールもスポーツボールもデイズニーボールも参加者に渡っていった。

先程の総会会場を使って良いとのことでの移動。だが、食事中の人達は動かないのでお客さんが少なくなった。第2回演奏は“シャボン玉” “こいのぼり” “さくら” “ウイ・シャル・オーバー・カム”。最後に“原爆許すまじ”を歌った（少し暗い感じが残り選曲間違い）。22人の皆さん最後まで団結の愉快的なソリダリティナイト出演でした。



「核兵器廃絶署名」用紙を皆さんに配布、署名をお願いした。フィリピン、ネパールの人など30人の署名がかえてきた（署名用紙配布時期を逸したようだ）。ありがとうございました。

2016.6.25

ポカラツアーに参加して

弁護士 岩城 稔

◆4日目の6月20日から23日までは、関西を中心とする10人のグループによる観光ツアーに出かけた。

6月20日は飛行機でポカラに行き、フェワ湖の湖畔での昼食とボートクルーズ、ナウダグダからカンデまでのミニハイキング。

6月21日は午前3時50分に起きて、午前5時過ぎからのサランコットからの朝日鑑賞に出かけたが、あいにく曇りで、朝日に映えるヒマラヤの山々を拝むことはできなかった。

朝食後バスで移動し、ルムレからチャンドラコットへミニハイキング。午後はポカラの市内観光（パタレ・チャンゴ、オールドバザール、セティ・リバー・ゴージ、ビンドゥバシニ寺院など）。

6月22日はカトマンズに戻るためポカラ空港に行き搭乗手続まで済ませていたが、雲が低く立ち込めているためカトマンズからの飛行機が着陸できないということで、バスでカトマンズに戻ることになり、実に9時間のバス移動となった。深夜カトマンズに着きグッタリ、バタンキュー。この日予定されていた民族舞踊を見ながらの夕食などはすべてキャンセルとなった。

6月23日午前、本来前日に予定していた古都パタンの市内観光。ダンパール広場、クリシュナ寺院、ゴールデン・テンプルなどを見学。その後、帰途につき、カトマンズ空港からバンコク着、約5時間のトランジットではタイ料理をつまみながら大量のワインを飲んで、関空に向けて出発。実質3、4時間しか寝る時間がないため、半ば二日酔い状態で6月24日午前8時ころ関空到着。いや～、なかなかきつかった……。



◆今回のコラップの会議とネパールの感想を一言で書くのは簡単ではないが、以下思いつくままに。

- ・体制も国情も、抱える課題も全く異なるアジア・太平洋の国々の法律家が一同に会して、平和、人権、経済発展、民主主義といったテーマについて意見交換と交流がなされることは、素晴らしいことだと思う。日本から、沖縄の基地問題やヘイトスピーチなどについて写真や映像も使った報告がなされると、参加者は驚きの声をあげていた。

- ・日本からの若手弁護士たちの活躍に感心した。英語が得意な人もいれば苦手な人もいるが、それぞれ全力で準備をし、スピーチの練習をしたうえで壇上に立ち、他の国からの参加者とも笑顔で会話をし、交流していた。既にロートルの部類になっている私は、よくわからない英語にオドオドしながら、そんな彼らを本当に頼もしく感じた。

- ・ネパールの人々は、みんな人懐っこく、よく話しかけてくる。ただ、全員スピーチが長く、聴き

疲れている参加者の空気を読まない (笑)。会議の時間も、あまり守らない (「ネパール時間」というらしい 笑)。

- ・観光で観たネパールの寺院は、ヒンズー教なのに、仏教と融合しているような印象を受けた。入口の両側には狛犬がいたり、手を合わせてお辞儀をするなど。

- ・1年前の地震の爪痕が痛々しかった。歴史ある寺院の建物が倒壊したり、大きく傾いたりひび割れができたままになっているのがあちこちにあった。観光が大きな産業になっている国だけに、打撃は大きいと思う。また、地震の点では日本も人ごとではないと、改めて思った。

(ブログ: 岩城弁護士のはばかり日記 (<http://yutachan.cocolog-nifty.com/blog/>) より転載)

コラップ-6に参加してーネパール式セレモニーとの出会い

弁護士 狩野 節子

こんな機会でもなければネパールに行くことはないだろうと、ほぼその理由だけで即断したCOLAP-6への参加でした。

羽田を深夜に出て、タイの空港で7時間かけて乗り換え、さらに約2時間という強行軍の末、厚い雲に覆われ、ところどころで見たこともないような高さまで積乱雲が発達している中、航空機は緩やかに降下し、カトマンズの町並みが見えてきました。黄色、オレンジ、褐色と、色とりどりのレンガ造りの四角い家がびっしりと丘陵を覆い、それぞれの家はほとんど2,3階程度の同じような高さで決まったような四角い窓がはめられている様子は、まるでおとぎの国の蟻塚のようで、「これから何が起きるだろう?」という期待と不安が高まります。

カトマンズの町は、狭い道の両側にびっしりと立てられた2階建ての店舗と人々、それをぎりぎりの距離で縫って進む車とオートバイ。まるで、祭り会場に投げ込まれたようでした。そして、ところどころで垂れ下がったり、数本がまとめられて電柱に縛り付けられている電線、崩れた建物跡とレンガの山といった地震の爪あとも残っています。少し歩けば、タクシーに乗らないか、と声をかけてくる運ちゃん。ただ、タクシーの運ちゃんも物売りも、「ノー、サンキュー。」と答えれば、それ以上しつこく「押し売り」することはありません。観光地も興味深いものでしたが、カトマンズの町そのものが面白さのかたまりでした。

雨季に入っていましたが、スコールに悩まされることはなく、かえって初日の半日観光の際は、強い日差しで汗だくになってしまったほどでした。ただ、コラップの間スコールがなかったわけではなく、会議のあったマラーホテルの窓からは、時折激しいスコールで木々の枝が洗われ、雷鳴が轟いてもいました。会議の最中にもたびたび「カトマンズ名物」の停電が起り、宿泊したホテルでも同様で、これが最後には結構楽しく思えるから不思議です。

宿泊したバリシャイホテルは、カトマンズではそこそこのホテルでしょうが、シャワーはぬるま湯、蛇口から出てくる水は黄色く、おいてあるタオル類もなんとなく黄色い・・・最後には隣室からの水漏れで部屋替えと、何度も水でカルチャーショックを受けました。でも、慣れて来ると、こんなものかと気にもならず、かえって楽しくなってくるから不思議です。

カルチャーショックといえば、ネパール式セレモニーを忘れてはならないでしょう。初めてその「恐ろしき」セレモニーの洗礼を受けたのはオープニングセレモニーでした。壇上に並んだ10名くらいのネパールの法曹界や政界のトップの方々全員が（全部男性）、壇上に並ぶ他のお歴々にまずはたっぷりと祝辞や賛辞を述べた後、15分くらいもスピーチをしたのです。最後の主賓の現首相までそれは延々と続きます。

最終日のクロージングセレモニーでも、それは繰り返されました。その後のパーティの時間に既に2時間も食い込んでいようと、絶対に「巻く」などということはありません。ともかく、居並ぶお歴々全員のスピーチが終わるまでセレモニーは延々と続きます。

私は、これぞ面子を気にする男社会の遺物と思ったのですが、多くの部族や民族からなる社会では、それぞれの代表を同等に遇する必要があったという、歴史的な側面があったのかもしれない。

会議は、インド英語の世界で、私にはほとんどわかりませんでしたが、フィリピンのチェアマンの「さあ、バクサでいいですね。」といった軽妙な議事進行が楽しく（「バクサ」は、私の理解では、どうも話し合いを手打ちにしようというフィリピンの合言葉のようです）、また、日本から参加した若い世代の多くの報告、英語を母語としないにもかかわらずすばらしい分科会報告をした長谷川先生やこれから組織の要になるであろう笹本先生の存在に、これからの大きな可能性を感じました。残念だったのは、私のような軽い気持ちで参加した人が少なかったことです。軽い気持ちで参加する人が増えて、より運動が広がることを心から期待します。

地震の傷跡が残るネパール －多様性の背後にある、関心と寛容に触れる

弁護士 白 充

COLAP-6は初参加だった。

会議に参加しながら、「世の中には、かくも見えにくい事実が存在するのか」と感じた。

興奮さめやらぬ中、会議後、韓国参加者団のオプションツアーに同行した。

仏教（含チベット仏教）寺院である、ボダナート、スワヤンブナート、ヒンドゥー教寺院（含旧王宮）である、バシュパティナート、パタン、ハヌマンドカを周り、夜は、ネパール料理はもちろん、ホテル近

くにある平壤レストランにも赴いた。

ネパールを歩きながら、一番印象的だったのが、宗教の存在感である。

ネパールに住む人々は、その80%がヒンドゥー教徒だという。しかし、上記のとおり、ネパールには所々に仏教寺院があり、その規模の大きさに圧倒された。

日本も、神社があり、お寺があり、教会があるのだが、「そこに住む人々の80%がヒンドゥー教徒である」という点が、ネパールの特徴である。

また、ネパールは2008年に王制が廃止された。

15世紀のマッラ王朝時代、カトマンズ（ハヌマンドカ）、パタン、バクタブルを拠点とする3つの王国に分裂し、いずれもその王宮に隣接する形でヒンドゥー教寺院を建てていたほど、王制と宗教は密接な関係を有していたのだが、ヒンドゥー教（教徒）はほぼ残されたまま、王制は廃止された。

この点も、天皇制と国家神道が密接な関係を有しており、象徴天皇制として天皇の存在は維持されつつ、国家神道はその勢いを無くしていった日本と対比すると面白い。

そして、ネパールは、2015年に憲法をより民主的な形に一新したとのことであるが、日本国憲法改正の雲行きは…。



修復中のボダナート



修復中のパタン旧王宮



修復中のハヌマンドカ

「寛容」と「無関心」とは、似て非なるものである。

日本では、そのほとんどが宗教に対して無関心であところ、ネパールでは、そのほとんどがヒンドゥー教徒、すなわち、宗教に関して関心を有している。しかし、ネパールでは、仏教を始めとした他の宗教も共存している。

もしかすると、物事に対する強く、そして真摯な関心こそが、他者に対する尊重と寛容につながり、結果として多様性を育むのかも知れない。

日本では、参議院選挙が近い。私は選挙権を有していないが、まずは強く、真摯な関心を抱きたい。

Executive Members

Narayan Pd. Bhattarai; Kumar Bhattarai; Rohit Dangi; Mohan Bdr Karki; Chandra Kumar Sharma; Jagannath Bhandari; Poma Pratap K.C.; Ganesh Sapkota; Hari Prasad Sharma; Thakur D.C.; Basudev Gyawali; Narendra Kumar Sharma; Merina Shrestha; Devi Bahadur Sijuwal; Netra Bahadur Tamang; Bidur Dhungana; Dhananjay Khanal; Chandra Bahadur Shahi; Devi Prasad Bhattarai; Krishna Prasad Neupane; Dal Kumar Khadka; Niru Kumar Rai; Sahakul Khatri; Durgamohan Shrestha; Harisaran Dahal; Himadevi Basnet; Shova Parajuli; Monika Khadka; Sarita Shrestha; Gomati Sunar; Chandra Shrestha; Mina Kumari Dev; Pramod Shah; Hareram Sarraf; Ramsaha Yadav; Shyamananda Chaudhari; Mohammad Rafik Miya; Khadka Bdr Khadka; Bhojman Lamgade; Rambabu Das; Bholanath Sharma; Harkajit Lama; Padam Bahadur Shrestha; Gunaraj Sharma; Kamal Pathak; Achyut Budhathoki; Rameshwar Koirala; Narayan Osti; Kishori Shah; Shibaraj Chauhan; Peshal Neupane; Hom Dong; Bhishnurishi Koirala; Ekraj Panta; Sambojan Limbu

Progressive and Professional Lawyers' Association

Central Office: Marfa House, Anamnagar, Kathmandu 32, Nepal
Contact No: 9851093129, 9851030442
Email: pplanepal@gmail.com
Facebook: www.facebook.com/pplanepal

Activities of PPLA



Handing Over the suggestions on draft constitution to the Chairman of the CA



Foreign Delegates, Nepalese lawyer leaders with Prime Minister



PPLA in Post - Earthquake Reconstruction Work



Zinc Sheet handing over program for earthquake victims supported by JALISA



Progressive & Professional Lawyers' Association, Nepal (PPLA)

Kathmandu, Nepal
ESTD. 2069 B.S.



JALISAは昨年の地震の復興資金として、ネパールの法律家団体 (PPLA) に寄付をしました。今回のCOLAP-6で配布されたPPLAのパムフレットには、日本のJALISAからの寄付で、震災復興の建築資材 (配管) を購入したことが、写真入りで紹介されました(5枚の写真のうち、下の2枚の写真)。寄付をしてくださったみなさま、どうもありがとうございました。

平和への権利 国連宣言 人権理事会で初めて宣言草案が採択される！

平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会事務局長

笹本 潤

2008年以来、国連人権理事会では平和への権利を国際法典化する決議が約3分の2の多数で毎年採択されてきました。それ以来、人権理事会のシンクタンクである諮問委員会の草案や、各国政府代表による作業部会が3回開かれて、国連宣言案の内容が審議されてきました。

2016年7月には第4回目の作業部会が開催される予定でしたが、これまで法典化に最も積極的だったキューバ政府らが、2016年6月の人権理事会に宣言案の内容を決議案として提出しました。このような動きは2008年以来初めてのことです。今までの人権理事会の決議は、諮問委員会や作業部会で審議を進めるべき、といった手続きに関するもので、宣言案の内容自体の決議は初めてでした。

第32会期人権理事会の最終日にあたる2016年7月1日の午後6時ころ、賛成34、反対9、棄権4で採択されました（次頁採択結果参照）。採択された宣言案は、第1条に、right to enjoy peace（平和を享受する権利）が入るもので、今までアメリカやヨーロッパ諸国、日本、韓国が反対してきた「right(権利)」という言葉が明記するものです。本来、諮問委員会、作業部会も「平和への権利」の法典化を具体化するのが任務だったので、「right(権利)」という言葉が入るのは、当然と思われるかもしれません。しかし、反対諸国は、この言葉を否定することに力を注いできて、「まだ国際法では平和への権利は認知されていないから、タイトルからも権利という言葉削除しよう」と主張してきたことを考えると、「権利」という言葉が入ったのは、反対諸国の主張を否定したという意味があり、賛成国やNGOの成果だと言えます。確かに願わくばコンセンサスでこのような決議が採択されるのが理想的な進行だったのですが、キューバ政府の判断は、3回の作業部会を経て、コンセンサス合意は無理と判断したのではないのでしょうか。

NGOは、できれば7月の作業部会で審議を続行してコンセンサスを目指したかった人が多かったのですが、キューバのような政府が投票を決断した以上、投票権のないNGOはそれに従わざるをえませんでした。

今後は、国連総会で審議、採択されると、平和への権利・国連宣言が正式に成立することになります。その後、人権理事会には、特別報告者、作業部会などの特別手続があり、そこで平和への権利の内容が具体的に審議され、最終的には国際人権規約として成立する、というのが理想的な進行です。このような形で進むよう、私たちNGOはさらに質の高い、大きい運動を作っていかなければなりません。

(2016年7月4日記)

(採択結果)

Meeting Title: HRC32

Date 2016-07-01 Time 17:24					
A/HRC/32/L.18 Declaration on the right to peace					
ABST	ALBANIA	NO	GERMANY	YES	PHILIPPINES
YES	ALGERIA	YES	GHANA	ABST	PORTUGAL
YES	BANGLADESH	YES	INDIA	YES	QATAR
NO	BELGIUM	YES	INDONESIA	NO	REPUBLIC OF KOREA
YES	BOLIVIA (PLURINATIONAL STATE OF)	YES	KENYA	YES	RUSSIAN FEDERATION
YES	BOTSWANA	YES	KYRGYZSTAN	YES	SAUDI ARABIA
YES	BURUNDI	NO	LATVIA	NO	SLOVENIA
YES	CHINA	YES	MALDIVES	YES	SOUTH AFRICA
YES	CONGO	YES	MEXICO	ABST	SWITZERLAND
YES	COTE d'IVOIRE	YES	MONGOLIA	NO	THE FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF MACEDONIA
YES	CUBA	YES	MOROCCO	YES	TOGO
YES	ECUADOR	YES	NAMIBIA	YES	UNITED ARAB EMIRATES
YES	EL SALVADOR	NO	NETHERLANDS	NO	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
YES	ETHIOPIA	YES	NIGERIA	YES	VENEZUELA (BOLIVARIAN REPUBLIC OF)
NO	FRANCE	YES	PANAMA	YES	VIET NAM
ABST	GEORGIA	YES	PARAGUAY		
	YES	34		NO	9
				ABST	4

3月の院内集会報告

日本友和会 飯高 京子

報告：安保法制と平和的生存権

衆議院第2議員会館 第1会議室 (3月25日 16:00~18:00)

主催：平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会

共催：近藤昭一衆議院議員事務所

冒頭に挨拶した平和への権利国際キャンペーン事務局長笹本潤氏は、国連人権理事会、作業部会の第4会期が2016年7月11日~15日開催されること、これまで「平和への権利」を国連に反映させようと努力してきた経過を説明された。

当日の院内集会は、昨秋日本で強行成立された安保法制と「平和的生存権」実現へ向けて本実行委員会が地道に取り組んできた歩みを、限られた時間枠内で豊富な資料と共に報告した。昨秋来、実行委員らは国会議員たちへの個別訪問を行い「平和への権利」の紹介・啓蒙に務めた結果、「平和への権利・国連宣言賛同署名」には15名の議員が名を連ねた。会場には熱心な参加者があふれ、配布資料が不足したので、受付担当者は急遽、資料増刷に走った。関係者以外の参加は100名を越え、マスコミ取材も数社が参加した。UPLAN の三輪祐児氏の Youtube 20160325も参照されたい。

トップバッターの憲法学者伊藤真氏は、安保法制の違憲訴訟を準備する立場から、提訴内容、日本国憲法の前文、9条、13条と「平和的生存権」との関連を膨大な資料に基づき解説した。憲法は国家から国民の自由権を保障する。国民は「平和的生存権」の侵害、例えば相手国からの攻撃やテロなどによる生命・身体等人格権の侵害とその危険。「憲法制定権」や国民投票権への侵害等から守られる権利がある。現政府・与党は公益を国民の「基本的人権」の上に置こうとしているがこれは誤りである。過去の長沼ナイキ訴訟の第1審判決で、「平和的生存権」が「裁判規範」としてあると認められたにもかかわらず、その後の高裁や最高裁は自衛隊の違憲性問題には全くふれず原告の訴えを棄却した。イラク訴訟事件で名古屋高裁への原告主張でも「戦争になれば人権は紙くず同然に踏みにじられる。平和は人権確立の最大不可欠の基礎的条件」であるとの指摘は現在も大切である。しかしこれらの訴訟では「平和」が抽象的概念であるとされ、防衛大臣の行使する権限を民事訴訟として差し止める適法性には疑義ありとして棄却された(伊藤真、Pp.14-15)。現在、国内の多数の弁護士が連帯して「安保法制」の強

行採決は違憲であるとの訴訟を準備中であるが、政府与党に都合のよい司法解釈がなされ、原告の訴えが不利に扱われる可能性が予想される。いつもながら説得力のある精力的な伊藤真氏の講義だった。

次に関東学院大学法学部准教授、武藤達夫氏が「ASEAN 人権宣言と平和への権利」について国際法学者の立場から報告した。武藤氏らが参加してきたジュネーブの国連人権委員会では、NGOに代表される市民社会と、「平和への権利」導入に反対する各国政府の討論でくり返されるのは「平和」は人権ではない。「平和への権利」には法的根拠がないとの反論である。最大の争点は、「平和への権利」の権利内容ではなく、平和を人権として認めること、および安全保障の議論に「人権」の観点をもちこむこと自体の是非にある。まだ未知数ではあるが、ASEAN 諸国の人権宣言を、国連人権委員会作業部会で取り上げ、検討が始められている。東アジアの各国は温度差があるものの、安全保障委員会のような軍事大国による衝突は少ない。ASEAN の人権条約を生かし、安全保障共同体としての将来が期待されよう。たとえ拘束力の弱い宣言が採択されたとしても、根気よくフォローして「平和への権利」を実現していく道が開かれるであろう。武藤氏は今年もジュネーブの作業部会に参加する。

最後の報告者は韓国インハ大学副学長で法学部教授イキョンジュ博士であった。彼は「東アジアの安全保障と平和への権利」について話した。安保関連法の施行も間近に迫っている。本日最初の講師、伊藤真氏の発言を引用し、日本国憲法が保証する権利は(1)戦争の被害者にならない、(2)加害者にもならない、(3)平和的に国際連帯をする、の三つである。韓国では日本国が安保関連法施行後、再び近隣諸国への加害国にならないかと懸念する人が多い。何故なら、日本は自衛隊を韓国政府の許可があれば北朝鮮へ兵士を送ることができる。また、先制攻撃もあり得るとされているから、場合によっては、北朝鮮へ日本側から攻撃を開始して戦争になりかねないことが恐れられている。次に「平和への権利」は、第一に個人の自由を認める権利、第二に平等を求める権利、第三が連帯を求める権利である。「平和への権利」は政治的規範にしか過ぎないとされる。しかし、東アジアのように弱小の国々が存在するところでは、国際的な連帯が絶対に必要である。付け加えて本日は国会議員も参加されているようだが、国会議員は良い法案を国会で成立させることが大切である。人権を侵害するような良くない法案は、廃止すべきである。

イキョンジュ博士の言う、良くない法案とは安保関連法、秘密保護法などを意味している。国会議員の皆さん、党利党略のため執行部の方針に盲従するのではなく、広い視野で国家、世界の立場から良い法案の成立と悪法の廃案をぜひお願いしたい。そのように心から願う。

市民の伊勢志摩サミットとJALISAについて

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

2016年5月26日・27日と、伊勢志摩ではサミットが開催されました。そのサミットにあわせて、日本内外のNGO/NPO、とりわけ東海地方のNGO/NPOにより、「市民の伊勢志摩サミット」が開催されました。

5月24日の分科会③では、「平和に生きる権利を確立する」というテーマの「平和」の分科会がありました。「ピースポート」と東海地方の市民団体である「不戦へのネットワーク」(代表：飯島滋明、つまり私です) が中心となり、14団体28名が呼びかけ団体/賛同団体(者)となりました。日本国際法律家協会(JALISA)も賛同団体となっています。

「平和」の分科会では「平和への権利」について私が報告しました。その後のトークセッションでは、ピースポートの寺地亜美さんの司会のもと、名古屋学院大学の佐伯奈津子さんが原発輸出の問題について、南山大学の高橋博子さんが原爆の問題について、元衆議院議員の服部良一さんが沖縄の問題について、そして私が安保法制の問題について報告をしました。

提言書(日本語、英語)など、詳細については「市民の伊勢志摩サミット」のサイトをご覧ください。



左から 佐伯奈津子さん、高橋博子さん、
服部良一さん、飯島滋明
写真提供：八木蔵さん

軍隊のない国家研究の最前線 (1)

— クリストフ・バーベイ『非軍事化—軍隊のない国家』の紹介

東京造形大学教授 前田 朗

一 紹介著書

「軍隊のない国家研究」という言葉は、この国ではSF研究と誤解されかねない。

なにしろ、「戦争放棄の憲法9条は世界で唯一の平和憲法」という言葉が平和運動の現場で語られてきた現実がある。憲法前文の平和的生存権と憲法9条の戦争放棄と戦力不保持が重要な条項であることは言うまでもない。しかし、ブルンジ憲法をはじめとして、平和的生存権規定は他にも存在するのに、憲法学者はこれを無視してきた(前田朗「ブルンジ憲法の平和的生存権」『世界へ未来へ9条連ニュース』254号、2016年)。戦争放棄憲法ならイタリア憲法などが代表例である。そして、軍隊のない国家は、日本以外に、世界に多数ある。特殊日本的な認識から離れて世界を見渡せば、軍隊のない国家が多数存在することがわかる。(前田朗『軍隊のない国家』

日本評論社、2008年)。ところが、日本が唯一であるかのごとく語られてきた。

ちなみに、日本は「憲法に軍隊を持たないと書いてあるのに実際には軍隊を持っている世界で唯一の国」と言うべきであろう。

2005年4月、国連人権委員会（当時。後に人権理事会に改組）開催中に、国連欧州本部の会議室でNGOが「軍隊のない国家27カ国」というセミナーを開催した。私は「27カ国って……本当にそんなにあるのか。バチカン、アンドラ、リヒテンシュタイン、コスタリカ、パナマ……」と指折り数えながら会場に向かった。

講師はクリストフ・バーベイ。「軍縮を求める市民協会」の運動家で、スイス人である。バーベイは軍隊のない国家27カ国の事例を紹介しながら、それぞれの歴史、地理的条件、文化などをさらに研究する必要性を説いた。

同年7月、バーベイを日本に招いて、横浜や京都で講演してもらった。さらに2008年5月に開催された「9条世界会議」にもバーベイは参加して、軍隊のない国家について報告した。9条世界会議実行委員会編『9条世界会議の記録』（大月書店、2008年）参照。また、映像記録『9条世界会議のDVD』にもバーベイが登場する。

2008年以後、国連人権理事会においてNGOによる国連平和への権利宣言を求めるキャンペーンが展開されたが、バーベイはこれにも積極的に参加した。

最近では、2014年8月に琉球新報記者がジュネーヴで人種差別撤廃委員会の様子取材した折にバーベイに面会取材した。その記録は、琉球新報社・新垣毅編著『沖縄の自己決定権』（高文研、2015年）210頁。

さて、軍隊のない国家研究者は世界にどれだけいるだろうか。軍隊のない国家研究の方法、意義、課題はどのようなものであろうか。それを知るためにはバーベイの著作に学ぶのが一番である。

バーベイは、2005年には27カ国を列挙していたが、本書では次の26カ国を掲げている（アルファベット順）。アンドラ、クック諸島、コスタリカ、ドミニカ、グレナダ、ハイチ、アイスランド、キリバス、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア、モナコ、ナウル、ニウエ、パラオ、パナマ、サモア、サンマリノ、ソロモン諸島、セントキッツ・ネーヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディンズ、トゥヴァル、ヴァヌアツ、ヴァチカン。

以下、クリストフ・バーベイ『非軍事化——軍隊のない国家』（オーランド諸島平和研究所、2015年）を簡潔に紹介したい。本書は六〇頁の小冊子であるが、軍隊のない国家研究の最前線に位置する重要文献である。

* Christophe Barbey, *Non-Militarisation: Countries without Armies. Identification criteria and first findings*. Åland fredsinstitut, The Åland Island Peace Institute, 2015.

出版元のオーランド平和研究所はバルト海に浮かぶオーランド諸島の首都マリエハムンにある研究所である。オーランド諸島はフィンランド領だが、フィンランド軍の立ち入りが禁止された平和

と自治の島として知られる（前田朗「非武装中立のオーランド（1）～（3）」『月刊社会民主』2008年11～12月号、2009年1月号）。

二 軍隊のない国家

バーベイは「戦争の惨害から将来の世代を救い」という国連憲章前文の引用から始める。

念のために全文を確認しておこう。「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。」

1 平和の時代

バーベイは「戦争は違法である。国連憲章は紛争の平和的解決と威嚇及び武力の行使を禁止している」として、限定的な自衛権以外の武力の行使を国連が禁止していることから始める。しかし、歴史的な理由から、平和の文化と手段が、すべての者が平和の内に生きる権利を保障するだけ十分強力になっていないとする。強大な軍事力と兵器を保有する国がある一方で、平和のため、人道のより良き未来のため、軍隊を持たない選択をした国もある。

1989年、スイス軍廃止を求める国民投票を準備している時、バーベイは軍隊のない国家が現存することに気付いた。スイス人民が求めていることをすでに行った国がある。従来知られていないが、無視すべからざる数の軍隊のない国家が現存している。これらの国々は非武装国家であることについて特段表明しない姿勢であった。時が移り、軍隊のない国家の存在が急速に認知されるようになり、非武装国家としての特別の役割を果たしている。

これらの諸国が軍隊を持たずに生存しうまくやっていけるのなら、他の諸国はなぜ軍隊を持つべきなのか。それは民主主義の問題である。自国の安全を確保するための方法を決定するのは、人民自身である。すでに軍隊を持たない国がいかにしてその状態になり、いかにして安全を維持しているのかを研究しなくてはならない。

まず軍隊のない国家を確認するために必要な基準を定める。研究の初期段階において、武装国家と非武装国家の間の線は、曖昧であるように思われた。時として今でも曖昧である。しかし、両者の間の明確な線を引く十分な区別を見出した。国の規模は重要であり、軍隊を持たない国

はほとんどが小国である。だが、軍隊を持つことができるのに、持たない選択をした国もある。軍隊を持たないのにむしろ良好な国がある。本書では、軍隊のない国家の安全の概略的状况を示すことにする。最後に、人民の状況や国家の制度を示し、軍隊を持つ負担のある国よりも良好であることを論じる。

軍隊を持たない国家の平和度から学ぶべき教訓は多い。教訓のいくつかは本書で提示する。軍隊のない国家はわれわれの世界の一部であり、われわれの平和をつくる普遍的文化の一部である。平和は、すべての国にとってと同様に、軍隊のない国家にとって前進である。未来は形成されているところである。

2 方法と定義

バーベイによると、軍隊のない国家の調査は25年前に始まった。信頼できるリストを作成するのに必要な基準とデータを明確にできるようになってきた。本書では2015年の状況に焦点を当てる。欧州における非軍事化の調査としては、これまでアールストレーム・クリスター『欧州における脱軍事化・中立地域』(オーランド諸島平和研究所、2004年) があるが、欧州に限定している。

まず、国家、国民国家は独立の政治体であり、国際社会において国家として承認されているものである。通常、国連加盟国は国家として認められているので、それ以上に詳しい定義を要しない。ただし、本書で取り上げる国のうちニウエ、クック諸島、ヴァチカン国連非加盟国である。本書は国民国家のみを取り上げるが、非独立地域で脱軍事化又は非軍事化の地域の創設も重要である。

バーベイは、本書の目的にとって「軍隊のない国家」「非武装国家」「非軍事的国家」という用語を同じように用いると言う。軍隊のない国家は外国軍隊の存在しないことも意味する。

非軍事化という状態と脱軍事化という過程(軍隊の解体、武器の廃棄)を区別する必要がある。脱軍事化過程が全体的で継続的であれば、非軍事化という恒久状態に至ることになる。

バーベイによると、脱軍事化という言葉は部分的な脱軍事化の意味で用いられるとともに、軍事活動をすることを禁止された地域の意味でも用いられる。より正確にするために、「状態(非軍事化)」と「過程(脱軍事化)」を区別して用いるという。これによって、脱軍事化の定義が他で用いられている定義と異なることになる。脱軍事化された地域、特にオーランド諸島について言えば、オーランド諸島は脱軍事化地域というよりも、一世紀半以上に及ぶ非軍事化と言えるという。バーベイは、スザンヌ・エリクソン、イングマル・ヨハンソン、バープロ・スンドバックの共著『平和の島——オーランドの自立、脱軍事化、中立』(オーランド諸島平和研究所、2006年)を注記している。

軍隊とは、武力であり、通常、他国の実力行使を防止し、自ら軍事行動を行うため、政府によって設置される。軍隊は、人員(兵士、指揮官)、武器、そしてほとんど常に組織階層により構成される。軍隊の人員は他の人間に対して暴力を用いるよう訓練され、戦時には、敵軍と宣言された

側の他人を捕虜にしたり、傷つけたり、殺すこと、軍事目標とされた物を破壊することを正当化される。

警察や準軍隊の長いリストがありうる。これらの実力が軍隊であるかを判定するために、事実確認の基準が用いられる。

3 軍隊のない国家の識別

バーベイは2つの基準を採用する。法的基準と事実基準である。

法的基準は、当該国家の憲法や法秩序において軍隊の地位に関する記述があつて、当該国家に軍隊がないことを示しているか、である。法的基準は、非軍事的地位に関する明晰性と安定性のかなり堅固な基礎となりうる。法的基準は、実力よりも法が上位にあることの表明でもある。しかし、法的基準によって自動的に判定できるわけではない。

事実基準は、実態調査によって当該国家に軍隊がないと確認しうるか、である。事実基準はさらに下位のカテゴリーに分けられる。

①当該国家が法的言明を含む公的言明によってその地位について明らかにしているとは限らず、さまざまな理由から、公的に確認しえないことがある。実際には軍隊がないのに軍隊を保有していると表明する国もあれば、逆に保有していないと述べているが実際には軍隊のある国もある。

②軍隊の目的や任務が判断の有益な情報となるが、それが決定的と言うことではない。警察と兵士の職務はまったく異なるが、時として、一方の職務が他方の職務に移行することがある。警察に所属する人員が正規軍の欠員を補充するために移籍する可能性もある。

③当該国家に兵器が存在すれば軍隊があるという判断の指標となる。しかし、国境警備隊や空軍が車両、船舶、航空機を保有し、それらに小型機関砲や機関銃のような小規模兵器が装備されていることがある。

④以上の3つの指標に加えて、第4の指標として、当該国家における準軍隊に行政上の地位が与えられているか。準軍隊がその地位に照らして文民であるのか兵士であるのか。当該実力が特別組織に属するのか警察に属するのか。これらを検討すれば、事実基準は明確で完全なものになる。

最後に、バーベイによると、自らは軍隊を持たないが、他国との防衛条約や友好条約により他国の軍隊の駐留を認めている国があるが、その事実を考慮に入れていない。これらの諸国は独立国であり、防衛のために他国と協力しているが、これらの条約は両義的である。国軍を持たず、軍事的行動もしないという選択と、他国によって防衛してもらうという選択の間にある国について、さらに詳細に検討する必要がある。

IADL 関係

IADL の新ホームページ開設のお知らせ

IADL(国際民主法律家協会) は、しばらくホームページの新装作業を続けてきましたが、ついに新しいバージョン (現在、英語版のみ) が完成しました。IADLの歴史・目的・加盟団体、憲章、声明、キャンペーン、国連での活動、関連ニュース、機関誌等が紹介されていますが、現在のところ、過去のデータや情報がすべて掲載されているわけではありません。旧ホームページ (英語、仏語) がアーカイブとして残されていますので、過去のデータを調べたい方は、旧ホームページもあわせてご覧ください (URLは下記の通りです)。

なおIADLはホームページ以外に、フェイスブックやツイッターも開設しています。IADL 本体や加盟団体が発信する日々のニュースをリアルタイムで追いたい方は、これらをご覧ください。

(清末愛砂)

新ホームページ (英語版) : <http://www.iadllaw.org/>
旧ホームページ (英語版) : <http://iadllaw.org/en/home>
旧ホームページ (仏語) : <http://iadllaw.org/fr>
フェイスブック : <https://www.facebook.com/iadllaw/>
ツイッター : <https://twitter.com/IADLLaw>

新連載≪ IADL HP の紹介≫

声明:トルコにおける人権をめぐる状況の急激な悪化について

2016 年 3 月 21 日

国際民主法律家協会 (IADL) とヨーロッパ第3世界センター(CETIM、スイス発祥の国際 NGO) は2016年3月15日に国連人権理事会に以下の声明を発表し、トルコにおける人権をめぐる状況の急激な悪化について注意を促した。

国連人権理事会 第31会期

議題4: 委員会による注意が必要な状況

IADLとCETIMは、委員会に対して、トルコにおける人権をめぐる状況の急激な悪化について注意喚起する。

先日のデイリーザマン (daily Zaman) 紙に対する攻撃は、政府が政府に対する批判のすべてを弾圧し、政府の搾取や悪行の暴露を防ごうとするものである。シリアとの国境をまたいで戦闘活動をする暴力的なジハード集団への武器供与に政府が関与している可能性について突出した調査報道を行ったジャーナリストはテロ容疑で投獄された。またこの事件を捜査していた検察官は失踪している。穏やかな抗議集会も催涙弾と放水砲で解散させられた。議員、学者や法律家などによる反対意見への司法的制裁はエルドラン大統領の独裁制がより深まったことの象徴である。

トルコ南東部で増大する軍事化と長期にわたっていくつかの町で行われている夜間外出禁止令は、市民に過酷を強いている。子どもや女性、高齢者を含む何百人の人々が殺害された。その主な理由はトルコ軍が人口密集地域で重火器を使用したことによるものである。都市全体が、他の世界から孤立してしまっている。負傷者は医学的処置を受けられず、その負傷が原因で亡くなっている。夜間外出禁止区域に近づこうとする医師は、警察によって追い返されてしまう。しばしば死体は何日も路上に放置されている。なぜなら家族も埋葬させてもらえないからである。

市民には、夜間外出禁止令の一時停止について正確に知らされていない。そのため、時々、幾人かの学生が軍のスナイパーによって射殺されることがある。彼らは夜間外出禁止令が再開されたことを知らなかったからである。ヘリコプターと戦闘機が市街地の上を飛び、武装車が通りをパトロールしている。家は軍によって破壊され、水道や電気は止められるか破壊される。飲み水や食べ物をとること、電気を使用することやコミュニケーションをとることは厳しく制限されている。基本的人権のすべてが侵害されており、教育や医療を受ける権利、移動の自由も奪われている。地域全体において、推定150万人の人々が直接的または間接的に、夜間外出禁止令や軍の攻撃に影響を受けている¹。

2015年11月28日には、ディヤルバクル県弁護士会会長で、我々の仲間であるタヒル・エルチ氏が路上で殺された。彼は、そのとき、紛争の平和的解決を求める記者会見を開いたところであった。100人を超える学者が軍の支配の終結を求める嘆願書に署名したことで、刑事告発される危機に直面している。事の重大さに鑑みて、我々は締約国に人権理事会を開催するよう要求する。そして国際調査委員会が国際現地調査団を設立して、この悲劇的狀況を分析評価し、あらゆる必要な手段をつくすようにすべきである。

(訳：長谷川弥生)

¹ ヨーロッパの国々から参加した法律家の代表による報告書を参照。2016年1月21日から24日まで、ディヤルバクルを訪れ、夜間外出禁止令が市民に与えている影響を調査した。この調査は二つのヨーロッパの法律家組織、ELDHとEDL、そしてイタリアの団体により行われた。

第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 第3分科会「日本はなぜ核を手放せないのか」の報告

弁護士 大熊 政一

2016年3月19日と20日の2日間にわたり福島大学を会場に開かれた第3回「原発と人権」全国研究・交流集会の全体については、本誌188号に速報を載せたところであるが、今号では、当協会と日本反核法律家協会の共催による第3分科会について報告したい。

まず佐々木猛也氏（弁護士、日本反核法律家協会会長）による開会挨拶と問題提起のあと、竹峰誠一郎氏（明星大学、グローバルヒバクシャ研究会）の「マーシャル諸島発 国際司法裁判所への提訴—核被害を繰り返さない証を求めて」、太田昌克氏（共同通信編集委員）の「日本はなぜ核を手放せないのか」、黒崎輝氏（福島大学）の「日本の核政策と反核感情」、鳴原敦子氏（環境平和研究会共同代表）の「被災地の人々とどう向き合うか—平和学の立場から」、および山田寿則氏（明治大学）の「NPT体制の現状と私たちの課題」の5つの報告を受けたうえで、山田氏をコーディネーターとして、上記5名によるパネルディスカッションが行われ、最後に大熊（日本国際法律家協会会長）によるまとめと閉会挨拶で終わった。

佐々木氏の問題提起

冒頭に北朝鮮の水爆実験に触れ、これに対する日本政府の抗議声明や衆参両院の抗議決議には、人類と核は共存できないとする観点が全く欠落していることを指摘し、本分科会では世界はなぜ核（核兵器と原発）を手放せないのか、とりわけ日本は広島、長崎、ビキニ、福島を経験しながらなぜアメリカの核兵器に依存し、原発を手放さないばかりか、インドとの原子力協定をはじめとして原発輸出によって核拡散に手を貸そうとしているのか、核と決別するために私たちには何ができるのかを議論したいと述べた。

竹峰氏の報告

竹峰氏の報告は、本号に別途掲載されるので、それに譲る。

太田氏の報告

日本政府は、アメリカの核の傘に依存し、核兵器禁止条約に消極的な“軍”の核政策をとる一方、福島原発事故後もなお原発再稼働を推進しようとする旧態依然たる“民”の核政策を維持し続けていること、アメリカの核の傘に依存する政策と原発と核燃料サイクル計画に固執する政策とは表裏一体の関係をなしていることを指摘し、併せてNPT条約の非締約国であるインドとの原子力協定の問題にも触れ、日本政府が核拡散に手を貸すことになる点も強調した。

黒崎氏の報告

日本政府の核政策に日本の反核感情が影響を与えていること、にもかかわらず日本政府は核

の傘に依存する政策を維持し続けており、その影響には限界があること、この政策を変えさせるためには反核平和を求める世論と運動の存在が重要であることを指摘した。

鳴原氏の報告

今回の原発事故の際の自身（宮城県岩沼市在住）の被災体験に触れたうえ、今の復興構想における放射線被ばくの安全基準は、軍事研究としての観点からなされた米軍による広島・長崎の疫学調査結果にもとづくものであり、低線量被ばくや内部被ばくが考慮されていないが、それでは被害を捉える視点において不十分であること、現に核被害の下にある人々が直面する問題をいかに捉え、その被害にどう向き合うかが問われていることを指摘した。

山田氏の報告

NPT条約においては、核保有国と核保有を禁じられている非核保有国との不平等を均衡させるため、締約国に原子力の平和利用の権利を認める一方で、核軍縮について誠実に交渉する義務を課するという取引（グランドバーゲン）が行われていることを紹介し、マーシャル諸島共和国が国際司法裁判所に提訴した「核ゼロ裁判」は、このNPT条約にもとづく核軍縮の推進という義務の誠実な履行を求めるものであるとした。

パネルディスカッション

パネルディスカッションは、①原発維持の根拠としての技術的抑止論（核兵器を開発し得る技術を持つことは、相手国による核攻撃を抑止する効果があるという考え方）は日本の核政策としてどのような位置づけを持っているのか、②対インド原発輸出を核不拡散体制のみから批判することは有効か、③核軍縮で主張される人道的アプローチは脱原発の議論でも有効な視点となり得るか、の3つの視点を軸に進められた。

技術的抑止論については、原子力の民生利用に携わる監督官庁や電力会社には必ずしもそのような意識はないが、防衛相や外務省の中、あるいは一部の保守政治家の中にはそれがあることが指摘された。

原発輸出については、日本とインドとの原子力協定（NPT外の国に対する原発輸出）だけでなく、日本と諸外国との間に締結されている原子力協定（NPT内の国に対する原発輸出）の問題についても言及がなされた。NPT外の国に対する原発輸出は安倍政権による政治主導でなされていることが問題である点だけでなく、安全基準や原子力をめぐる民主的なルールの確保、原発事故による被害の実態を発信することの必要性などが指摘された。また核不拡散の観点からも問題にしなければならないことが論じられた。NPT内の国との原子力協定については、国内にテロ組織が活動している中東諸国が相手国である場合には、そうした地域に原発を輸出することの危険性も考慮しなければならないことが指摘された。

人道的アプローチの有効性は、途上国のエネルギー問題などがからむため、脱原発との関係

では、核兵器の場合に比べて困難な面があることが指摘されたが、他方で原子力は全体としてみると環境や人間の生存基盤を破壊するという原点に立って脱原発の運動と連帯できる可能性もあることが述べられた。

このほか核の傘と原発への依存の根底には日米安保条約があり、日本はこれによって首根っこを押さえられていることを忘れてはいけないとの議論もなされた。

マーシャル諸島発 国際司法裁判所への提訴： 核被害を繰り返さない証を求めて

明星大学 / グローバルヒバクシャ研究会 竹峰 誠一郎

はじめに：東電福島原発事故を見つめる視座

今回の第3回「原発と人権」全国研究・交流集会は、「事故5年後のいま、今後の展望をどのように見だしていくのか」が大きなテーマとなっています。そのときローカルな視点をもって、福島の中で起こっていることを丹念に掘り下げることが、もちろん重要です。しかし、それだけで十分でしょうか。3.11から5年を経た今の日本社会の動き—原発再稼働、原発輸出、安保法制の強行可決、急ピッチで進む改憲動向—を見るにつけ、日本社会の現在と重ね、かつ目先のことを追うだけでなく、歴史に学ぶ眼を持つ必要性を感じます。くわえて、国境を越えるグローバルな視点ももちあわせ「事故5年後のいま、今後の展望」を議論することが重要だと私は考えています。

そして、分科会でうたわれている「核との決別」、これは「原発のない社会をめざす」のは当然として、それを核兵器の課題と結ぶことが「核兵器と原発」の分科会の特色です。ですから「原発」と「核兵器」を結びながら、私の話も展開していきます。

1. 「グローバルヒバクシャ」という言葉

私は2005年、日本平和学会に分科会「グローバルヒバクシャ」を創設したメンバーの一人です。広島・長崎の原爆被害にとどまらず、核被害は世界各地で生み出されてきました。また核開発による環境汚染は地球規模で引き起こされてきました。そうした現実をしっかりと視野に収めて、原発を含む核問題は議論する必要があります。

各地域で起きている核被害は、ややもすると特殊な「小さな」問題と捉えられがちです。しかし、「意識のグローバル化」を図り、各地域の問題は地球規模の「大きな」問題と連結しているという回路を開くためにも、“グローバルヒバクシャ”という言葉が、有効であると私は考えています。

もっとも“グローバルヒバクシャ”という言葉は、福島や広島、あるいはチェルノブイリが、すべて

同じだと主張するものではありません。世界各地に拡がりをみせる核被害には、それぞれ特徴があります。核被害、あるいは“被曝”という共通項で結んでいくからこそ、各地の特色がより鮮明に浮かび上がってくるのではないかと、私は考えています。

東電福島原発事故も“グローバルヒバクシャ”の視座のなかに、私は捉えています。しかし、ここ福島県内でも、あるいは放射能汚染が確認されている関東地方でも、私の知る限り、3.1で“ヒバクシャ”(被曝者/被爆者) になった」という言葉を、私はほとんど聞きません。何故なのかは、ぜひ皆さんと一緒に考えてみたいところです。

“ヒバクシャ”とは、広島・長崎の原爆被害者が差別の対象とされたことを想起させ、「被害を受け、差別をされる人」と、負のレッテルを貼る言葉であると捉えているのかもしれませんが。しかし、被爆者運動の歴史に学ぶなら、“ヒバクシャ”という言葉は、被害を受けた人、差別をされた人だけににとどまらない意味が、被爆者運動のなかで生み出されてきたことがわかります。「ヒバクシャは単なる被害者ではなく核時代に生きる人類にとって新しい価値を創造する者の意味をふくむ」と、被爆者運動の理論的支柱の一人であった故伊東壮は、『被爆の思想と運動』(新評論) のなかで指摘しています。

核被害についてここ福島で語るわけですが、3.11ではなくて、あえて3.1から私はお話ししたいと思います。3.1とは、第五福竜丸が被曝し「ビキニ事件」として記憶されている、1954年3月1日の水爆「ブラボー」実験です。核実験場とされたマーシャル諸島では、3.1は核被害者を追悼し、自らが受けてきた核被害の問題を想起する国の休日になっており、毎年式典が開かれています。マーシャル諸島はグアムとハワイの間、太平洋の中西部に位置し、“真珠の首飾り”と呼ばれるほど美しいところです。

戦前日本は、ここを植民地として統治していました。そして太平洋戦争に巻き込まれ、マーシャル諸島は、アメリカの信託統治領となり、アメリカの核開発の母胎とされたのです。広島・長崎の原爆投下から1年も経ないうちに、ビキニ環礁やエニウエトク環礁で、アメリカは1946年から1958年まで、実に67回もの核実験が繰り返されました。さすがに今は、核実験は実施されていません。しかし、核兵器搭載可能な大陸間弾道ミサイルの実験が、米国により今なおマーシャル諸島では実施されています。「北朝鮮がミサイル実験をした」とニュースで大きく報じられても、この3月もマーシャル諸島で行われたアメリカのミサイル実験については、ほとんど報道されないわけです。

第二次世界大戦の敗戦後、日本は、アメリカの「核の傘」の下に安全保障体制を築き、さらにアメリカの原発を導入し、急速な経済発展を遂げて、「平和」を謳歌してきたわけです。まさにアメリカの核を抱きしめながら、「平和国家」日本は戦後社会を歩んできたのです。その時、アメリカの核を抱きしめた日本と、アメリカの核開発の母胎とされたマーシャル諸島の関係性は、ほとんど問われることはありませんでした。マーシャル諸島はかつて日本の植民地でありながらも、その歴

史は、戦後の日本社会では断絶され、「被爆国」日本が語られてきたのです。本分科会のテーマ「日本はなぜ核を手放せないのか」を考えるうえで、日本とマーシャル諸島の戦中、戦後の関係性を想起することは、重要なのではないのでしょうか。

2. 「蟻」が「巨象」に立ち向かう：「核ゼロ訴訟」

マーシャル諸島は、1986年に米国との自由連合協定の下に「独立」をし、1991年に国連加盟を果たしました。人口わずか5万3000人余りで国家予算の6割をアメリカからの歳入でまかっています。そうしたマーシャル諸島共和国、世界の中で「蟻」のような存在の極小国が、2014年4月、核保有9カ国（米・ロ・英・仏・中・印・パ・イスラエル・北朝鮮）を相手に、国際司法裁判所（ICJ）に提訴しました。「核ゼロ訴訟」です。マーシャル諸島共和国は、この裁判で「核兵器の不拡散に関する条約」（NPT）や国際慣習法を根拠に、核保有国が核軍縮義務を履行していないことの違法性の確認と、核軍縮交渉開始命令を求めています。

この訴訟の中心人物であるトニー・デ・ブルム前外相は、次のように述べています。「私たちはつらい経験をしたからこそ、この訴訟を進める権限がある、核実験被害の体験から唯一良いことがあるとすれば、この体験を世界と分かち合い、核廃絶を進める一翼を担うことである」。提訴の背景には自らの核被害の歴史があり、核被害を背負う当事者として、このような体験を未来に繰り返さない証を求めた、積極的な行動であるわけです。

「核ゼロ訴訟」は、国としてはマーシャル諸島共和国が単独で起こしたのですが、国際反核法律家協会をはじめとするグローバルな軍縮NGOとの連携協力で成り立っています。小さな国でも、あるいはNGOでも、今の国際社会において、外交交渉の場でも知恵を出せばいろいろできることがあるのだと、「核ゼロ訴訟」は教えてくれています。この「核ゼロ訴訟」は、国際会議の場なり、あるいはニューヨークタイムズ紙がとりあげたりして、世界的な注目を集めるようになりました。それは、たんなる訴訟の紹介にとどまらず、1940年代、50年代の核実験が引き起こしている、現在進行形の終わりなき核被害の現実を告発するものにもなっています。

核被害の経験を持つ日本にも続いてほしいとの声がマーシャル諸島では時に聞かれます。しかし、日本政府は「事態を注視する」として訴訟に距離を置いています。この3月にICJで審理が始まったのですが、日本の取材関係者の姿はそこにはありませんでした。核被害の経験をもつ日本は、「核との決別」にむけてどんな一歩を踏み出すのか、「核ゼロ訴訟」の知恵と行動力に、私たちはもっと学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

3. 終わりなき核被害を生きる

「核ゼロ訴訟」を牽引するトニー・デブルム前外相は、2016年度のノーベル平和賞の候補者に

推薦されています。世界的に注目され、称賛の声が高まっている「核ゼロ訴訟」ですが、実は現地では必ずしも賛成一色、ではないのです。

現地では「核ゼロ訴訟」に対して、核軍縮も重要だが、まず放射能汚染の問題にとりくむべきだ、ヒバクシャの医療・治療、奪われ汚染された土地の返還に、政府はもっと力を入れるべきだという声があります。これは自らの土地に戻れない、土地から切り離された生活を今なお余儀なくされているロンゲラップ環礁選出の国会議員の訴えです。こういう訴えを、どう受けとめるかを考えなくてはなりません。

今、ロンゲラップ環礁に再居住計画があります。自分の土地の放射能汚染の事実を認めさせ、土地を返せとアメリカ政府に訴えてきた結果、再居住計画は1990年代に始まりました。ロンゲラップには今、新しい家や空港、港が整備されています。帰還者の経済基盤を作ろうと、観光地化が図られたり、真珠養殖なども始められたりしています。しかし、誰ひとり戻っていません。そこにいるのは工事関係者のみです。つまり、今福島で起きている帰還をめぐる問題は、決して福島だけの固有の問題ではない、ということです。

私も15年くらいマーシャル諸島に通い、100名を超える方々に核実験にまつわる体験を聞かせてもらっていますが、現地で「復興」という言葉、そして「風評被害」の訴えは聞いたことはありません。ことに「風評被害」とは何か、私も一生懸命説明を試みたのですが、マーシャル諸島の人にはぴんと来ないようで、あまり理解してもらえませんでした。「復興」や「風評被害」は、福島の今を語るキーワードのようになっていきますけれども、何故こういう言葉が、前面に出てくるのかは、改めて考えなければいけない点だと思います。

核被害に終わりはないことを、マーシャル諸島の人びとの経験は教えてくれます。「核ゼロ訴訟」を提起したトニー・デブルム前外相が繰り返し訴えている言葉を借りれば、「マーシャル諸島の核実験というのは、永続的な影響なのです。歴史ではなく、現在なのです。今も困難な状況にあり、一度起きたら取り返しのつかない被害なのです」ということです。今なお住み続けてきた土地を追われて、還ることのできない人たちはたくさんいます。「復興」はそこにはないのです。

他方、ビキニでもロンゲラップでも、住処としての土地は奪われても今でもコミュニティは機能しているのです。人が住めなくなっても土地が持つ機能は活かして、地域社会の崩壊を彼らは防いできたのです。

今、私は被曝地の未来をどう切り拓くのか、ということの研究テーマとしています。3.11福島原発事故を経た目で、改めてマーシャル諸島の核被害問題を見直してみると、「復興」にも「風評被害（の克服）」にもかかわりなく、彼らマーシャル諸島の人たちは生き抜いてきたことがわかります。彼らと交流して、やはり「被害者」になっていく、ということがとても大切なことなんだと思います。「被害者」になるというのは、弱者になるとか、甘えるとか、被害者意識とか、マイナスイメー

ジで捉えがちです。しかし、困難ななか未来を切り拓いていくうえで、まずは「被害者」にならないと、厳しい現実と向き合うことができないのだということを、マーシャル諸島で核実験を体験した方たちが歩んできた道、やその生き方から私は学んでいます。

核の被害者となったことを自覚しながら、かつ、泣き寝入りしないで、生き抜いてきた。「被爆者になっていった」と、ある原爆被害者の方がわたしに語ってくれたことと重なります。マーシャル諸島でも、「ビクティム（被害者）になり、そしてビクティムから、生きる道を求めてサバイバーズ（生き抜く人）となる、歴史の過程があります。核被害の中でも、生き抜いて未来を切り拓いてきた、その延長線上に「核ゼロ訴訟」の提訴はがあると、私は考えています。

おわりに

マーシャル諸島の状況を、小さな島国の特殊な話にしてはいけません。3.11福島原発事故は、確かに環境問題であり、公害問題でもあります。しかしやはり核被害であるという側面、その視点を絶対に忘れてはならないでしょう。その視点に立てば、チェルノブイリやスリーマイルの事故から学ぶだけでは不十分で、私たちは、被爆の歴史や、膨大に起きている世界各地の核被害に目を向けるべきだと思います。原発被害を見つめ補償の課題と向き合ううえで、原発と核兵器の線引きを超えていく必要があります。核被害に遭った人たちが、どのような被害を蒙り、そのなかでどのように生きてきて、未来を切り拓いてきたのか。そのことに学ぶことは、福島のこれからにとって、極めて重要ではないかと思います。

もう一つには、核と決別するうえで、核兵器の課題と結んで未来に繰り返さない証を築く取り組みを進めるとともに、既に生み出され累積されてきた、現在進行形にある核開発の被害とどのように向き合っていくか、という課題を忘れてはいけません。今現在、核被害に直面している人々や地域にとって、「核と決別する」あるいは「核なき世界」「原発ゼロ」ということはどのような意味を持つのでしょうか。より議論を深めていく必要があるでしょう。

参考文献

竹峰誠一郎『マーシャル諸島 終わりのなき核被害を生きる』新泉社、2015年

「マーシャル諸島『核ゼロ訴訟』の挑戦」『世界』通巻872号、2015年8月号

日本国際法律家協会では、来年3月1日前後にマーシャルスタディツアーを企画しています。
詳細が決まりましたら、お知らせします。

「刑事訴訟法の一部改正、可視化法案・盗聴法拡大・司法取引導入に反対する運動」の報告と解説

日本国際法律家協会副会長/青山学院大学教授 新倉 修

2016年5月24日、衆議院本会議は、法務委員会・魚住裕一郎委員長報告の後、起立多数で「悪法」を可決した。詐術に満ちた法律の成立は、立憲主義の危機でもある。

きっかけは厚生労働省村木厚子局長に対する収賄容疑の捜査で、大阪地検の前田恒夫検事が押収した証拠品のフロッピーディスクの日付を改ざんしたという事件であった。江田五月法務大臣が法制審議会に諮問して「新時代の刑事司法制度特別部会」という水ぶくれしたタイトルの特別部会が設置され、村木さんを含む有識者5名が委員に加わり、しかしそれを上回る政府関係者が委員・幹事を務め、有識者を除く専門小委員会の審議手続も駆使して、激しい攻防が4年に及んだ。日弁連が取調べの全面可視化を主張したのに対して、検察・警察は、捜査手法の最大の危機と見て、可視化を局限化するとともに、盗聴の拡大・簡便化を主張し、司法取引の導入を求め、それ以外にもあれこれ捜査権限の拡大にむけて並べ立てた取調べ権限の強化策もあったが、ひとまず矛を収めた。

言い古された格言に「取調べが刑事手続の王であり、自白が証拠の女王である」というものがある。これが日本ではそのまま生き続けているようである。刑事訴訟法学の系譜をたどると、戦後刑事訴訟法学の旗手とされた平野龍一教授が「弾劾的捜査観」を唱え、民衆司法を唱えて「代用監獄」の廃止を主張してきた庭山英雄教授が「当番弁護士制度」を紹介し、三井誠教授が「取調の録音録画」を提案したというように、変革をめざす理論的攻防が描ける。今回取り上げられている問題は、比喩的に言えば、50年前に初めて月面に降り立ったアメリカ人がテレビ画面で、「この一歩は人類にとって大きな跳躍である」と表現したに等しい衝撃がある。

直接の当事者となった村木さんだけでなく、痴漢冤罪事件を題材とした「それでもボクはやっていない」というリアルな刑事裁判の映画をヒットさせた周防正行監督が委員に選ばれたことも、かつてなかった。議事録や資料は公開され、マスコミの取材の機会も増えた。また、警察庁も学者を委員に入れた審議会を立ち上げ、日弁連も実現本部を設置していた。自由権規約の履行状況を審査する人権委員会でも、代用監獄の問題や自白迫及のやり方、録音録画の義務化は、取調べへの弁護人の立会いや被疑者国選弁護人の制度ともに、日本に対する重要な勧告事項に継続して取り上げられてきた。日弁連でも、自由権規約委員会や拷問禁止委員会の委員を招いてセミナーやシンポジウムを実施してきた。またなによりも、冤罪の被害者である桜井昌司さんをはじめ、多くの元当事者が声を揚げ、要求を掲げて運動した。

改正法の骨格が明らかになり、国会での審議が進むにつれ、反対の声は高まり、広がった。3度に及ぶ刑事法研究者の意見書¹のほかに、法律家団体や市民団体がそれぞれ反対意見を表明した。その後さらに、法律家5団体による共同行動、これに市民団体や刑訴法改正に反対

¹ 瀧野貴生「『改正』刑事訴訟法は批判に答えたか?」法律時報2016年7月号82頁以下参照。

学者の会も参加して、8団体として一致して反対行動をくりかえし実施した。

4月8日に宇都宮地裁で、いわゆる「今市事件」判決が下され、状況は一挙に厳しくなった。商標法違反で起訴された被告人が、別件の殺人容疑で140日以上も取り調べられ、そのうち70時間について録画がなされ、そのごく一部が裁判員裁判の法廷で上映された。弁護人は取調べが任意ではなかったことの証拠として利用することに同意したが、実際には、録画が犯罪事実の有無を証明するためにも利用され、これを見た裁判員がその録画が犯人性の決定的な証拠であったと、裁判後に開かれた記者会見で述べた。判決自体も、客観的な証拠が乏しく、録画以外に犯人性を証明することはむずかしかったことを指摘していた。一部録画の危険性ととも、取調べ状況の任意性の証拠ではなく、実質証拠としても利用され、裁判員に著しい偏見を与えるおそれがあることが、暴露された瞬間であった。

参議院法務委員会では、小池振一郎弁護士が「今市事件」を引いて、一部録画の危険性を鋭く指摘し、さらに渕野教授や豊崎七絵教授がこもごも法案の危険性を指摘した。衆議院法務委員会に続いて参議院法務委員会でも、布川事件冤罪被害者の本人である桜井昌司さんが法案の危険性と無用性を厳しく指摘して一部の与党議員の心を動かしたものの、手を止めるには至らなかった。取調べの可視化や弁護人の立会いは、イギリスや韓国ではできることが、日本ではできないという証明はされないまま、巨大な権限と予算が捜査機関に飲み込まれようとしている。沖縄や横須賀で米兵や軍属が犯罪をしても、地位協定が容易に改正されないのは、日本の刑事手続に対する法的な疑念が米国側にはわだかまっており、代用監獄での長時間の取調べのおそれと陪審裁判のないことが、指摘されている。他方、米国に実質上牛耳られているながら、心の中では「美しい日本」の再生を求めるという「物心分離」という「小児病」がこの国には蔓延している。

法律家5団体で日弁連に意見書を提出した後の司法記者クラブでの記者会見で、私は、ネパールでの第6回アジア太平洋法律家会議（6月17日～19日）に触れて、国際的にも大いに問題があると指摘した。その後、中本和幸会長と面談した際に、「日弁連に恥をかかせるな」と議会筋や法務省筋に働きかけることを提案した。それなりの努力をされたことは率直に認めるが、効果はなかった。参議院法務委員会での「附帯決議」で、別件取調を認めた上で、録画の努力要請が盛り込まれたが、これには日弁連としては反対であると聞いた。さらに法律成立後の対応として、私は、最高裁の規則制定委員会に働きかけて、「取調の任意性を確保するために弁護人を義務化する」という規定を新設することを勧めた。

冷静に考えれば、刑訴法等の一部改正という局面での闘いだけではなく、死刑、ヘイトスピーチ、代用監獄、女性の地位という4つの重点課題について、自由権規約委員会からフォローアップを強く求められていることに着目して、さらに広い平面での闘いに結びつけて、平和と人権と民主主義、法の支配という先進国の「共通の価値」がしっかり根付くような国家と社会のあり方を展望すべきである。国際人権はその中軸となる。アジア太平洋法律家協会（Confederation of Lawyers in Asia and Pacific region, COLAP）が結成されたことは、そのための重要な一歩ともなる。

法律家6団体主催「安倍政権と報道の自由—安倍政権による総合的メディア戦略と民主主義の危機・私たちは何ができるか—」

弁護士 宮坂 浩

6月9日、参議院議員会館講堂で、TBS「NEWS23」のキャスターをされていた岸井成格さんに「安倍政権と報道の自由」をテーマに講演して頂き、立ち見も含めて340人の方が参加されました。岸井成格さんから、安倍政権による報道機関への圧力と介入の実態が赤裸々に語られ、連帯挨拶をされたTBS「報道特集」の金平茂紀さんやジャーナリストの青木理さん、新聞労連書記長の塚田朋弘からも今のマスコミの状況が報告され、メディアの現場を萎縮させないためには、批判ばかりでなく、良い報道に対しては「誉める」こともして欲しいという話も出ました。

参加された多数の方から感想文が寄せられ、民主主義の原点である報道の自由に対する危機感とそれを守ることの重要性が語られていました。

集会の最後にアピールが満場一致で採択され、権力を監視し権力の暴走をくいとめるメディアを応援し、メディアに携わる人々と連帯して憲法の保障する報道の自由を守り抜いていくことが確認されました。

6・9「安倍政権と報道の自由」集会アピール

今、日本のメディアをめぐる状況は、深刻な危機に陥っています。

2014年11月のTBS「NEWS23」街頭インタビューに対する安倍首相発言、同年12月の衆議院選挙を前に行われた自民党によるNHKと民法各局に対する「公正中立」報道の要請書送付、2015年5月の自民党によるNHKとテレビ朝日経営幹部聴取問題、同年6月の沖縄2紙への自民党議員らによる暴言、そして今年2月の高市総務大臣の電波停止発言など、与党・政権によるメディアへの直接・間接の介入攻撃事例は後を絶ちません。国連のデービッド・ケイ特別報告者（米国）が今年5月暫定の調査結果を発表し、日本のメディアの独立が深刻な脅威に直面していると警告していますし、「国境なき記者団」は、2016年の「報道の自由度ランキング」で日本は前年より順位が11下がり72位だと発表しています。

とりわけ、政府が、放送内容に関する倫理的規定である「政治的に公平であること」（放送法4条1項2号）を持ち出し、あたかもこれが法的拘束力を持つかに喧伝し、しかもこれに違反した場合には電波停止を発動する権限があることを正面から主張したことは看過できない問題です。「政治的に公平」か否かを政治権力が判断することがあってはなりません。こうした動きは

放送局に対する威嚇や恫喝にほかならず、政権を批判する放送の制作・編集に対して強い萎縮効果を狙ったものと言わざるを得ません。

これら一連の報道の自由の危機は、憲法違反の秘密保護法や安保法制の制定、自民党などのもくろむ明文改憲の動き、「戦争する国づくり」と切り離して見ることはできません。報道の自由と国民の知る権利の保障（憲法21条）は、政治的言論を活性化させ民主主義の基盤であると同時に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（憲法前文）ための不可欠な前提であるからです。

本日の集会では、これまでTBS「NEWS23」のアンカーを務めてこられた岸井成格氏（毎日新聞特別編集委員）の講演により、与党・安倍政権によるメディアへの介入・攻撃がいかに組織的かつ巧妙であるかを知るとともに、こうした権力の腐敗や濫用を監視し、暴走を食い止めることこそがジャーナリズムの本来の使命であり、戦前の言論抑圧の教訓であることをあらためて確認することができました。

そして、権力からの介入・攻撃に対して、すべてのメディアが連帯してこれを跳ね返すことが大切であり、そしてなによりも、メディアと主権者たる市民とが共同して反対の声を挙げる運動が重要であることも学ぶことができました。私たちは報道内容に対してより敏感に応答する必要があります。「各報道番組への市民からの激励のことばが、どれだけ報道現場に生きる制作者たちを勇気づけることになるか」——メディアを真に信頼に足るものとするためには、市民の側からのメディアへの積極的な関わり、共に歩む姿勢が求められていることを忘れてはなりません。報道機関の自律性を保障するためには、市民からの信頼と期待が不可欠です。

改憲が争点となる参議院選挙を1か月後に控え、安倍政権によるメディアへの介入とメディア側の一層の「自粛」がとりわけ懸念される中、私たち市民は今後とも、権力を監視し権力の暴走をくいとめるメディアを応援し、メディアに携わる人々と連帯して憲法の保障する報道の自由を守り抜いていくことをあらためて誓います。

2016年6月9日

「6.9安倍政権と報道の自由」集会参加者一同

JALISA の活動に役に立つ書籍紹介

松井芳郎著

『国際法学者がよむ尖閣問題—紛争解決への展望を拓く』

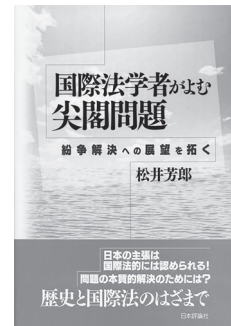
弁護士 大熊 政一

本書は2014年12月に出版されたものであるが、昨年（2015年）9月に強行可決され、既に本年（2016年）3月に施行されている安保法制の必要性を裏づける理由の1つに掲げられ、したがってまた今後安保法制発動の可能性のあるケースの1つとしても数えられている尖閣諸島（釣魚台列嶼）の領有をめぐる紛争に対し、国際法学の立場からどのようにアプローチしたらよいかを解明し、日中両国のそれぞれの主張の根拠を詳細に分析してその当否を検討したうえで、この紛争解決に向けて国際法がいかなる役割を果たせるかを展望したものである。

著者はかつて日本国際法律家協会が主催した“市民のための国際法入門”の連続講座で講師を務め、毎回の講座のために執筆した原稿や、毎回の講座での参加者との質疑応答の中身などをもとにして作られた『国際法から世界を見る—市民のための国際法入門』の著者であり、その他国際法に関する数多くの著作で知られている。

※ ※ ※

国際法学の大家である著者は、領域紛争を解決する客観的な基準としての国際法の役割から説き起こし、予備的考察として、尖閣問題についてそもそも領域をめぐる「紛争」は存在するのか、また国際法上領域紛争においてとりわけ重要となる「決定的期日」(同期日以後の当事国による自国の立場を有利にする目的でとられた行為は考慮の対象外とする) は尖閣紛争においてはいつと捉えるべきかを検討したうえで、本紛争にはいつの時点の国際法規則が適用されるべきか（いわゆる時際法の問題）を検討する（序章）。著者は日本政府の立場とは異なり、尖閣問題について日中間に国際法上の「紛争」が存在することを認め、それが紛争解決に向かうための出発点であるとする。さらに本紛争の「決定的期日」は日本が閣議決定により尖閣諸島を日本の領域に編入した1895年とみるべきではなく、日本の領有に対して中国側による抗議ないし対抗主張が行われるようになって日中間の紛争が具体化した1971年をもって「決定的期日」であるとする。時際法の問題については、時際法には、第1に、法的評価の対象となる事態はその当時に存在した国際法の規則に照らして判断されるべきであるという側面と、第2に、権利を創設



する行為を有効とする法だけではなく、権利の存続についてはその後の法の発展が要求する条件に従うべきであるという側面の2つの側面があり、尖閣紛争に関しては、第1の側面については、中国が主張する歴史的権原の問題は関連する事実があった16世紀から19世紀の国際法に、日本が主張する先占の有効性はそれが行われた19世紀末の国際法にそれぞれ照らして判断するとともに、第2の側面にかかわるその後の国際法の発展についても考慮する必要があるとする。また釣魚台列嶼は日清講和条約によって日本に割譲されたとする中国の主張を前提とすると、その処理については第二次大戦後の戦後処理を定めたサンフランシスコ条約等の諸文書に明文の規定があるので、時際法の問題は生じないとする（以上、序章）。

こうした予備的考察を経たうえで著者は、先ず尖閣諸島にかかわる日中関係の歴史を振り返り、中国側と琉球・日本側の前近代における史料の中でそれぞれ尖閣諸島（釣魚台列嶼）がどのように言及され扱われているかを分析し、近代になってからの時期、さらに第二次大戦後アメリカの施政権下にあった時期、その後沖縄返還を経て尖閣紛争が具体的にするに至ってからの時期における歴史的な推移を叙述する（第1章）。

次いで、①サンフランシスコ平和条約2条(b)の「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」との規定が尖閣諸島（釣魚台列嶼）にも適用されて、同諸島が中国に返還されるべきものとなるか否か—言い換えると同諸島が日清講和条約2条2により「臺灣全島及其ノ附属諸島嶼」の一部として日本に割譲されたものといえるか否か—という論点と、他方で、②同条約3条でアメリカの信託統治の下に置かれるまでの間アメリカの施政権下に置かれることとなった「北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、・・・」は尖閣諸島（釣魚台列嶼）をカバーするか否か—言い換えると同諸島は日本の残存（潜在）主権の下にあったといえるか否か—という論点を検討しなければならないとする（第2章）。

そのうえで尖閣諸島（釣魚台列嶼）の領有をめぐる日中両国のそれぞれの主張を詳細に検討してその当否を吟味する（第3章、第4章）。著者の結論は以下のとおりである。

中国側の主張について・・・中国側が援用する史料上の記述やその他の中国側が挙げる根拠は決定的な理由とはならず、むしろ尖閣諸島（釣魚台列嶼）は日清講和条約締結当時の中国側の公式の認識によれば、台湾の行政範囲には含まれておらず、同諸島が台湾の「附属諸島嶼」に含まれていたとするのは困難である。また中国による実効支配が行われたとする根拠に挙げられている諸事実はいずれも伝統的な国際法が要求する実効支配の基準には到底及ばない（以上、第3章）。

日本による先占の主張について・・・中国側が主張する歴史的権原は、実効的な支配を伴っていなかったという意味で伝統的な国際法を前提とする限りは有効な権原とは認められないから、

先占の不可欠の前提条件である当該地域が無主地であったことについては強い推定が働く。また国際判例に照らせば日本による実効的支配の行為は先占の要件を満たすのに十分であった。但し日本による尖閣諸島の編入過程にはタイミング的に日清戦争の勝利が目前にせまっていた時期に行なわれているなどいくつかの問題点があることは否定できない。しかし先占の法理の帝国主義的・植民地主義的性格を考慮に入れたとしても、住民が居住する領域ではなく、文字どおり無主地であった尖閣諸島の場合には、実効性の原則を制約するようになったその後の国際法の発展は直接の関連性を持たない（以上、第4章）。

このあと著者は、中国側が主張する歴史的な権原の基礎にあった前近代における東アジア国際秩序ないし華夷秩序（伝統的な国際法が規律するヨーロッパ国際秩序における構成国の主権平等の秩序ではなく、中国皇帝を頂点とする封建的・儒教的な階層秩序）の問題に触れ、そこにみられる「版図」概念は伝統的な国際法とは異なり、実効的な支配を前提とするものではなく、周辺地域との境界の観念もあいまいであったとする。したがって中国が尖閣諸島（釣魚台列嶼）を「版図」内にあるとみなしたとしても、それが直ちに同諸島が伝統的な国際法がいう意味で、中国の領域に属することになるのではなく、「版図」を実効的支配に置き換える実行がない限り、中国の領域とすることは困難であることを示唆する（以上、第5章）。

著者は国際法における「権原の凝固」の理論（長年にわたる慣行を基礎として権原が凝固していくという考え方で、時効取得に似ているが「占有」概念が問題とならない点でそれとは異なる）をも取り上げ、日中両国が主張する権原自体が争われているという前提の下で、日本による1895年の領域編入以来上述の決定期日までの実効的支配の継続、その間の中国側からの抗議の欠如などからして、尖閣紛争について、日本によるこの理論の援用可能性を指摘する（第6章）。

最後に著者は、紛争解決に向けて国際法に何ができるかを論じ、出発点として「紛争」の存在を認めたとうえで、その平和的解決の手段をさぐる（終章）。著者は、ICJ（国際司法裁判所）や国連海洋法条約における仲裁裁判への付託、国連の政治的な機関（総会など）に勧告を求めるなどの方法を検討するが、いずれも難があり、むしろこれらの第三者機関への付託の可能性を含めて中国と交渉のテーブルに着くことが必要であり、それが現代国際法の重要な基本原則である紛争の平和的解決を遵守することに他ならないとする。そして尖閣紛争が、過去において日本が中国に対して侵略戦争を行ないその領域の一部を植民地支配しながら、戦争責任ないし戦後責任を十分に果たしてこなかったという「歴史問題」としての様相を顕在化してきた現在においては、国際法が紛争解決基準として果たすべき役割には限界があることを指摘しつつ、紛争解決の条件を創り出すためには何が必要かについていくつかの提言をして本書を結んでいる。1つは主権主張のあらたな「棚上げ」合意の追求であり、いま1つは漁業、海底資源の開発に関

する協力や、紛争管理のための暫定措置の合意をめざすことであるとする（以上、終章）。

※ ※ ※

以上、煩を厭わず、やや長めに本書の内容を紹介したのは他でもない。国際法の専門家である著者による本書の尖閣問題に関する論述が、包括的かつ体系的であり、関連する重要な論点のほとんどを多角的に取り上げていることを示したかったからである。その論述はあくまでも周到かつ綿密であり、引用している国際判例などの諸資料も豊富である。

尖閣問題というと、日中双方とも一般世論においてはとくく感情的な判断や反応に走りがちであるが、紛争の平和的解決を志向する限りは、客観的な事実に基づいた冷静な判断が求められるところである。

本書は一般読者向けの書物というよりは専門書の範疇に属すると言ってよいものであるが、客観的な事実に基づいた冷静な判断のために有益な基準ないし指針を与えてくれるという意味では、日中両国の真の意味での友好を希求し、尖閣紛争を、武力ないしその威嚇による手法に頼るのではなく、あくまでも平和的な手段で解決していくことを切に望んでいる心ある人々にとって、大いに参照されるべき書であるといえよう。

良くないぞ！日本の民主主義 『これでいいのか！日本の民主主義 失言・名言から読み解く憲法』

弁護士 川津 聡

これでいいのか！
日本の民主主義



名書だ！という読後感でした。

権力を握った者は、自らに都合の良い言葉しか口にしないことが本書を読むとよくわかります。

そして、都合が良いだけの言葉だと理解して指摘するには、その言葉に関連する多くの事実を正確に掴む必要があるということもよくわかります。

本書が取り上げる失言・暴言は、いずれも立憲主義や基本的人権、民主主義などの憲法上の重要な原則を軽視あるいは敵視しているか、そうでなければ根本的に理解が不足していることを示すものばかりです。

その大半が安保法制の国会審議が行われていた時期に集中しており、現政権の立場で安保法制を語ること、制定することがいかに憲法を踏みにじる行為であったか示唆に富んでいました。

思い返すと、よくもまあ、これだけあったものです。章題とされた失言・暴言以外にも、関連す

るものが本文中に掲載されていますが、これだけあると逆に個別の失言・暴言はなかなか覚えていられないので、それらを収集記録しただけでも、価値のあることだと思います。

とはいえ、それらが「なぜ」失言・暴言なのか、を的確に指摘して批判することは、実は大変なことです。

私見ですが、これは失言・暴言を吐く現政権の中枢メンバーたちの政治思想やその前提となる事実認識は現憲法の立脚する思想や事実認識と余りに異なっており、議論の土台となる共通認識が極めて乏しいためではないでしょうか。

国際法律家協会の会員が執筆者である章だけ見ても、「徴兵制はありえない」とか「自衛隊発足以降、……1800名の自衛隊員の方々が、……殉職をされておられます」とか「たいていの憲法学者より私は考えてきた」とか、聞いて呆れてため息は出るけれど、本質を捉えた的確な批判がとっさに出てこないものばかりでした。

本書は、そんな失言・暴言が発せられた状況や前後の文脈を丁寧に確認した上、共通認識が乏しいために、批判に際して遡って言及する必要がある基礎的知識までも解説してくれます。

現憲法を巡る現在の政治状況を学ぶ上で必要な知識がコンパクトにまとまっており、講師活動などでも利用できる場面がある利便性の高い書と言えるでしょう。

また、安保法制の審議が行われた時期と前後して、失言・暴言があった反面、現憲法の思想や事実認識を深く理解し、それを踏まえて発せられた名言も多く生まれました。

本書の第2部は、それら名言を題材としています。

安保法制に反対するIADLの声明中の一節、米軍基地問題に対する翁長沖縄県知事の発言、マイナンバー制度に対する日弁連会長声明など、本書は、こちらも失言・暴言と同様に文脈や前提知識を解説し、なぜそれが名言であるのか、深く納得させてくれます。

ちなみにIADLの声明に関しては、それを国際法律家協会として日本国内向けに発表する様子の写真が掲載されていますし、IADLの紹介もされています。

さらに、本書は、第3部として平和と民主主義を守るための行動に出た市民たちからのインタビューまで掲載しています。

その相手も、「憲法9条にノーベル平和賞を」から国法協会員でもある鷹巣直美さん、「安保関連法に反対するママの会」から西郷南海子さん、「SEALDs」から高野千春さん、本間信和さんと極めて豪華です。

私は、「SEALDs」メンバー2人のインタビューを読んでいて、学術的な言葉がたくさん出てくことに驚きました。こういう分析のできる方って、傍観者的な立場を好むんじゃないかという偏見（ほんと、ごめんなさい）がありました。

この本を、2016年7月の参議院選挙に間に合わせてくださった執筆者の皆様に感謝したいと思います。もちろん、参議院選挙が終わった後も、現政権が憲法に関連して発する言葉の軽さについて考えるために、必読の一冊です。

『安保法制を語る！自衛隊員・NGOからの発言』

弁 護 士

中 森 俊 久



本書は、自民党と公明党が2015年9月19日未明に成立させ、本年3月29日に施行されたいわゆる「安保法制」につき、実際に安保法制の影響を受ける自衛官やNGO関係者からの意見・視点からの問題提起を行うものである。また、海外に実際に派遣された自衛官が国際法的にどのような立場に立つのか、戦争に直面した当事者が背負い続けるPTSD等の心理的な問題につき、具体的に踏み込んだ解説も加えられている。

確かに、法律を策定する際に、その法律を必要とする立法事実の存否及びその法律が当事者へ与える影響を具体的に精査する必要があるところ、こと安保法制に関しては、集団的自衛権といった理念的な議論が先行し、直接に影響を受けることになる自衛官及びその家族の方々、世界中で活動するNGOの方々の意見に注視が及ぶ機会が少なかったように思われる。その意味で、本書は、安保法制の問題を改めて考えるうえで必要となる前提事実を多分に与えるものである。

当事者の意見を若干紹介すると、30年以上海上自衛隊に勤めた当事者は、「安倍さんは交戦になった場合、撤退させると言っていますが、そんなことはできませんよ。子どもの戦争、子どものチャンバラじゃないんですよ。撤退した、世界各国から批判されますよ。」と述べ、世界の紛争地で活動するNGO関係者は、「紛争地で私たちを守ってくれるのは武器・軍事力ではなく、地元との信頼関係であり、軍事力の介入は地元民との信頼関係を破壊し、かえって現地での活動の妨げになる、と考えています。」と述べている。

今回の安保法制は、ほとんどの憲法学者に加え、元最高裁長官までが違憲と談ずる法制である。本書を通じて、同法制度の問題点が改めて検証され、日本に求められる本来の役割が再考されることを願う。なお、編著者4名のうち、飯島滋明さん（名古屋学院大学教授）と清末愛砂さん（室蘭工業大学大学院准教授）は、国法協の理事である。

会員のみなさまが書かれた書籍は、国際法律家協会のHPの「書籍紹介」<http://www.jalisa.info/books/>に掲載いたしますので、事務局までご連絡ください。

連載 JALISA の活動と私

日本国際法律家協会理事 宮坂 浩

この新コーナー『JALISAと私』は各理事が持ち回りで寄稿することとなっており、今回は私です。私が、JALISAの活動として初めて海外に行ったのは、1995年3月の国法協米国調査団でした。

この時期は、1992年にPKO協力が成立し、自衛隊の海外派兵への道が開かれ、憲法9条にとって大きな転換点を迎えていました。90年に発生した湾岸危機では、日本も「人を出して血を流せ」という米国等からの強い圧力がかけられましたが、国民の強い反対から自衛隊の海外派兵ができませんでした（戦争終結後にペルシャ湾に海上自衛隊の掃海艇を派遣）。当時、日本は世界有数の経済大国となり、国連安保理常任理事国入りを図る等、国際政治の面でも大国化を目指しており、「普通の国」（小沢一郎の「日本改造計画」）として、自衛隊を海外に派兵することが政財界の悲願となっていました。そこで、自衛隊の海外派兵に対する国民の強い反対を抑えるために登場したのが、国連の平和維持活動（PKO）でした。

日本では、一種の「国連信仰」のようなものがあり、また、PKOについても、冷戦期に安保理が機能していなかった時代の当事国の同意を得て行う停戦監視などの中立的活動を行うイメージが喧伝されており、PKO協力法もこれをモデルにしていました。そこで、国法協では、湾岸戦争の実態を告発したラムゼイ・クラーク元米国司法長官との懇談会、松井芳郎先生の「国連PKO活動の問題点」の講演会、国連問題チームによる日本の常任理事国入り問題の研究会などを開催して安保理やPKO問題等について検討を行い、95年3月の米国調査団は、ニューヨークの国連本部等で、これらの問題の調査を行うことになっていました。

当時の国連事務総長は、ブートロス＝ガリ（92～96年）で、国連の平和活動について「平和への課題」を発表し、「平和強制」を含む強力な国連平和活動が提唱されており、国連PKOは、平和強制という「武力行使」が可能なものに変質していました。その背景には冷戦終結により、米国など西側のリードで安保理が機能するようになったことがあるとされています。しかし、米国も参加したソマリアPKOでは、一方当事者に軍事行動を仕掛ける等、国連の紛争当事者化という問題が生じており、私たち国法協調査団が国連本部に行った時には、「平和への課題－補遺」が発表され、そこでは、平和強制という構想を実現することの困難性が指摘されていました。

安保理問改革題は、冷戦終結後の安保理活動の積極化に対応して、国連総会が安保理議席の衡平配分と拡大を決議したことを受けて議論が行われていましたが、安保理常任理事国中心の国連運営に対するその他の国の不満や常任理事国の拒否権という非民主的な構造の問題点について、既得権を手放したくない常任理事国と改革を主張する国との対

立が激しく、議論が進展していない状況でした。日本の常任理事国入り問題についても、日本の非常任理事国としての任期中の活動に対する評価は低く、日本の常任理事国入りは米国内に二票の投票権を与えるものといった批判がされていました。

ニューヨークからワシントンに移動し、当時アメリカン大学に留学していた君島東彦さんの紹介で、ピーター・カズニック氏と懇談しました。この懇談で話題となったのが、スミソニアン航空宇宙博物館の原爆資料展示問題でした。94年に、スミソニアン航空宇宙博物館が、原爆を投下したB29爆撃機「エノラ・ゲイ」と共に、広島・長崎の被爆資料の展示計画を発表したところ、米国の退役軍人会等を中心に「日本側の被害ばかりが強調されている」等として被爆資料の撤去を要求しました。この問題は、米国内で大論争となり、95年1月に被爆資料の展示は中止になりましたが、この際に、被爆資料の展示を引き受けたのがアメリカン大学で、その中心となったのがピーター・カズニック氏でした。私たちは、核兵器の廃絶のために、被爆の実相を知ってもらうことの重要性と共に、米国や日本の侵略行為で被害を受けたアジアの国々では、原爆投下が戦争終結をもたらしたという認識を持っており、日本が侵略戦争の責任を明確にし、どのような加害の事実があったかを伝えていくことの重要性を認識させられました。

2001年の9・11事件以降、米国は「テロとの戦争」を名目に、アフガニスタン戦争や国連を無視したイラク戦争を開始し、それが現在のIS問題につながる中東の混乱を引き起こしました。また、旧ユーゴスラビアやルワンダにおける大量虐殺問題を契機に、「保護する責任」の名のもとに、安保理が「文民保護のために、必要なあらゆる措置をとる権限」をPKOに与え、軍事行動を容認するケースが増えました。コートジボワールのケースでは、同国に多大な経済的権益を有するフランスが軍事行動の中心を担い、結果的に政権交代がもたらされたことから、大国の介入主義との批判がされています。さらに、リビア問題では、安保理が地域機構に「文民保護のために、必要なあらゆる措置をとる権限」を付与した結果、それを口実に英仏が主導するNATOが軍事介入したため、カダフィ政権は民主的手続によらずに排除され、その影響でリビア国内諸勢力間の内紛が続いたことから、アルカイダ、IS勢力の侵入という事態を招いています。

こうした中で昨年成立した安全保障関連法は、日本が国連を無視して行う米国の戦争に積極的に加担するばかりでなく、国連PKOにおいて戦闘に巻き込まれたり、「テロとの戦争」や「文民を保護する」名目で多国籍軍に参戦することで、日本自身が紛争の当事者となる危険性があり、こうした国連PKOの問題などの現実と実態を広く知ってもらう必要があります。

また、安全保障関連法が憲法9条に違反するとの指摘を受けて、9条改憲でその違憲状態を解消するといったあべこべな議論が登場する中で、9条がアジア・太平洋戦争中に日本が行ったアジアに対する植民地支配や侵略戦争を反省し、「二度と過ちを繰り返さない」という不戦の誓いとして生まれたものであること、そして、その理念は、日本とアジア諸国との関係にとどまらず、紛争が続く今日の世界で活かすことのできるものだということを改めて訴えていく必要があると考えています。

連載 私は憲法9条をこう考える

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

憲法9条にはいろいろな理念がこめられているが、私はここで①日本国民が二度と無責任な戦争を権力者にさせないこと、②日本国民が世界に対して再び侵略戦争をしないと国際社会に宣言したこと、この2つの点について言及したいと考えている。

まず①だが、アジア・太平洋戦争（1931年～45年）でも、戦争を起こした権力者は軍の上層部は、国民には「国のために死ね」といいながら、自分たちは国のために死なずに逃げるのが少なくなかった。たとえば1945年3月から4月にはじまる沖縄戦では、政府は沖縄の市民には徹底抗戦を命じた。その結果、沖縄戦での戦死者は公式統計でも9万4千人とされる。15万人を超える市民が犠牲になったと評価する研究者もいるなど、多くの市民が犠牲になった。ところが沖縄の市民には徹底抗戦を命じたはずの権力者はそのとき、東京から長野県の松代に逃げる準備をしていた。天皇が隠れる場所には60メートルもの穴が掘られていた。このように、戦争を起こすのは政治家や軍の上層部であるにもかかわらず、いざとなればそうした政治家や軍人は逃げ、常に犠牲になるのは市民であること、戦争とはこうした無責任な行為であることがアジア・太平洋戦争でも明らかになった。

そして、こうした無責任な政治家や軍人が起こす戦争で犠牲になるのは日本国民だけではない。むしろ戦争を起こされた側の国民である。アジア・太平洋戦争での日本人の死者は約310万人なのに対し、近隣諸国の民衆の犠牲者は2000万人から3000万人と言われている。国際社会では一般的に20万人と言われている「日本軍性奴隷」の犠牲者も、生命が奪われたわけではないとはいえ、本人の意思を無視して日本兵の性の相手をさせられるなど、まさに戦争の被害者に他ならない。こうした犠牲を受けた近隣諸国は日本に対して疑念の目をむけている。日本がサンフランシスコ平和条約を締結する際、たとえばオーストラリアとニュージーランドはアメリカとANZUSを締結している。なぜANZUSが締結されたのかと言うと、日本が再び侵略戦争を起こした際にアメリカに助けてもらえるよう、オーストラリアやニュージーランドがアメリカとの軍事同盟を求めたからである。このように日本は近隣諸国から疑われ、そして憎まれていた。だから日本が近隣諸国との友好関係を築くためには、日本が国際社会に対して断固たる決意を示す必要があった。憲法9条の徹底した平和主義は、近隣諸国に対する謝罪であると同時に、二度と侵略戦争をしないという断固たる決意を示す条文と言える。

結論。日本国民が再び政府に戦争をさせないこと、過去の侵略戦争を近隣諸国の民衆に謝罪し、再び侵略戦争をおこさないことを国際社会に宣言した条文こそ、憲法9条である。

江藤价泰先生を偲ぶ

日本国際法律家協会副会長/青山学院大学教授 新倉 修



江藤价泰先生が亡くなられて、未だに信じられない気持ちがある。個人的な回想ではあるが、私が日本国際法律家協会にかかわったことも、民主主義科学者協会法律部会で活動していることも、フランス刑法をいちおう看板に掲げていることも、直接的には早稲田大学法学部でのフランス法の恩師・中村紘一先生のお蔭だが、基を質せば、江藤先生に由来する。先生は都立大学の民訴法の教授であつた。

先生は都立大学の民訴法の教授であつたが、早稲田大学法学部では、フランス法のゼミをもっており、大学院でもフランス法の講義でクセジュ文庫の「フランスの司法 (La justice en France)」を講読した。とはいえフランス革命から明治の司法改革にまで話は及び、さらには当時、日本の司法界を吹き荒れていた「ブルー・パージ」にまで話題は尽きない。フランスで「ベン・バルカ」という怪事件 が起こり、司法界が大いに震撼したことがあった。図書館で発見したル・モンドの記事を翻訳して報告したら、えらく褒められ、雑誌に投稿するよう勧められたが、私が尻込みをしてしまい、先生のプロモーションは実を結ばなかった。(写真は承諾を得て『法と民主主義』460号から転載した。)

協会でも、先生は隠然たる力を発揮しており、石島泰弁護士の舌鋒鋭く追及的な論難に対して、江藤先生が柔らかに「和解案」を提示して和やかなものにするのがしばしばあった。

今話題の「松橋事件」の再審弁護団の共同代表である齊藤誠弁護士は、2000年に東京弁護士会の推薦人になってくださった齊藤一好弁護士 (当協会の原始会員・IADLの国際書記、副会長) の子息であり、友人であり、また都立大での江藤先生の教え子という間柄である。

『日本国際法律家協会の歩み』という冊子は、前会長として江藤先生が編集委員長を努められたが、その実態は、清水誠教授がすべてを仕切って編集・刊行されたものである。この二人三脚は、都立大学や民科でも見られたようであり、江藤先生の退職記念か古稀のお祝いを清水先生が音頭をとって盛大に開いたのに対して、清水先生自身はそのようなお祝い事を固辞されるというやや片面的な関係であるかのように、私には見えた。

さて、この協会50年史を繙くと、これには1957年の創立から50年間の歩みが正確に記録されているが、記録の山場は、創設当時の苦労話のほかには、中ソ対立による協会活動の危機、アジア太平洋法律家会議の開催 (1988年、1991年) が中心となって、毎年のように世界各地で開かれるIADL関係の国際会議への参加というイベントにある。

その意味では、今年の6月17日からカトマンズで第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6) が開かれ、1988年の第1回ニューデリー会議開催の責任者とも言えるジテンドラ・シャーマ弁護

士が、アジア太平洋法律家協会の会長に就任されたことは、特筆すべきことであり、また笹本潤弁護士と長谷川弥生弁護士がそれぞれ中軸となる役職に就任されたことは、誠に慶賀すべき出来事である。ここにも、江藤先生の「見えざる手」が介在しているという、因縁話めくけれど、国際的な運動が、単なる理念の自己展開というようなものではなく、実に人間くさい営みの集積であることを考えてみると、江藤先生の「陰徳」は語らずにはいられない逸話の宝庫といっても過言ではない。

江藤先生が記録上登場するのは、初期の国際交流（16～17頁）、1962年の第2回アジア・アフリカ法律家会議（コナクリ）について（21～23頁）、1971年の第2回インドシナに関する国際法律家会議（アルジェ）について（51～53頁）という限られた期間であるが、いずれも世界史的に重要で、かつ、大変な会議にあたる。ここに書かれたものは、江藤先生に直接接して、黒々とした髪の毛と鋭い眼光とパイプを銜える柔和な表情に惹かれた経験があり、その果てしもない柔硬取り混ぜた話題に感嘆した者には、信じられないほど、大きな落差のある「客観的・分析的な学者的文章」である。アフリカの年といわれるほどに、アフリカでは60年代に植民地から独立して国づくりを始めた創成期に、はるか日本から会議に参加して、運営の不備を指摘し、国際連帯運動の本義を貫くために奮闘したことは、民間が主導的にになった国際的な平和貢献の証として、長く記憶にとどめておくべきであろう。私自身、セネガルで開かれた世界社会フォーラムとIADLの執行部会議に出席し、その帰路、パリからの航空機が事故で運休したときに、バスに乗せられ、場所もわからない海岸のホテルにつれて行かれ、フランスのロラン・ヴェイユ弁護士と同宿したという経験があるだけに、60年も前のギニアの長期滞在がいかに困難なものであるかは、想像に難くない。江藤先生の真骨頂は、そのような苦労話が、愚痴や悪口ではなく、科学的な背景分析と人間に対する暖かい観察と倫理的な厳しい評価を伴っている点にある。

協会の内部にも、厳しい対立や感情的な行き違いが生まれることがあった。そんなときに、江藤先生は、自ら買って出て、折衷の法を説かれることもあった。喧嘩のつもりで激論を飛ばしていた当人は、そんな仲介に会うと、「江藤先生は人垂らしだ」と嘯いて、矛を収め、怒りを鎮めた。「人垂らし」とは、幕末に官軍が多摩川まで進軍して、江戸が戦火に見舞われようとしたときに、官軍の大将・西郷隆盛と会談して、無血入城を認めた幕府の重臣・勝海舟を指して言われることがある。江藤先生のご先祖は熊本出身のようであるが、東京生まれ・東京育ちのご本人は、気ぶの好さと度胸の点では、海舟に勝るとも劣らない「人垂らし」だったのではなかろうか。その恩恵に、現在でも私は大いに助けられている。

協会の活動も、会長であった江藤先生の気風を大いに取り入れて、アジア太平洋法律家協会の活動を支え、IADLの活動を担い、国際連帯活動を大いに展開してもらいたい。こうして初めて、先進国の外交政策を毒し、世界に蔓延する「人道的介入」や「保護する責任」という軍事的介入を容認する論理を踏み越える展望が切り拓かれる。これは、まさに恒久平和をめざす「9条の平和」を世界に広める運動のいっそう前進を意味する。

第6回アジア太平洋法律家会議 2016年6月19日

カトマンズ宣言

2016年6月17、18、19日、アジア太平洋地域の20か国から173人の弁護士、法学を学ぶ者、法学者が、ネパールのカトマンズで開かれた第6回アジア太平洋法律家会議に集まった。会議のテーマは、「人民の平和への権利、民主主義、人権、経済発展への挑戦」で、国際民主法律家協会 (IADL)、ネパール平和連帯協議会 (NPSC)、進歩的法律家協会 (PPLA) と協力し、以下を宣言する。

世界・地域の平和

会議は、米国政府のアジア太平洋地域への干渉が強まっており、この地域の国家の主権を知らず知らずのうちに侵害していることを、平和への脅威とみなすことにした。

軍事的援助、災害援助、あるいは増強自衛協力協定 (EDCA)、軍事地位協定 (SOFA)、訪問協定 (VFA) などの相互軍事協定を口実に、この地域で米国の軍事的プレゼンスが増強している。米国は、新自由主義の経済課題を促進するため、この地域での覇権を目指している。そして、最大の輸入地域、資源の産出、2番目の輸出地域であるこの地域を守り維持するため、米国は、この地域への政治的・軍事的な力を持つようとしている。アジア太平洋諸国における米軍の展開は、経済的な要衝であるインド洋から太平洋への貿易ルートの確保を通して、海洋の支配を目指すものだ。

さらに、会議は、米軍の配置、広がる軍事主義、他の人権侵害を通して、米軍の増強が、弾圧的な政府から国民を解放する人民の運動を妨害することになることを認める。それゆえ、外国軍と軍事基地をこの地域から直ちに撤退させることを呼びかける。

会議は、アジア太平洋地域のさまざまな国に領土紛争があることに注目した。これは、武力の行使、脅威を禁止し、国際紛争の平和的解決を訴える国際的原則を思い出させる。会議は、国連憲章の以下の条項に注意を促す。「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」そして「いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第1に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」と。

領土紛争の渦中にある中国と東南アジア諸国のケースで、会議は、南シナ海への軍事的展開とこの地域への他国の介入が、地域の平和と安全を破壊する海洋上の衝突に至るのではないかとすることに不安を覚える。

それゆえ会議は、すべての国に国連海洋法条約 (UNCLOS) のような国連の機構に誠実に訴えること、そして南沙諸島の紛争を解決するために関係国に対話することと呼びかける。交渉において紛争当事者の各国は、主権平等の立場で相互に尊敬し、適切な自己決定権を尊重するようにしなければならない。

会議は、朝鮮の自主的な平和的再統一のために、1972年7月4日の共同宣言、2000年6月15日宣言、2007年10月4日宣言の精神による、朝鮮人民の協調的努力を支持し、朝鮮の平和的再統一との闘いのための朝鮮人民への連帯を表明する。

会議は、西アジアにおける平和への脅威、そして増大する難民と国内避難民に憂慮する。地域で増大しているテロリズムと原理主義が、平和及び表現の自由に脅威を与えており、重大な不安の原因となっている。

会議は、アメリカ、北大西洋条約機構 (NATO)、サウジアラビアのシリア、イラク、イエメンに対する侵略戦争及びそれに対するあらゆる形態の援助を非難する。イスラエルの占領とガザの経済封鎖を終わらせ、パレスチナ人民の国際社会への国家としての参加が保障されなければならない。会議は、イスラエルに占領された領土の解放のためのシリアとレバノン人民の闘いを支持する。

会議は、フィリピンとコロンビアのような異なった国々の人々によって行われている平和プロセスに対し支持を表明する。紛争の原因に取り組み、人民と個人の平和への権利を尊重することによって、人間中心に発展できる環境を作り、正義と永続する平和に向けた人権の尊重を達成することができる。

人権

すべての個人と人民の平和と軍縮のための人権は、他のすべての人権—普遍的で不可分、相互関連、相互依存の権利—と密接に関係している。

平和は正義と民主主義があることであり、単に戦争がないことではない。平和は、武力によって脅かされるだけでなく、貧困、暴力、犯罪、テロによっても、そして民間人でも国家によっても、コントロールも抑制できない深刻な病気によっても、空気汚染や気候変動によっても脅かされる基本的な人権である。我々が国民を解放するための戦争の正当性を認めたとしても、戦争と武力紛争は、市民的、政治的権利の行使を妨げ、人民の経済的、社会的、文化的権利の達成を妨げる。

国家が国民の経済と生活向上の機会をつくることに失敗したことにより、人々の安全と平和を脅かす貧困を招いた。引き続き衰えを知らない採取産業による資源の略奪も、武力紛争と同じく平和を破壊するのと同じように、富の少数者への偏在、庶民の貧困を生み出す。

会議は、コペンハーゲン宣言 (Copenhagen Declaration) を再び引用する。「社会の発展、社会の正義は、我々の国家における平和と安全の達成と維持のために欠かせない」そして、「それらは、平和と安全が欠如し、または人権の尊重が欠如しては、達成することはできない。」

会議は、世界人権宣言やアルジェリアの人民の権利宣言 (Algiers Universal Declaration of the Rights of Peoples) を含む他の人権文書と同じように、すべての人が人権を促進し、守る責任があることを、認めた。我々はすべての政治犯の釈放を呼びかけ、要求することを確認する。

裁判官、弁護士、平和活動家を含む人権活動家 (human rights defenders) の仕事は、人権の尊重、擁護、実現にとって、またそのための国際基準の発展にとって、不可欠である。人権活動家は、そのように、保護されるに値し、保護されるべきである。人権擁護者の宣言によって認められたすべての権利が与えられる。会議は、アジア法律家地域の多くの人権活動家—弁護士、裁

判官を含む一が超法規的に殺害され、強制失踪させられ、拷問に会い、逮捕され、その他の形態による人権侵害に曝されてきたことに注目した。

会議は、各国政府に対し、弁護士、裁判官などの人権活動家を保護するために、国際人権や宣言への誓約を求める。そして、彼らが人権を守る上で、脅され、嫌がらせを受け、害されることがないように要求する。そして、彼らに対する攻撃や脅威与えた加害者を不処罰にし、正義を付与するような文化にピリオドを打つよう求める。会議は、国際社会に対し、人権を促進、発展させる仕事をしている、人権活動家である、弁護士、裁判官、市民団体に対し援助を与え、効果的な保護をするよう求める。

会議は、世界やアジア太平洋地域における多くの人々が、国家による犯罪や権限濫用の結果として被害により苦しんでいること、及びこれらの被害者の権利が、加害者が適正手続によって保護されている権利や他の権利と同じようには、十分に保護されてこなかったこと、をも認める。

このように、犯罪及び権力濫用の被害者の権利を、普遍的、効果的に認めさせるために、国内及び国際的な方策をとる必要性を強調しなければならない。同様に、各国政府は、被害者に社会的、経済的サービスを与えることにより、被害者になることを根絶できないとしても、最小化するようにし、また、国家の富を正義へのアクセスができるように配分するよう、努力をすべきである。

北側諸国 (global North) に基盤を有する多国籍企業による資源の搾取により、南側諸国 (global South) において経済発展が阻害され、それらは、海外での雇用を求める移民をより多く生み出し、またこれからも生み出していくだろう。多くのケースで、移民労働者は人身取引の犠牲者になり、あくどい民間リクルート組織・個人によって搾取されている。インドネシアで死刑にさらされている家政婦メリージェイン・ヴェロソの事件は、この悲しむべき現象の象徴である。

移民労働者は、十分に保護されず、性的搾取、臓器売買、強制労働、奴隷、契約違反、賃金不払い、安全の不確保などの虐待に曝されている。会議は、政府に対し、移民労働者及び世界中の貧しい人々の権利を、尊重、保護、実現するよう、国際的な責任を呼びかける。

アジア太平洋地域の先住民は、地域に残された生物多様性に影響力がある。不幸にも、先住民は、特に資源分野の企業の利益のために行動する各国政府による、構造的な抑圧の対象になっている。

弾圧立法の下で、先住民の地域に対する権利は認知されず、尊重もされていない。開発のための侵略は、彼らの物理的な移住と、文化が根付いている先祖の支配地域でしか維持できない先住民の文化の破壊、を招いた。彼ら自身の経済的、社会的、文化的発展を決定する権利を含む自己決定権は侵害されている。多くの先住民の活動家は、地域への侵入に抗議するため、政治的な迫害に遭っている。そして多くの活動家は、超法規的殺害は、強制失踪、逮捕、虐待、でっち上げ起訴などの被害者や対象になってきている。会議は、アキノ大統領と国防省が、軍事組織とフィリピン国防軍によってトレーニングを受けた軍事会社に、資源会社に反対する先住民のコミュニティを抑圧させた事件を共有した。

会議は、アジア太平洋地域において、女性が家父長制社会の中で伝統的な役割を負わせられ、追いやられていることを非難した。そして、この不平等が、政治と権力構造の中で、継続的に周縁化されている。宗教と衝突する国内法は、女性の解放に対する深刻な脅威である。女性差

別撤廃条約や国連憲章を守るとは、各国政府の義務である。

子どもと老人は、年齢を考えるとぜい弱な分野の人々であり、注意と保護をすべきである。各国政府は、年齢を考慮し権利者として子どもと老人を認める法的文書を採択することにより、現実とのギャップを埋めていくべきである。彼らは差別されているだけではなく、貧困により弱い立場に立たされている。

我々は、多国籍企業がこの地域の子どもに対して、搾取工場、プランテーション、花火工場、他の産業における、貧困のために労働を強制するサプライチェーンを通して、搾取することを非難する。彼らは、彼らが大きく貢献しているグローバルエコノミーの利益を受けることができない。

我々は、公的サービスの民営化と、社会保障と労働者、貧困者の保護を否定する政府に代わる民間会社を非難する。このように、子ども、女性、老人が、権利の剥奪、差別化、奴隷化されている。

我々は、子どもの労働を大きい利益のために利用する世界中の企業のボイコットを呼びかける。我々は、また北側諸国に、特にアジアとアフリカの子どもに対する労働権の侵害を説明している法の下に多国籍企業を置くことを求める。

これらの人権への侵害や濫用に対処するため、会議は、独立した機能する地域の人権機関をこの地域に設立することを呼びかける。

経済的権利及び開発の権利

グローバリゼーションは、世界人口のわずかを占めるエリート集団のみに利益を与え、南側諸国の低開発や不平等を悪化させてきた。開発途上国は、世界貿易機関（WTO）を介して機能してきた国際法に後押しされた市場原理により支配されている。中央銀行の倒産、豊富な天然資源を最終製品に転換させる資本や技術の欠如、及び国際金融機関による負債の押し付けにより、開発途上国は、多国籍企業による投資を受け入れざるを得ない状況に置かれている。労働者や先住民の権利、環境正義を強化し、その地の資源を用いて作り出された富から得られる衡平な利益を確保するために、国内で規制の枠組が作られているにもかかわらず、このような枠組みは、大企業による新規事業の開拓を規制する際には、役立てられていない。

企業が世界銀行（World Bank）の仲裁制度を利用して国家を相手に提訴し、その結果、その国家の年間予算、または国内総生産を超すかもしれないほど巨額の和解金の支払いを課すような、恐ろしい命令が出されてきた。そのため、国家はその破壊的アプローチにより、手の施しようがないほど深刻な状況を強いられてきた。国際通貨基金（IMF）や世界銀行による反人民の方針は、人々の貧困状況や人々に対する搾取をより悪化させるものとなった。我々は、これらの国際的な金融・貿易機関における真の改革を求める。会議は、国連に対し、国家が多国籍企業による濫用に抗して、人々、労働力、市民、環境を守ることができるようにするための国際的な法体制を即時採択することを強く要請する。

会議は、大規模企業と金融機関が政府の意思決定過程に直接的な影響を与え、結果的に民主主義の破壊をもたらしながら、各国の存続に必要な分野の意思決定過程と政策に対する支配や管理を増大させていることを非難する。企業と金融機関は、多くの国々のメディア

を完全支配することで、市民の権利に大きな悪影響を及ぼす。会議は、企業と金融機関、及びそこで働く取締役その他役員が、金融・経済犯罪、戦争犯罪、及び人道に対する罪への説明責任を確実に問われるようにするために、実効性がある規則を制定することを求める。企業や金融機関の説明責任を確保するためには、確実な実行を伴うように実定法と手続法が強化されなければならない。

持続可能な発展の権利は、それから得られる利益を享受する権利を伴う、国家と人民が有する固有の権利である。南側諸国には、人々のニーズや物理的な事情に従った発展を追求することが認められなければならない。海外の投資家による運用を規制する法律を通して示される、これらの国々の主権は、尊重されなければならない、また世界貿易機関や他の金融機関からなされる指図からの影響を受けないものでなければならない。

先進国は、南側諸国の貧困と低開発が、植民地主義がもたらした必然的帰結であること、また植民地主義が、脱植民地化以降も、旧宗主国が確実に旧植民地の資源を支配できるようにするものであったことを認識しなければならない。北側諸国はまた、その物理的繁栄が旧植民地の低開発の結果としてもたらされていることを認識しなければならない。したがって、先進国は、南側諸国が発展し、かつ資本や技術その他の援助の提供を通じて貧困を根絶することができるように支援する義務を負っていることを受け入れなければならない。

会議は、健康で、生態的にバランスがとれた環境がすべての人権の享受に不可欠であることを、もう一度繰り返し述べておきたい。それゆえ、我々は、政府や商取引並びに多国籍企業による環境破壊が認められないことを、確保していかなければならない。会議は、該当地域に住む人々が展開している、天然資源を多国籍企業による略奪から守る権利を求める公正な闘いを支援することを再確認する。

政府の愚かさによって悪化している気候変動は、近年、何千世帯もの家族に避難を強いた台風ハイヤン（2013年台風第30号）以後のフィリピンで、気候変動避難民を生み出すものとなった。インドや他のアジア太平洋の国々では、気候変動が、とりわけ異常な干ばつや予測不可能な気温の変動の矢面にさらされている農民の間で、経済的混乱を生じさせている。気候危機が引き起こした国境を超える損害は、各地で人々を脅かすものとなっている。弁護士や裁判官は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）やそのパリ協定（Paris Agreement）が設定する目標の達成に向けた政府や企業の責任を問う、特別な責務を負っている。会議は、異常気象事象によって脅かされる人々を保護する役目を政府に負わせるとともに、大規模化石燃料会社が気候危機の創出に果たした役割を追求する役目を政府に負わせる方向で、対策に向けた歩みが進んでいることを歓迎する。

会議は、気候変動による損害が人権侵害であることを認識し、かつ気候変動に寄与してきた無責任な企業（石炭採取企業、炭素や石油の生産企業を含む）の責任を問うために、国際及び国内レベルで法的機構を発展させるよう呼びかける。

民主主義の強化

会議は、すべての者の信仰の自由に関する権利またはいかなる宗教をも強制されない権利、及び偏見または敵対心を持たれる恐れなく、個々人が自らの宗教を実践することができる権利に

敬意を払うことを再確認する。しかしながら、悲しむべきことに、我々は極端な宗教的原理主義がコミュニティ内に楔を打ち込むものとなってきたことに留意しておく必要がある。我々は信仰を有するすべての者が互いに敬意を払うことを呼びかけるとともに、政府が自らの権力基盤を強化するために、これらの人々の間で生じている不和をあおることがないように要請する。

真の民主主義こそが、社会で周縁化されている人々に対し、統治機構内で自らの利益を代弁する代表者により正確に表現される権利を付与するものとなるはずである。

連帯

我々は、世界各地で貧困や抑圧、搾取からの解放を求めて闘っている人民と連帯することを表明する。我々の連帯は、他の国々の人々に対する人道的懸念のみならず、人権の擁護がすべて者に課せられた法的義務であるとの判断に基づくものである。我々は、ブラジルとベネズエラで生じている出来事に関し、特別な懸念を表明する。

我々は、ネパール人民が、民主的で、すべての人を対象とする、人権擁護を求める憲法を有していることに喜びを感じている。我々は、過去に起きた震災からの復興と再建、並びに繁栄と発展を伴う、より公平で、すべての者に開かれた民主的な社会の構築に向けた活動を人々に認める憲法が、実効的かつ完全に履行されることを求めているネパール人民と連帯することを表明する。

会議は、生活必需品、医薬品、燃料供給へのアクセスを奪うことで、ネパールの人々にとつてもない困難を強いているインド政府による、ネパールに対する不当な完全封鎖を非難する。

我々の誓い

アジア太平洋地域の人々がさらされている深刻な貧困、拡大する平和と安定への脅威、並びに変革を求める人民の運動が直面している人権侵害に鑑みると、進歩的な法律家や法学を学ぶ者、また人権活動家が国境を越えて積極的な役割を果たしていくことが必要不可欠である。我々は、本声明の中で取り組むべき課題として示した諸問題を追求するとともに、抑圧と搾取に抗する闘いを展開している人民とともに活動し続けることを誓う。

我々は、人権活動家の間の団結や協力を本地域とその以外の地域で活性化させていくことのみならず、公平で持続的な平和並びに真の変革を求める活動が、アジア太平洋法律家会議や本声明を超えて確実に継続されていくことを目指す、アジア太平洋法律家協会（Confederation of Lawyers of Asia Pacific）の設立を歓迎する。

翻訳：笹本潤、清末愛砂

2016年

- | | | |
|----|--------|--------------------------------------|
| 4月 | 14日 | 刑訴法改悪反対国会請願デモ+刑訴法等の改悪に反対する集い |
| | 15日 | 刑訴法改悪反対・5団体代表が日弁連会長と面談 |
| | 16日 | 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 |
| | 22日 | 盗聴・密告・冤罪NO!実行委員会主催「廃案を求める市民集会」 |
| 5月 | 27日 | 刑事法研究者院内集会後、弁護士有志として日弁連会長と面談、記者会見 |
| | 10日 | 8団体共催の刑訴法改悪を許さない緊急院内集会 |
| | 13日 | 日本国際法律家協会・第3回理事会 |
| | 16日 | 刑訴法改悪で8団体の共同声明(日弁連と民進党に各宛)を提出後、記者会見 |
| 6月 | 26日 | 刑訴法改悪で8団体有志による「日弁連会長への公開質問状」提出・公表 |
| | 30日 | 刑訴法改悪で8団体の「強く抗議する共同声明」 |
| | 1日 | 刑訴法改悪で8団体代表が日弁連会長と面談 |
| | 9日 | 法律家6団体主催「安倍政権と報道の自由」集会 |
| | 16日 | COLAP-6直前・日本準備会 |
| | 17~19日 | 第6回アジア太平洋法律家会議(COLAP-6) ネパール・カトマンズにて |
| 7月 | 20日 | IADLビューロー会議 |
| | 30日 | 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 |
| | 8日 | 日本国際法律家協会・事務局会議 |

今後の予定

- | | | |
|----|--------|---------------------------|
| 7月 | 21~22日 | ICRPR総会参加 フィリピン・ミンダナオにて |
| | 23~24日 | ICHPR国際会議参加 フィリピン・ミンダナオにて |
| | 29日 | 日本国際法律家協会・第4回理事会 |
| 8月 | 25日 | アジア太平洋法律家協会(COLAP)学習会 |
| 9月 | 8日 | 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 |
| | 16日 | 日本国際法律家協会・第5回理事会 |

編集後記

今号は、ネパールで開催された第6回アジア太平洋法律家会議の特集号です。会議全体の総括的報告、各分科会でなされた日本の様々な人権・平和問題に関する報告、参加者の感想等を会員の皆さまと共有させていただきます。2014年7月1日になされた違憲無効としか言いようがない安全保障関連の閣議決定から2年が経過した現在、日本社会の状況は悪化の一途をたどっています。このような状況にあるからこそ、この社会が抱えている問題を海外に積極的に伝えていくことが求められているのではないのでしょうか。その点から考えると、日本国際法律家協会の役割は今後、益々重要になると思います。インタビューリストもそのような活動を支えることができるよう、内容を工夫していきます。皆さまのお知恵をぜひお貸しください。また、ネパールでの会議を経て、アジア法律家協会の活動もついに始まりました。こちらについてもインタビューリスト等を通して、紹介していきます。ご注目ください(清末愛砂)。

CONTENTS

■ The 6th Conference of Lawyers of Asia Pacific (COLAP-6), Nepal		
■ Sending the Japan Delegation to COLAP-6	Kenichi Okubo, COLAP-6 Japan Delegation Head	2
■ COLAP-6 Overall Report	Yayoi Hasegawa, JALISA Secretary-General	4
■ Session 1: 'Global and Regional Peace'	Shigeaki Iijima, Professor, Nagoya Gakuin University	6
□ Keynote Speech: Situation Regarding Peace in East Asia	Jun Sasamoto, JALISA	7
□ What Must We Do to Abolish Nuclear Weapons? A Question Posed to COLAP VI	Kenichi Okubo, JALANA	9
□ East Asian Security as Seen from the Issue of US Military Bases in Okinawa	Jinen Kita, Lawyer	11
□ The Pacifism of Japan's Constitution and the Japan-US Security System	Shigeaki Iijima, Nagoya Gakuin University	14
■ Session 2: 'Human Rights'	Masahumi Nakamine, Lawyer	16
□ Exchange Program with NUPL	Yayoi Hasegawa, JALISA Secretary-General	17
□ Working Status of Foreign Workers (Technical Intern Trainees)	Masahumi Nakamine, Lawyer	20
■ Session 3: 'Economic and Development Rights'	Machiko Aiso, Lawyer	22
□ Mental Damage Caused by Evacuee Life: Tsushima District of Nami Town	Tana Isobe, Lawyer	23
□ On the Accident at Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant in Japan	Hidehiko Kanbe, Kansei Gakuin University	24
□ Poverty in Japan	Machiko Aiso, Lawyer	27
■ Session 4: 'Strengthening Democracy'	Shun Tanaka, Lawyer	29
□ Hate Speech	Kunihiko Yasuhara, Lawyer	31
□ Japan's Prewar Thought Oppression and Present-Day Asia and Japan		
League Demanding State Compensation for the Victims of the Public Order Maintenance Law,	Kyoichi Kanno	33
□ On the State of Japan's News Media		
Yuko Takabe, JALISA Office, Videographer, Doctor's Course, Yokohama National University		35
□ Muslim Mindanao's Quest for Fair and Effective Public Administration as a Vehicle for Popular Democracy:		
An Attempt for Active Peacebuilding Research by Hiroshima University with the Prefectural Government		
Osamu Yoshida, Mariko Shinmoto and Emiko Nakasaka, Hiroshima University, Graduate School of Social Sciences,		
Hiroshima Active Peacebuilding Research Initiative		37
■ Confederation of Lawyers of Asia and Pacific region Is Finally Launched (June 18, 2016 in Kathmandu)		
Jun Sasamoto, COLAP Secretary-General		41
■ Impressions of COLAP-6		
□ The Success of Solidarity Night (20 members of the Japanese delegation were one in spirit)	Masaru Oya	43
□ My Participation in the Pokhara Tour	Yutaka Iwaki, Lawyer	45
□ At COLAP-6: My Encounter with Nepalese Ceremony	Setsuko Karino, Lawyer	46
□ Earthquake Wounds Remain in Nepal: Contact with the Concern and Tolerance Underlying Diversity	Paek Chung, Lawyer	47
■ The Right to Peace		
□ A draft of UN declaration on right to peace has been adopted by UN Human Rights Council!	Jun Sasamoto	50
□ The Right to Peace: Report on March Meeting in the Diet	Kyoko Ildaka	52
□ Ise-Shima Summit of civil society	Shigeaki Iijima, Nagoya Gakuin University	54
□ On the Forefront of Research on Countries Without Military Forces (1)		
Christophe Barbey: <i>Nonmilitarisation and Countries without Armies</i>	Akira Maeda, Tokyo Zokei University	54
■ IADL News		
□ New IADL Website / New Column Series: IADL Website Features		59
■ The Third Nationwide Research and Exchange Conference in Fukushima on Nuclear Power and Human Rights		
□ Session 3: Report on 'Why Can't Japan Give up Nuclear Technology?'	Seiichi Okuma, Lawyer	61
□ From the Marshall Islands:		
Lawsuits Filed in the International Court of Justice Seek Proof that Nuclear Damage Shall Not Happen Again	Seiichi Takemine	63
■ 'Campaign Opposing the Bill for Partially Amending the Criminal Procedure Act and for Recording Interrogations,		
and Opposing Expansion of the Wiretapping Law and the Introduction of Plea Bargaining'	Osamu Niikura	68
■ Sponsored by 6 Lawyers Organizations: "The Abe Administration and Press Freedom: The Abe Administration's Comprehensive		
Media Strategy and the Crisis of Democracy — What Can We Do?"	Hiroshi Miyasaka, Lawyer	70
■ Books Useful for JALISA Activities		
□ <i>The Senkaku Issue as Seen by International Legal Scholars: Bettering the Prospect for a Dispute Settlement</i>	Seiichi Okuma	72
□ <i>Hey, Japan! You Call This Democracy?</i>	Satoshi Kawadu	75
□ <i>Self-Defense Forces Personnel and NGOs Comment on the Japan-US Security System</i>	Toshihisa Nakamori	77
■ Series: My Involvement with JALISA Activities	Hiroshi Miyasaka, Lawyer	78
■ Series: My View on Article 9	Shigeaki Iijima, Professor, Nagoya Gakuin University	80
□ In Memory of Former JALISA President Yoshihiro Eto	Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University	81
Document: Kathmandu Declaration		83
JALISA Diary / Editorial Notes		89